

岩手県東日本大震災津波復興計画

復興基本計画（案）

～いのちを守り 海と大地と共に生きる
ふるさと岩手・三陸の創造～

平成 23 年 8 月

岩 手 県

目 次

はじめに	1
序章	2
第1章 被災状況	
1 地震及び津波の概要	5
2 被害の状況	6
第2章 復興の目指す姿と3つの原則	
1 復興の目指す姿	11
2 復興に向けた3つの原則	12
第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	
1 津波対策の基本的考え方	13
2 津波対策の方向性	13
3 まちづくりのグランドデザイン	15
第4章 復興に向けた具体的な取組	
1 取組の体系	22
2 主な取組内容	
«「安全」の確保»	I 防災のまちづくり 24
«「安全」の確保»	II 交通ネットワーク 27
«「暮らし」の再建»	I 生活・雇用 30
«「暮らし」の再建»	II 保健・医療・福祉 33
«「暮らし」の再建»	III 教育・文化 36
«「暮らし」の再建»	IV 地域コミュニティ 39
«「暮らし」の再建»	V 市町村行政機能 41
«「なりわい」の再生»	I 水産業・農林業 42
«「なりわい」の再生»	II 商工業 50
«「なりわい」の再生»	III 観光 53
3 取組項目一覧	56
第5章 三陸創造プロジェクト	69
第6章 復興の進め方	76
附属資料	79
付録 用語説明	94

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に東日本を直撃したマグニチュード 9.0 の大地震とそれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震によって、多くの尊い命と財産が奪われた。

本県においては、明治 29 年、昭和 8 年の三陸地震津波、昭和 35 年のチリ地震津波等による被害状況を踏まえ、津波対策として防潮堤等の防災施設の整備や地域防災の取組などを進めてきたが、今回の津波は、過去の津波を凌ぐ大規模なものであり、これまで数多くの災害に見舞われてきた本県にとっても、かつて経験したことのないような大災害となった。

今、この筆舌に尽くしがたい状況を目の当たりにして、私たち県民一人ひとりの胸には、「人命が失われるような津波被害は今回で終わりにする」という決意と、災害の苦しみ、悲しみを乗り越え、「安全に、暮らし、働くことができる地域社会」を取り戻そうとする思いがあふれている。

この「岩手県東日本大震災津波復興計画」（以下「計画」という。）は、このような切なる思いを実現するべく、科学的、技術的な知見に立脚し、被災市町村等の復興を長期的に支援するという考え方に基づき、沿岸地域をはじめとした岩手県全体が、震災を乗り越えて力強く復興するための地域の未来の設計図として、被災住民・市町村の意見等を十分踏まえながら、「岩手県東日本大震災津波復興委員会」（委員長：藤井克己岩手大学学長）をはじめとする県内外の専門家、学識経験者からの提言等に基づき、岩手県が策定するものである。

計画では、「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」を目指す姿とし、復興に向けた 3 つの原則として「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」を掲げている。また、安全で安心な防災都市・地域づくり、被災者が一日でも早く元の生活に戻ることができる住環境の整備や雇用の確保、本県の基幹産業である水産業の再生など、当面する課題から地域が復興する姿まで、基本的な考え方や復興への歩み等を示している。

この計画は、沿岸地域をはじめとした被災地域が、岩手の未来を担う力となるよう、地域社会のあらゆる構成主体が連携して復興の主体となり、その総力を結集し、地域社会に根ざした復興をなし遂げることを目指す。また、全国、世界各地から寄せられている様々な支援や参画の広がりを契機とし、これらのつながりを力に、開かれた復興を実現する。

そして、私たち県民が復興に向かう姿は、今後の世界的な津波防災の方向を指し示すものと確信している。

今回の大震災津波により、広範囲にもたらされた甚大な被害からの復興は、まさに国家的な課題と位置付けられるものであり、その道のりは決して平坦ではない。しかし、この計画により、県民全員で震災を乗り越え、さらには、ふるさと岩手・三陸の力強い創造に向け、希望を抱きながらその道を着実に歩んでいきたい。

序 章

1 策定の趣旨

この計画は、科学的、技術的な知見に立脚し、被災市町村等の復興を長期的に支援するという考え方に基づき、沿岸地域をはじめとした岩手県全体が、東日本大震災津波を乗り越えて力強く復興するための地域の未来の設計図として、復興に向けての目指す姿や原則、まちづくりのグランドデザイン、具体的取組の内容、復興への歩み等を明らかにするものである。

なお、本県では、「いっしょに育む『希望郷いわて』」の実現に向けて、平成21年12月に「いわて県民計画」を策定し、「仕事」、「暮らし」、「学び・こころ」の分野ごとに、県民一人ひとりの「実現していきたい岩手の未来」を描き、その実現に向けた様々な施策を県民の総力を結集しながら展開してきたところである。今回の大震災津波を踏まえ、「いわて県民計画」に基づく施策の推進を基本としつつも、復興に関する事項については、本計画に基づき推進するものである。

2 計画の役割

この計画は、大震災津波からの復興に当たって、次の役割を担う。

- (1) 被災者に寄り添い、一人ひとりの安全を確保し、その暮らしの再建となりわいの再生を支援する計画である。
- (2) 被災市町村が策定する復興計画等の指針となり、その自主的な復興を支援する計画である。
- (3) 復興に当たって、県民、関係団体、企業、N P O、高等教育機関など、地域社会を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針となる計画であるとともに、県としての施策の方向や具体的な取組内容を示す計画である。
- (4) 岩手県としての復興の方向性と取組を明らかにし、国に対して、必要な復興事業の推進や支援を提案・要望する計画である。
- (5) 国民や国際社会の積極的な支援と参画を通じた「開かれた復興」を促す計画である。

3 計画の構成

この計画は、復興に向けての目指す姿や原則、まちづくりのグランドデザイン、具体的な取組の内容等を示した「復興基本計画」と、施策や事業、工程表等を示した「復興実施計画」により構成する。

復興に向けては、被害の広域性、複合性、多様性、規模の大きさから、緊急的、短期的、中・長期的な取組を重層的に進めていくことが必要であることから、取組の当初から一体的な戦略に基づき復興を目指す。

4 計画の期間

この計画は、本県における迅速な復興の推進とともに、平成31年度に策定が予定される県の次期総合計画を見据え、平成23年度から平成30年度までの8年間を全体計画期間とする。

「復興実施計画」については、第1期（平成23年度から25年度までの3年間）、第2期（平成26年度から28年度までの3年間）、更なる展開に向けた連結期間となる第3期（平成29年度から30年度までの2年間）に区分し、取組を推進する。

このうち、第1期復興実施計画の期間を基盤復興期間と位置付け、特に集中的な復興の取組を行う。

なお、被災市町村が策定する復興計画等に基づく取組との整合性については十分配慮し、当該市町村との連携を図り、その復興が着実に達成されるように取組を進める。

《計画の構成及び期間》



※ 復興への歩みと計画期間との関係については、23ページを参照。

5 復興の主体

復興に当たっては、県民をはじめ、各分野や地域等の関係団体、企業、N P O、高等教育機関、行政など、地域社会のあらゆる構成主体が連携して「復興の主体」となり、その総力を結集し、地域社会に根ざした復興をなし遂げる。

また、全国、世界各地から寄せられている様々な支援や参画の広がりを契機とし、本県における復興への共感に基づく積極的な「つながり」を力に、開かれた復興を実現する。

6 対象地域

この計画は、特に甚大な被害を受けた沿岸市町村を主な対象としているが、今回の大震災津波によって、内陸地域においても直接的な被害や社会経済的な影響が広く及んでいること、また、復興の達成に向けては、沿岸地域と内陸地域が一体となった取組が必要であることから、内陸地域を含む県内全体を対象地域とする。

7 計画の見直し

この計画は、社会経済情勢の変化や復興の状況等を踏まえ、必要に応じて、所要の見直しを行うものとする。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード 9.0 と国内観測史上類を見ない規模の大地震で、その地震に伴う巨大津波、さらにその後断続的に発生した余震は、本県各地に深刻な被害を与えた。

特に、巨大津波による被害は甚大で、沿岸地域における人的、物的被害は、想像を絶するものとなった。

また、内陸地域においても、人的被害や公共土木・農林業被害などの被害が発生しており、物流面の混乱や風評被害等の社会経済的な影響は、県内全域に及んだ。

1 地震及び津波の概要

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、三陸沖（北緯 38.1 度、東経 142.5 度）を震源とする、国内の観測史上最大となるマグニチュード 9.0 の地震が発生した。アメリカ地質調査所（U.S.G.S.）によると、1900 年以降に世界で発生した地震の中で 4 番目の規模の地震である。

この地震により、本県では、大船渡市、釜石市、滝沢村、矢巾町、花巻市、一関市、奥州市、藤沢町で震度 6 弱を観測したほか、県内各地で強い揺れを観測した。

この地震に伴って発生した津波は、北海道から東北、関東地方の広範囲に及ぶなど、明治 29 年、昭和 8 年の三陸地震津波、昭和 35 年のチリ地震津波を凌ぐ大規模なものだった。

気象庁は、この地震を、「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」と命名し、日本政府は、この地震による震災の名称を「東日本大震災」とすることを決定した。

また、この地震の発生後、大小含めた数多くの余震が断続的に発生した。特に、平成 23 年 4 月 7 日には、宮城県沖を震源とするマグニチュード 7.1 の強い余震が発生し、大船渡市、釜石市、矢巾町、一関市、平泉町、奥州市での震度 6 弱をはじめ、県内各地で強い揺れを観測した。

表 1 地震及び津波の概要

項目	東北地方太平洋沖地震	宮城県沖を震源とする地震(最大余震)
発生日時	平成 23 年 3 月 11 日(金)14 時 46 分頃	平成 23 年 4 月 7 日(木)23 時 32 分頃
震央地名	三陸沖	宮城県沖
震源の緯度、経度、深さ	北緯 38° 06.2' 東経 142° 51.6' 24km	北緯 38° 12.2' 東経 141° 55.2' 66km
規模(マグニチュード)	9.0 (モーメントマグニチュード)	7.1 (暫定値)
本県の最大震度	震度 6 弱：大船渡市、釜石市、滝沢村、矢巾町、花巻市、一関市、奥州市、藤沢町	震度 6 弱：大船渡市、釜石市、矢巾町、一関市、平泉町、奥州市
津波の最大波	宮古 11 日 15 時 26 分 8.5m 以上 釜石 11 日 15 時 21 分 4.2m 以上 大船渡 11 日 15 時 18 分 8.0m 以上	—
津波観測点付近の痕跡等から推定した津波の高さ(参考値)	久慈港 (推定) 8.6m	—

出典：気象庁発表資料等をもとに、岩手県災害対策本部及び岩手県復興局まとめ（平成 23 年 7 月 25 日現在）。

(注 1) 発表数値は、精査の結果、後日変更される場合がある。

(注 2) 東北地方太平洋沖地震で震度 5 弱以上の可能性が考えられる陸前高田市及び大槌町の震度観測点については、観測データ不足等により気象庁において欠測扱いとしている。

(注 3) 津波の最大波は、津波観測点で収録されていた記録を回収・分析した中で、最も高い値が表示されており、実際の津波はこれよりも高かった可能性がある。また、潮位観測施設が大きな被害を受けており、測定された値がその影響を受け、適切に津波の高さを観測できていない可能性がある。

(注 4) 気象庁の津波観測地点のうち、欠測となっている久慈港については、平成 23 年 4 月 5 日に気象庁が発表した「現地調査による津波観測点付近の津波の高さについて」による。

2 被害の状況（平成 23 年 7 月 25 日現在）

東北地方太平洋沖地震と、それに伴って発生した津波は、東北地方から関東地方の太平洋沿岸部の広範囲に及び、本県の沿岸地域を中心に甚大な被害を与えた。

東日本大震災による人的被害は合計で 6,878 人、水産業をはじめとした産業被害が 6,087 億円、公共土木被害が 2,573 億円となっている。

沿岸地域の被害は、壊滅的な被害を受け集落・都市機能をほとんど喪失した地域、臨海部の市街地を中心に被災し後背地の市街地は残存している地域など、市町村や地域によって大きく異なっている。

また、内陸地域においても、人的被害や家屋、製造業・農林業施設、公共土木等の被害が発生している。

表2 被害の状況

※平成 23 年 7 月 25 日現在

被 害 の 区 分		被 害	備 考
人的被害	死者数	4,611 人	
	行方不明者数	2,081 人	
	負傷者	186 人	一部、負傷者数を把握できていない市町村がある。
計		6,878 人	
家屋被害	全・半壊	24,534 棟	
	一部損壊	5,010 棟	
計		29,544 棟	
産業被害	農業被害	589 億円	農地・農業用施設 544 億円、農業施設 28 億円等
	林業被害	250 億円	林業施設 199 億円、森林 37 億円等
	水産業・漁港被害	3,587 億円	漁港 2,782 億円、漁船 234 億円、養殖施設 132 億円、水産施設等 219 億円等
	工業（製造業）被害	890 億円	
	商業（小売・卸売業）被害	445 億円	津波による流出・浸水被害の推定額であり、地震による被害は含めていない。
	観光業（宿泊施設）被害	326 億円	
計		6,087 億円	
公共土木施設被害	河川・海岸・道路等施設被害	1,723 億円	海岸 1,289 億円、道路 252 億円、河川 147 億円等
	都市・公園施設被害	405 億円	下水道 306 億円、公園 99 億円
	港湾関係施設被害	445 億円	
計		2,573 億円	

出典：岩手県災害対策本部調べ

（1）人的被害

今回の大震災津波による人的被害は、合計で 6,878 人となっており、本県の人口の 0.5%、沿岸地域の人口の 2.5% が被害を受けた。被害の概要は、次の表のとおりである。

表3 人的被害の概要

市町村名	人口	人的被害・建物被害の状況 (平成23年7月25日現在)				
		死者数 (人)	行方 不明者数 (人)	負傷者 (人)	合 計 (人)	対人口 割合(%)
岩手県計	1,330,147	4,611	2,081	186	6,878	0.5
陸前高田市	23,300	1,538	392	不明	1,930	8.3
大船渡市	40,737	330	122	不明	452	1.1
釜石市	39,574	879	349	不明	1,228	3.1
大槌町	15,276	790	773	不明	1,563	10.2
山田町	18,617	593	261	不明	854	4.6
宮古市	59,430	420	158	33	611	1.0
岩泉町	10,804	7	0	0	7	0.1
田野畠村	3,843	14	19	8	41	1.1
普代村	3,088	0	1	1	2	0.1
野田村	4,632	38	0	17	55	1.2
久慈市	36,872	2	2	8	12	0.0
洋野町	17,913	0	0	0	0	0.0
沿岸小計	274,086	4,611	2,077	67	6,755	2.5
内陸小計	1,056,061	0	4	119	123	0.0

出典：平成 22 年国勢調査及び岩手県災害対策本部調べ

(2) 家屋被害

家屋被害は、29,544 棟にのぼっており、このうち、全壊・半壊は 24,534 棟となっており、ほとんどが津波による被害である。浸水地域の人口は約 8 万 8 千人で、被災市町村の全人口の約 3 割を占めている。

また、避難者数は、平成 23 年 3 月 15 日の約 4 万 8 千人をピークとし、平成 23 年 7 月 25 日現在、4,892 人が避難所生活又は物資等の支援を受けている状況にある。

一方、応急仮設住宅は、平成 23 年 7 月 25 日現在、設置目標の 93 パーセントが完成し、避難所から応急仮設住宅への入居も進んできている。今後、沿岸市町村では、応急仮設住宅の完成状況も見ながら、避難所の解消を進めていくこととしている。

(3) 産業被害

産業被害は、全体で 6,087 億円となっている。内訳をみると、水産業・漁港被害が漁港や漁船、養殖施設、水産加工施設など全般にわたる被害でおよそ 3,587 億円と最も甚大で、次いで、工業（製造業）被害が 890 億円、農業被害が 589 億円、商業（小売・卸売業）が 445 億円となっている。

今回の大震災津波により、雇用情勢は厳しさを増し、震災発生直後から平成 23 年 7 月 24 日までの、沿岸 4 か所の公共職業安定所における離職票等の交付件数は 12,711 件に及んでおり、これは昨年度 1 年間の交付件数（11,185 件）を上回っている。

また、人的、物的被害に加え、震災発生後の旅行キャンセルや自肃ムードによる様々な行事の中止等は、本県の産業経済に深刻な影響を与えた。

(4) 公共土木施設被害

公共土木施設被害は、全体で2,752か所、2,573億円となっている。そのうち、海岸施設の被害が特に甚大であり、被害額は1,289億円となっている。次いで、港湾施設が445億円、下水道施設が306億円、道路施設が252億円の被害額となっており、東北地方太平洋沖地震に加え、断続的に発生した余震等により、内陸地域の道路施設を中心に被害が増大した。

また、今回の津波被害では、防災施設の多くが被災していることに加え、各地で地盤沈下が起こっており、潮位が上がるたびに浸水がみられる。

(5) ライフラインの被害

ライフラインの被害について、県災害対策本部が把握している最大値でみると、停電が約76万戸、ガス供給停止が約9.4千戸、断水が約18万戸、電話不通回線が約6万6千回線となっている。

表4 ライフライン被害の概要

区分	最大被害状況	復旧状況
停電	約76万戸	復旧完了（5月28日復旧）
ガス供給停止	約9.4千戸	供給停止なし（4月26日復旧）※1
断水	約18万戸	復旧完了（7月12日復旧）
電話不通	約6.6万回線	サービス中断中の通信ビルなし（4月17日復旧）※2

※1 家屋倒壊等が確認された箇所を除く。

※2 加入者宅と通信ビル間の回線切断等により、利用できない場合がある。

出典：岩手県災害対策本部調べ

(6) 資本ストックの被害額

株式会社日本政策投資銀行の試算によると、今回の大震災津波による資本ストックの被害額（推計）は、県全体で4兆2,760億円となっている。このうち、沿岸地域が3兆5,220億円と被害額全体の約8割を占めており、沿岸地域の資本ストックの約半分が被害を受けたことになる。

表5 資本ストックの被害推計

（単位：10億円）

	推定資本ストックA	推定資本ストック被害額				合計B	被害率B/A
		生活・社会インフラ	住宅	製造業	その他		
内陸部	26,369	457	22	64	211	754	2.9%
沿岸部	7,449	1,943	607	191	781	3,522	47.3%
合計	33,818	2,400	629	255	992	4,276	12.6%

出典：株式会社日本政策投資銀行

【参考：岩手県沿岸地域の概要】

■ 概況

本県の沿岸地域は、本州最東端に位置し、北は洋野町から南は陸前高田市まで5市4町3村で構成されている。地域の総面積は約4,946km²。風光明媚な陸中海岸や天然の良港、さらには世界的な漁場等の豊かな自然環境に囲まれた地域である。

この地理的利点を生かした水産業の他にも、世界的シェアを誇る精密機械関連産業や鉄鋼業、セメント製造業等の産業が集積しているとともに、本県内陸地域等で生産された工業製品の積み出し港として陸海の交通ネットワークを形成している地域である。

しかしながら、全国や本県内陸地域と比べ経済的基盤が弱いなどの課題も抱えており、本県では、「沿岸地域の発展なくして県の発展はない」との考え方から、県政の最重要課題として、当該地域の振興に重点的に取り組んできた。

こうした取組により、特に産業振興の分野では、食産業、ものづくり産業、観光産業、農林水産業などにおいて、様々な地域資源を活用した新商品の開発や販路の開拓、企業の新規立地や既存立地企業の生産拡大、農林水産物のブランド化などで成果が現れてきたところであります、その豊富な地域資源を背景に、今後の更なる発展が期待される地域である。

■ 自然的特性

総延長が708kmにも及ぶ海岸線は、国内ではほとんど類例をみないほどの変化に富んだ美しい海蝕景観によって構成されており、ほぼ全域が陸中海岸国立公園に指定されている。

沿岸地域の地形は、宮古市を境に、北部は、海蝕崖や海岸段丘が発達した典型的な隆起海岸の特徴を示しているが、南部は、北上高地の裾野が沈水してできた、日本における代表的なリアス式海岸となっている。

また、沿岸及び沖合は、南からの黒潮と北からの親潮に加えて、沿岸沿いに南下する津軽暖流が複雑に交わり、世界有数の漁場となっている。

沿岸地域の気象は、冬はフェーン性の好天が続き、気温も内陸に比べ温暖だが、夏は親潮や偏東風（やませ）の影響で、比較的冷涼で霧が多い気象条件となっている。

■ 人口等の現況

平成22年の沿岸地域の人口は、約27万4千人で、岩手県の人口の約2割を占めている。人口を年齢構成別にみると、本県は全国に比べて高齢者の割合が高く、その中でも、沿岸地域は、高齢化が進行している。

沿岸地域の総世帯数は、104,333世帯で、本県の世帯数の約2割を占める。人員別世帯数の割合をみると、沿岸地域も全国と同じく1人世帯、2人世帯が全体の半分以上を占めているものの、6人以上の世帯の割合は全国平均の約2倍と高くなっている。

また、高齢世帯の状況をみると、沿岸地域の65歳以上の親族のいる世帯の割合は、52.5%で、全国より17.4ポイント高く、岩手県の平均と比べても6.4ポイント高くなっている。

※ 人口等の現況は、全国との比較が可能な平成17年度国勢調査データによる。

■ 歴史・文化風土

縄文の昔からの漁労文化が根付いた地域で、鮑、ナマコなどの採捕を中心とした漁業が始まり、江戸時代には、煎海鼠（いりなまこ）や干鮑（ほしあわび）などの長崎俵物の産出地として知られ、吉里吉里善兵衛（きりきりぜんべい）等の豪商が生まれるほど豊かな地域であった。

その後、漁業の発達に伴い、漁場の管理等が課題となり、現在では地域ごとに漁業協同組合が組織され、漁業権の管理を行うなど、漁業協同組合を核とした漁業が展開されている。

また、産業面では、鉄鋼石、石灰石等の地域資源を活用し、製鉄、セメント等の基礎素材型産業が発展し、本県経済を牽引してきた。

文化面では、黒森神楽（国指定無形民俗文化財）等の神楽、虎舞、鹿踊等の郷土芸能にあふれている。

■ 地域産業等の特徴

沿岸地域の平成 20 年の純生産額は、5,689 億円で県全体の約 2 割を占める。一人当たりの県民所得や有効求人倍率は、県平均を下回っている状況である。

このような状況の中、沿岸地域の振興に向けた様々な取組が進められ、その成果が得られてきたところである。例えば、食産業においては、良好な漁場を背景とした水産物のブランド化が進み、生産量全国 1 位を誇るワカメをはじめホタテなどの水産物が、首都圏においても高い評価を得ている。

また、産業においても、世界的シェアを誇る精密機械関連産業や鉄鋼業、セメント製造業に加え、コネクタ関連企業など国際競争力の高い企業の立地が進んでおり、最近では、県内の食品製造事業所の半数が県内に所在している。

さらに、観光においては、全国観光資源評価（「自然資源・海岸」の部）で国内唯一の最高ランク特 A 級に格付けされた北山崎など数々の景勝地に加え、豊富な水産物資源を活用したグリーン・ツーリズムなどの取組が進んでおり、首都圏から多くの観光客が訪れ、岩手ファンの拡大が促進されるなど、今後も一層の発展が望まれる地域である。

■ 社会資本の整備

鉄道では、東日本旅客鉄道株式会社が、八戸線や山田線、大船渡線を運行している。さらに、国鉄再建法により廃止されることとなった路線を引き継ぎ、地域住民の足を守るために、昭和 56 年に設立された三陸鉄道株式会社が、国内初の第 3 セクター方式の鉄道会社として、北リアス線と南リアス線を運行している。

道路は、国道 45 号のほか、沿岸地域を縦貫する三陸縦貫自動車道、地域高規格道路三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道の幹線道路ネットワークの整備が進められており、整備率は 21.2% となっている。

港湾は、重要港湾が 4 港（久慈、宮古、釜石、大船渡）と地方港湾が 2 港（八木、小本）整備されている。これまで、津波により幾たびも甚大な被害を受けてきた経験から、津波防潮堤や河口水門などの海岸保全施設が整備され、整備率は、被災前の段階で 72% となっている。また、湾口防波堤については、大船渡港が昭和 42 年に、釜石港は平成 21 年に完成している。

今回の大震災津波の経験を踏まえ、再び津波により人が亡くなることのない、より安全で暮らしやすい地域を創り上げなければならない。

本章では、今回の大震災津波からの復興に当たっての目指す姿を掲げるとともに、復興に向けた3つの原則を示す。

1 復興の目指す姿

- 今回の大震災津波による犠牲と被害の大きさと「津波はいつかまた来る」ことを胸に刻み、「人命が失われるような津波災害は今回で終わりにする」との決意のもと、単なる現状復旧にとどまるのではなく、科学的、技術的な知見に立脚した津波対策の方向性やまちづくりのグランドデザインを基にした安全で安心な防災都市・地域づくりによる復興を実現する。
- 犺牲者の故郷への思い、脈々と地域に継承されてきた歴史や文化を次代に継承し、復興を果たした「ふるさと」が、一人ひとりにとっていきいきと暮らすことのできる「ふるさと」であり続けることのできるような地域社会づくりを通じた復興を実現する。
- 「なりわい」と「暮らし」を早急に再生し、誰もが再び人間らしい日々の生活を取り戻すことができる被災者一人ひとりに寄り添う人間本位の復興を実現する。
- 地域の主体的な考え方を踏まえ、コミュニティの回復・再生を図りながら、三陸の海が持つ多様な資源や潜在的な可能性などの特性を生かした復興を実現する。
- 全国、世界から寄せられている支援や参画の広がりをきっかけとして、人と人、地域と地域といったつながりを更に広げ、多様な参画による開かれた復興を実現する。

こうした考え方を踏まえ、次のとおり目指す姿を掲げる。

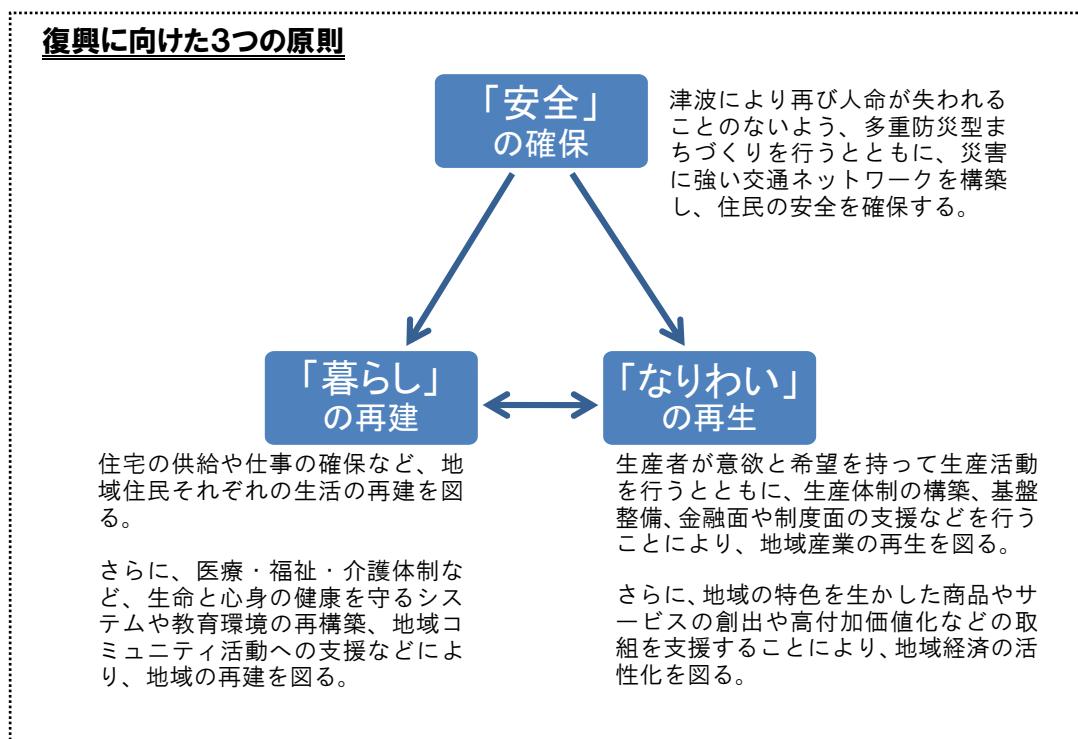
いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造

2 復興に向けた3つの原則

復興に向けた歩みを進めるに当たっては、まず、「安全」を確保しなければならない。その上で、被災者が希望を持って「ふるさと」に住み続けることができるよう、「暮らし」を再建し、「なりわい」を再生することによって、復興の道筋を明確に示すことが重要である。

このことから、「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」を復興に向けた3つの原則として掲げ、この原則のもとで、地域のコミュニティや、人と人、地域と地域のつながりを重視しながら、ふるさと岩手・三陸の復興を実現するための取組を進める。

こうした考え方に基づき、第3章では、「安全の確保」のための「復興に向けたまちづくりのグランドデザイン」について明らかにし、続く第4章で、復興の目指す姿と3つの原則を踏まえた今後8年間の具体的な取組の考え方と内容を示す。



1 津波対策の基本的考え方

今回の大震災津波は、明治29年、昭和8年の三陸地震津波、昭和35年のチリ地震津波を凌ぐ大規模なものとなった。今回の津波に対して防潮堤や湾口防波堤など既存防災施設が果たした役割について検証した結果、津波到達時間を遅らせる効果、浸水の深さを下げる効果、津波エネルギー（流速）を減衰する効果が確認されたが、ハード対策のみでは防御することが困難であることが示された。

一方、日頃から各地域で実施されてきた避難訓練、地域や小中学校等で行われてきた防災教育等も今回の大震災津波からの避難に一定の寄与がみられた。

これらを踏まえ、本県における津波対策の基本的な考え方として、再び人命が失われることがない多重防災型まちづくりと防災文化を醸成し継承することを目指す。具体的には、被害状況や地理的条件、歴史や文化、産業構造などに応じて、その地域にふさわしい「海岸保全施設」、「まちづくり」、「ソフト対策」を適切に組み合わせた多重防災型まちづくりを進め、被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより「安全の確保」を図る。

2 津波対策の方向性

（1）海岸保全施設

ア 海岸保全施設の整備

津波対策の基本的な考え方を達成するためには、海岸保全施設の整備は過去に発生した最大の津波高さを目標とするのが望ましい。しかし、地形条件や社会・環境に与える影響、費用等の観点から、海岸保全施設のみによる対策は必ずしも現実的でない場合がある。この場合、海岸保全施設の整備目標は、過去に発生した津波等を地域ごとに検証し、概ね百数十年程度の頻度で起こり得る津波に対応できる高さとする。

湾口防波堤や防潮堤、河川堤防、水門、陸こうなど海岸保全施設の整備に当たっては、まちづくりと一体的に検討を行い、地域に最も適した効果的な配置とする。

今回の津波による海岸保全施設の破壊メカニズムについて詳細な検証を実施し、復旧・整備に当たっては、計画規模を超える津波に対しても破壊されにくい構造を検討する。

また、水門や陸こうについては、操作員の安全を確保するため、操作の遠隔化、通信手段・電源等の多重化を図る。

イ 適切な維持管理による機能の維持

海岸保全施設の機能が長期にわたって維持されるよう、施設の構造形式や地理的条件等を十分に把握し、定期的な点検や劣化、損傷等に対する適時・的確な修繕など、維持

管理計画に基づいた適切な維持管理を行う。

(2) まちづくり

ア 安全な住環境の整備

被災した住宅地や集落については、海岸保全施設の配置計画と市街地・集落の立地や産業の形態を考慮し、住民との合意形成を図りながら総合的に検討を行い、嵩上げや高所移転により安全な住環境を確保する。

イ 津波防災を考慮した土地利用計画

被災した市街地については、海岸保全施設等により一定の安全性を確保した上で、津波のシミュレーションを参考に、住宅地、商業地、業務地、工業地や必要に応じて建築制限を行う地域などを適切に配置するとともに、災害対応等の中核となる市町村庁舎や病院、学校、福祉施設等の公共公益施設を安全性の高い場所に配置する。あわせて、避難時間を短縮する防浪（避難）ビルや避難タワー、防災公園や避難路等を適正に配置するなど、津波防災を考慮した土地利用計画とする。

ウ 公共施設等と連動した防災

避難場所となる公園や避難路を適切に配置するとともに、幹線道路や鉄道等については、公共施設管理者や民間事業者等と連携し、まちづくりのグランドデザインと一体となったルートの見直しや嵩上げによる防災機能の付加、公共施設等の建築物の構造強化等を行うことを検討する。

(3) ソフト対策

ア 避難計画の策定と情報通信網の整備

津波発生時のシミュレーションにより、浸水範囲や浸水深さ、津波到達時間を明示した津波浸水予測図を作成するとともに、今回の避難行動の実態調査を実施し、高齢者や障がい者など誰もが余裕を持って避難することができるよう、避難距離や避難時間を考慮した避難場所・避難路の配置、避難の手法、津波防災訓練等を定めた避難計画を策定する。

また、災害時にも迅速で確実な情報伝達・提供を可能とする重層的な情報通信ネットワークを構築する。

イ 「防災文化」の醸成と継承

今回の大震災津波の経験や教訓を後世に語り継ぐためには、災害体験により培われた先人の知恵を大切に、自然と折り合いながら暮らし、再び津波により人が亡くなることのない、より安全で暮らしやすい地域を創り上げていくための防災意識の向上や、避難行動を促す取組を「防災文化」として醸成し継承していくことが重要である。

このため、災害遺構の保存やメモリアル公園など象徴的施設の整備、津波浸水高の現

地表示などを行うとともに、自主防災組織の強化や地域に根ざした津波防災教育の充実を図る。

3 まちづくりのグランドデザイン

まちづくりのグランドデザインは、その地域の歴史や文化、地理的・社会的条件や被災状況に応じたものでなければならず、何よりも被災住民がその地にとどまり、あるいは一時的に離れたとしても戻ってきて、まちづくりに主体的に関わり、希望を持って生活再建を進められるものとする。

(1) まちづくりの視点

ア 生命と財産の保全

津波に対してはどのような場合でも避難することを基本とした上で、概ね百数十年程度で起こり得る津波に対しては、防潮堤等のハード整備により生命と財産を確実に守るとともに、過去に発生した最大津波に対しては、ハード整備とソフト対策を組み合わせた多重防災型の考え方で生命を確実に守る。

イ コンパクトな都市形成

住民生活や企業活動に必要な機能を一定エリアにコンパクトに集約し、効率的な市街地整備を図るとともに、住民や地域の復興意欲を集中し、まちづくりの原動力とする。

特に、街のにぎわいを作り出すことが復興の第一歩であることから、住居地と商業地、業務地を近接又は一体化するよう配慮する。

ウ 産業の再生と活性化

水産業など沿岸地域の強みである地場産業や地域の経済を支える基幹産業の再生に加え、復興に寄与する新たな産業を育む基盤づくりのため、防災施設や都市施設の整備と適正な土地利用の誘導を図る。

特に、水産業は漁港・集落が一体となって形成され、生産活動を行ってきたことから、効率的な生産が図られるよう居住地と業務地の配置について配慮する。

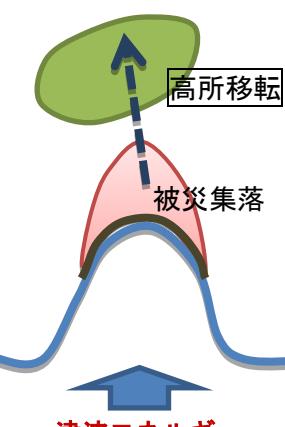
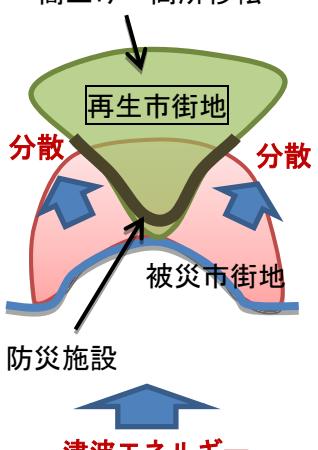
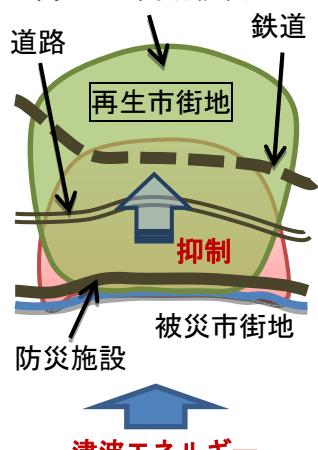
エ 環境との共生

自然環境に負荷をかけない市街地整備や自然エネルギーの活用など、沿岸地域の産業基盤であり観光資源でもある自然環境との共生に配慮する。

(2) 津波防災の分類

津波防災は、津波のエネルギーへの対応方法により、「回避型」、「分散型」及び「抑制型」の3つに分類できることから、多重防災型まちづくりのグランドデザインは、地域の状況に応じてこの分類を組み合わせて描いていくものである。

図1 津波防災の分類

分類	回避型	分散型	抑制型
ねらい (巨大津波 に対して)	生命と財産を守る	生命を守り、財産の多く を保全する	生命を守り、財産の壊滅的被害を防ぐ
イメージ	宅地造成 	嵩上げ・高所移転 	嵩上げ・高所移転 

回避型：津波を回避するため、浸水しない安全な地域に移転する。

分散型：防災施設等の配置により、津波エネルギーを分散して市街地を守る。

抑制型：第一線の防災施設に加え、道路や鉄道などの嵩上げで津波エネルギーを抑制し壊滅的被害を防ぐ。

(3) 防災のまちづくりのツール

多重防災型まちづくりは、被災した地域の被害状況や地理的条件、歴史や文化、産業構造なども踏まえつつ、防災施設、住環境及び土地利用のあり方について公共施設との連動や避難経路の確保等を考慮しながら検討しなければならないことから、多重防災型まちづくりのツールを「骨格的防災施設」、「防災・避難施設」、「建築物」及び「土地利用の誘導」の4つに分けて、配置する施設等の考え方を示す。

表1 防災のまちづくりのツール

施設等		配置する施設等の考え方
骨格的防災施設	湾口防波堤 防潮堤 河川堤防	<ul style="list-style-type: none"> ・湾口防波堤、防潮堤は、津波や高潮から地域を守る第一線堤としての防災施設となる。 ・河川堤防は、防潮堤や周辺の土地利用との関係を考慮し、水門設置又は堤防嵩上げ等を検討する。
	防潮林	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤の前面又は背後に、一定の幅を確保して設置する。 ・津波、塩害の防災機能を有し、併せて市民の憩いの場となる。
	三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道	<ul style="list-style-type: none"> ・津波や洪水の被害を受けない位置に建設する。 ・災害時は避難路、救援物資輸送路、その後は復興道路として、平時は広域連携、産業振興等の機能を持つ。 ・インターチェンジ周辺は、都市機能集約の候補地となる。
	国道、県道、臨港道路	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな市街地と一体的に計画し、必要に応じてルート変更を行うほか、嵩上げ等により第二、三線堤として防災機能を付加することを検討する。 ・災害時は避難路、緊急輸送路、平時は生活道路、地域間交流、産業振興等の機能を持つ。 ・嵩上げした道路は、都市の拡散を防ぐ輪郭としての機能を併せ持つ。
防災・避難施設	鉄道（JR、三陸鉄道）	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな市街地と一体的に計画し、必要に応じてルート変更を行うほか、嵩上げ等により第二、三線堤として防災機能を付加することを検討する。 ・広域連携、地域間連携、観光、生活等における重要な交通手段である。 ・駅は都市、地域の核としての機能を有し、公民館や福祉施設等との複合化を検討する。
	避難道路	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に、高台に向かって短時間で避難できるルートとする。 ・歩道、階段、スロープ等を適正に配置し、車と歩行者それぞれが安全に避難できる構造とする。 ・夜間の避難を考慮し、蓄電機能を持った照明施設を配置する。
	メモリアル（防災）公園	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下や地形的条件により利用が困難な土地を活用し、後世に大震災津波の記憶を伝える施設とする。 ・平時は、市民の憩いの場、観光拠点及び鎮魂の場とする。
	高台公園	<ul style="list-style-type: none"> ・住居地や工場・業務地等の背後の安全な高台に設置する。 ・災害時は、一時避難場所となる。 ・平時は、地域住民の憩いの場となる。
	高所移転（住宅団地） 地盤嵩上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティの維持を考慮しながら、高台や安全な高さまで嵩上げした場所に住宅を移転する。 ・地形や防災施設との関係及び生活の利便性、経済性等総合的に検討し、より有利な方法を選択する。 ・職住分離を可能とする安全な住宅地を確保する。
建築物	人工地盤	<ul style="list-style-type: none"> ・魚市場周辺等の土地の高度利用が必要な場所に設置する。 ・防災施設等の関係により地盤嵩上げその他の手法が選択できない場所に設置する。
	防浪ビル 避難ビル 避難タワー	<ul style="list-style-type: none"> ・防浪ビルは、海岸に近い場所で津波の勢いを抑制する機能を有する。 ・避難ビルは、高台まで遠く避難に時間を要する場所で、商業施設、公共施設等の概ね4階建以上の建物を活用し、一時避難所の機能を確保する。 ・避難タワーは、近くに防浪ビル、避難ビルがない海浜や港湾施設用地等に設置する。
	公共公益施設	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村庁舎や病院等の地域の拠点となる公共公益施設をコンパクトなまちづくりの核として適正な配置とする。 ・公共公益施設は、捜索、救援、医療等の災害対応の中核となるため、安全度の高い位置及び構造とする。 ・公民館（コミュニティセンター）や図書館、福祉施設等は、公営住宅や商業施設と一体化した施設（複合ビル）とすることを検討する。 ・病院や学校、福祉施設等の災害弱者のいる施設においては、迅速で確実な避難手段を確保する。
	（災害弱者施設）	

施設等		配置する施設等の考え方
建築物	公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性を確保した上で、鉄道やバス路線等の公共交通機関の利便性の高い地域に整備する。 ・官公庁や病院等の公共公益施設に近い、又はこれらと一体となった集合住宅(複合ビル)とすることを検討する。 ・災害時には、一時避難場所の機能を併せ持つ。
土地利用の誘導	商業地 (中心市街地)	<ul style="list-style-type: none"> ・街の中心として、公共公益施設や商業施設、集合住宅等を集約する。 ・祭りやイベントが開催可能で、人が集まりにぎわいのある地域とする。
	工業地 業務地	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難手段等を確保した上で、防潮堤等の防災施設の配置や港湾、漁港、インターチェンジ等の拠点的施設へのアクセス性を考慮して、適正に配置する。
	農地	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤と市街地、集落における住宅地との間の緩衝帯となる。 ・食料生産と併せて、環境、景観保全の機能を持つ。
	太陽光、風力 発電用地	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下や地形的条件により、利用が困難な土地の有効活用を図る。 ・平時は、公園や防潮堤の照明や管理施設等の電源として利用することも可能。 ・災害時は、避難所や下水処理場、通信施設等の予備電源とすることも考えられる。

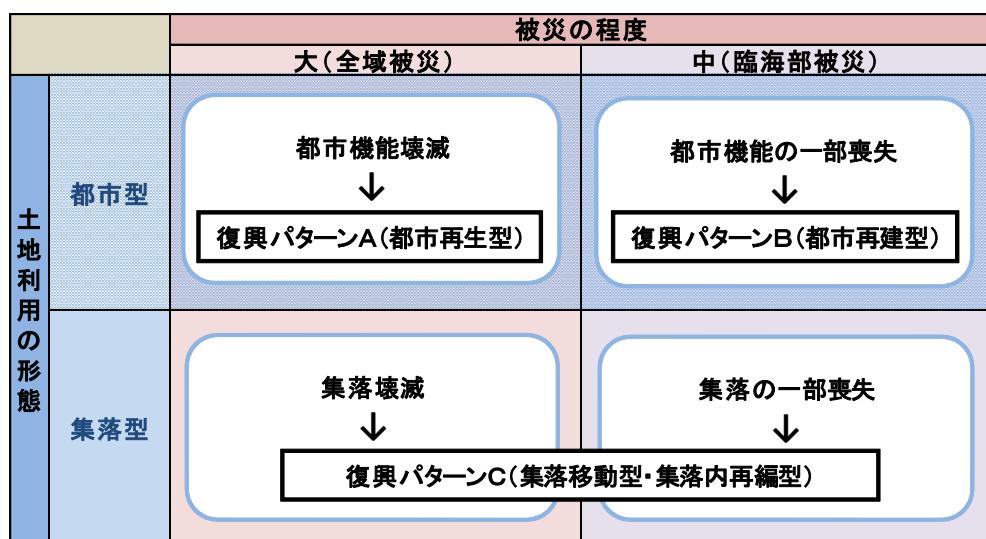
(4) まちづくりのグランドデザインのモデル

まちづくりのグランドデザインは、「まちづくりの視点」を踏まえ、「津波防災の分類」と「多重防災型まちづくりのツール」を効果的に組み合わせて検討する。

市町村が被災地域ごとに作成する復興プラン等の参考としてもらうため、被災地域における被災の程度と土地利用の形態から被災類型を4つに分類し、それぞれの被災状況に応じた3つの復興パターンを、まちづくりのグランドデザインのモデルとして示す。

① 復興パターン

図2 土地利用の形態と被災の程度による復興パターン



※ 実際には、被災程度や土地利用が中間的な地域もあり、地形的条件や住民意向などによって復興の形は異なる。

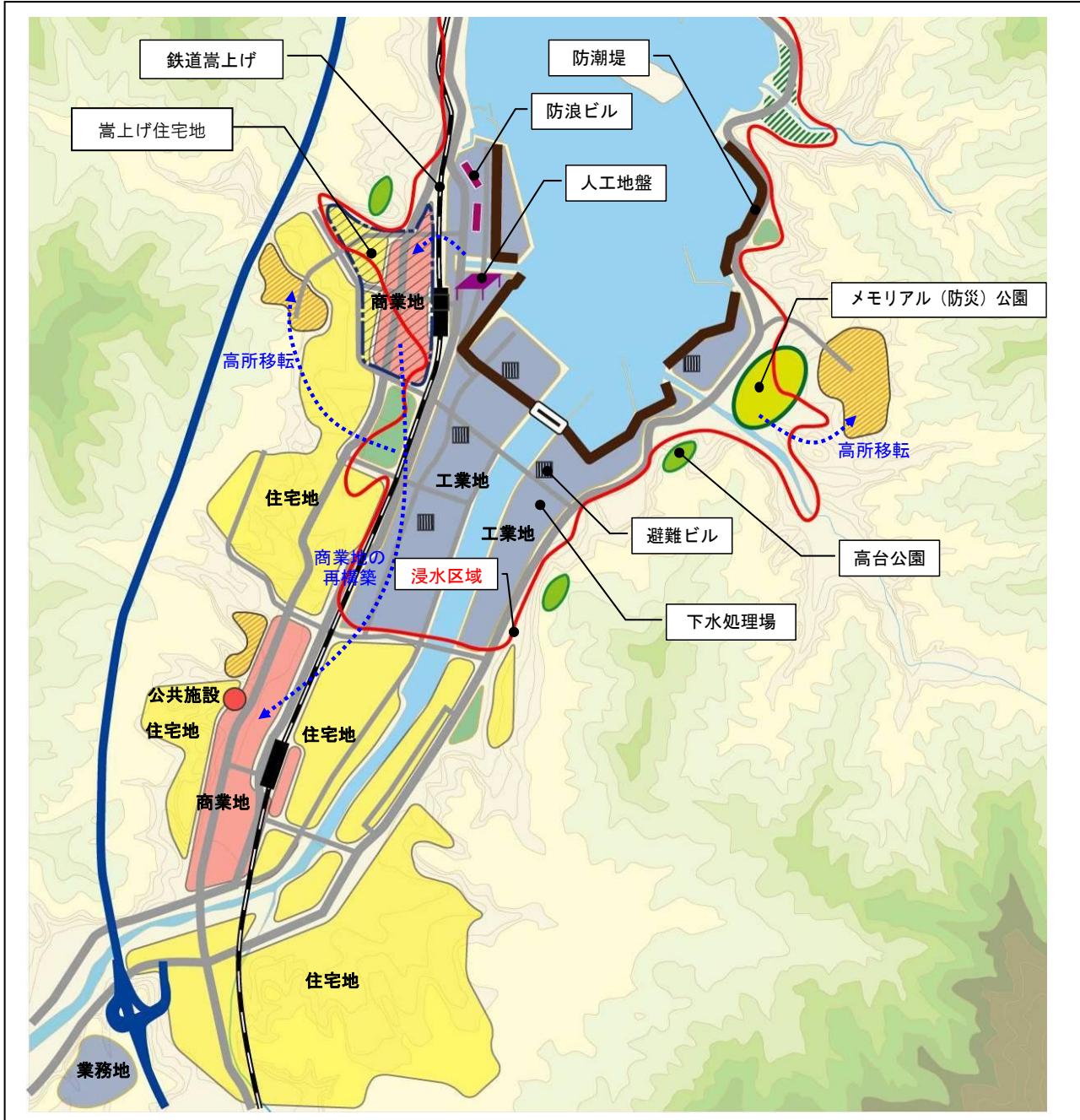
②復興パターンに応じたモデル

復興パターンA（都市再生型）



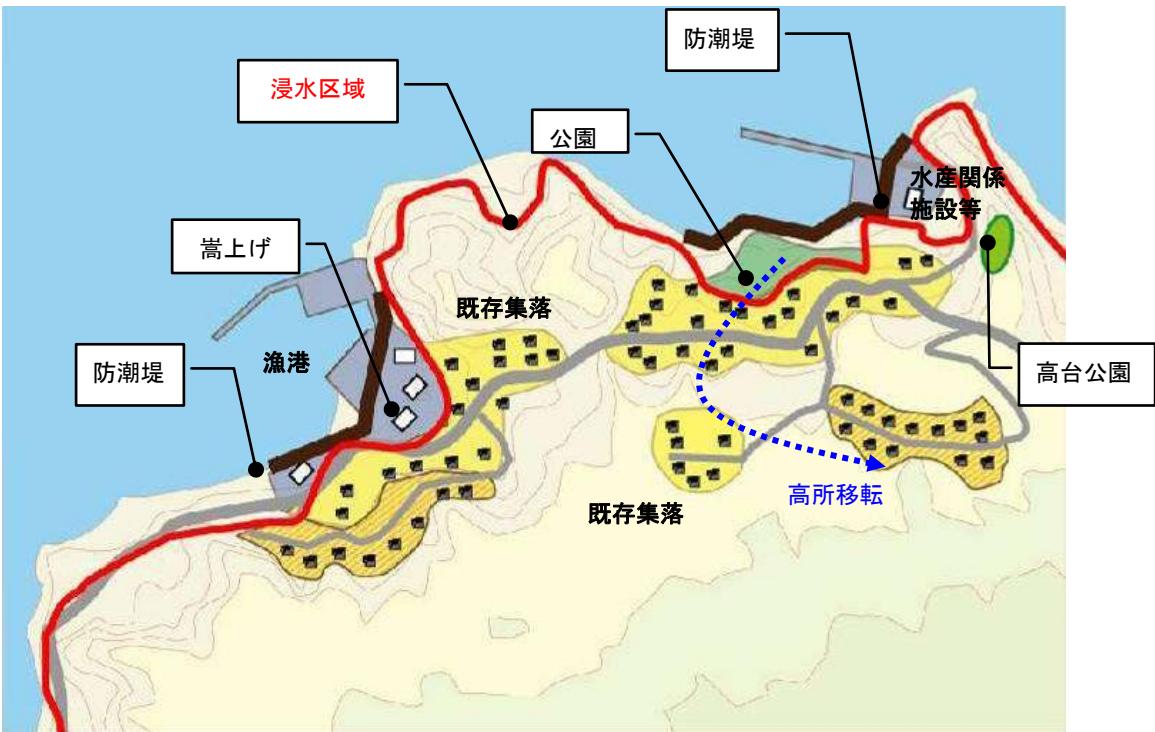
- 都市機能が壊滅したことから、新たに都市機能を形成する都市再生型として根本から都市づくりを考える。
- 被災エリアが広大であるため、津波エネルギーの抑制型を基本とし、住宅地や人が集まる商業地・公共公益施設エリアは海から離れた高台や山際に、漁業関係施設等は必要に応じて臨海部に配置するとともに、徒歩で避難可能な距離に避難ビルや避難タワーを配置する。
- 多重防災の緩衝エリアは、農地、大規模業務地、メモリアル（防災）公園等として活用し、避難道路の整備と併せて避難タワー等を配置する。

復興パターンB（都市再建型）

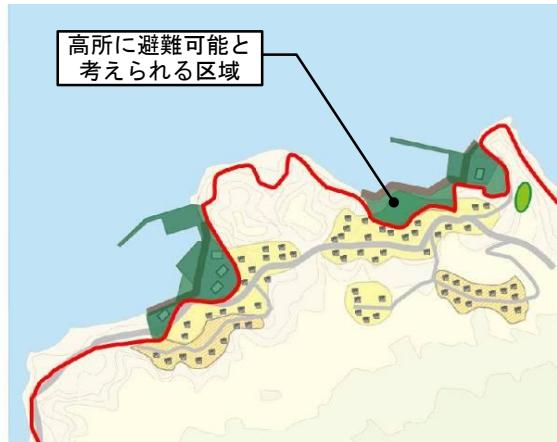


- ・ 都市機能の一部を喪失したものの、工業地、商業地、業務地、官公庁施設等が致命的な被害を免れていることから、従前の都市機能を回復する都市再建型を基本に考える。
- ・ 被災した地域は、商業地、業務地に住宅が混在しているところが多いことから、住居は津波が及ばない高所又は構造強化したビルの上層に移転させるとともに、臨海部の商店や事業所は当該地で再建することを前提に、防災施設で津波エネルギーの抑制・分散を図る。
- ・ 過去に発生した最大津波の浸水エリアには、避難道路の整備に併せて防浪ビルの配置誘導と避難ビル・避難タワーの設置、高台には避難エリア(避難公園等)を配置する。

復興パターンC（集落移動型・集落内再編型）



【参考】避難可能と想定される区域イメージ



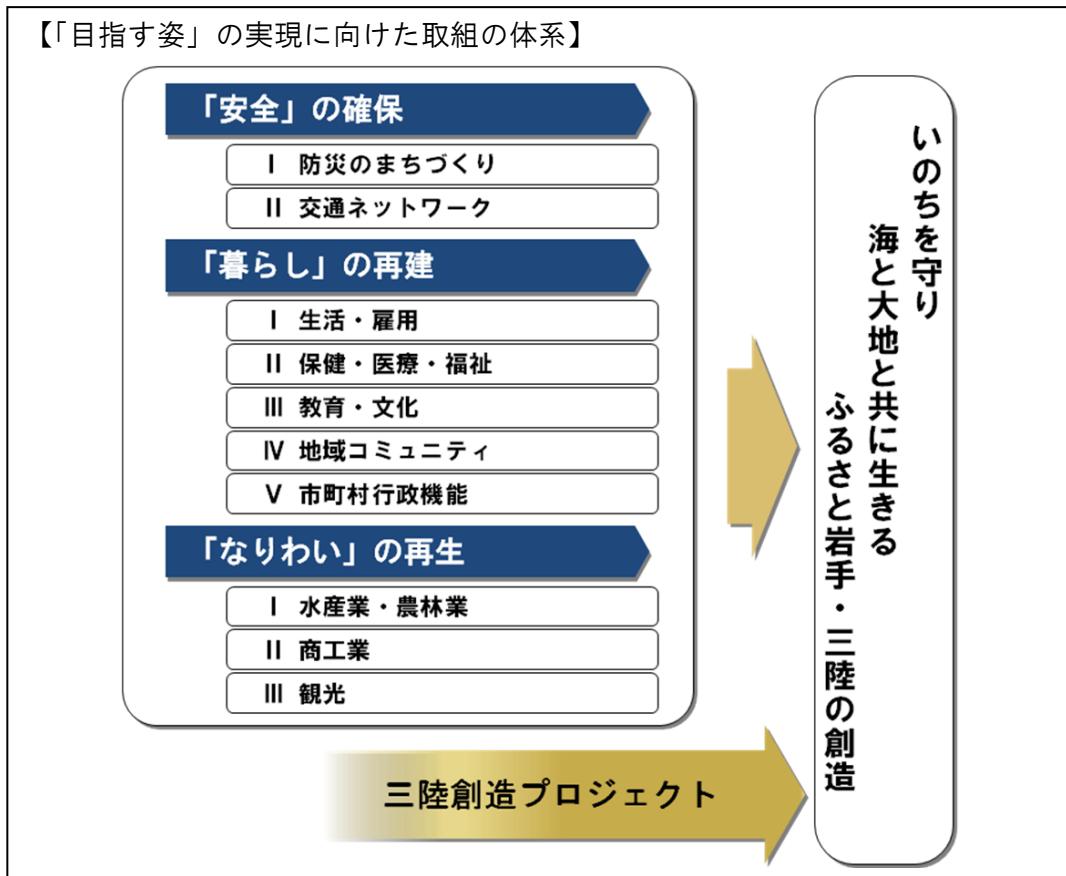
【参考】防潮堤と避難経路のイメージ



- 海辺に近接して住居が立地している集落については、集落全体が壊滅又は半壊したケースが多いことから、コミュニティを崩さずに集団で高所に移転することや、集落内での津波を回避できる山際への移動、被災地の地盤嵩上げと避難路整備などによる新しい集落形成を図る。
- また、新しい集落を結ぶアプローチ道路の整備などにより、職住分離を可能とする生活基盤を確保する。

1 取組の体系

第2章に掲げた3つの原則のもとに、「防災のまちづくり」、「交通ネットワーク」、「生活・雇用」、「保健・医療・福祉」、「教育・文化」、「地域コミュニティ」、「市町村行政機能」、「水産業・農林業」、「商工業」、「観光」の10分野の取組を位置付け、計画期間における具体的な取組の内容とその考え方を本章で示す。

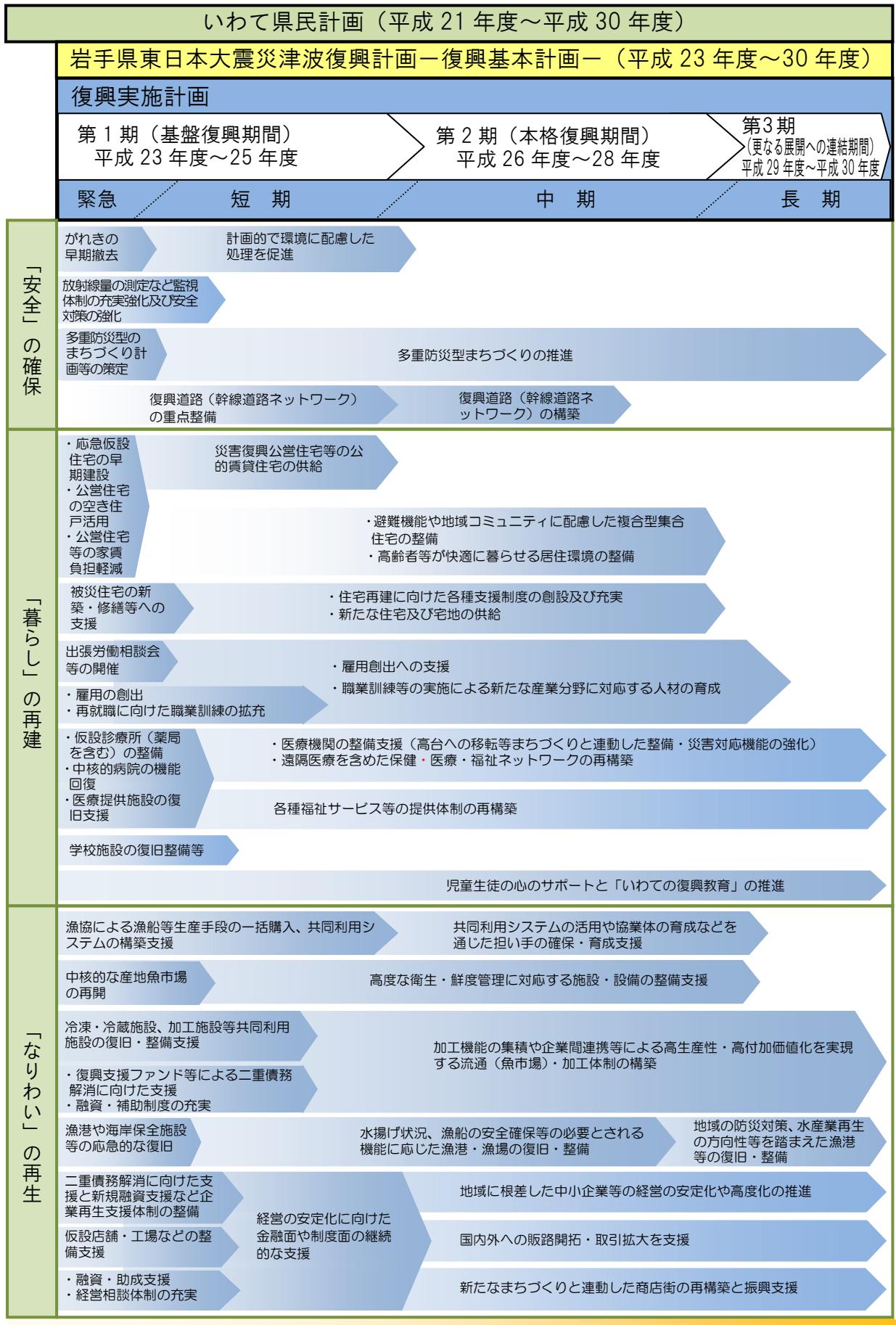


本章の2では、それぞれの分野の「主な取組内容」を記載する。「主な取組内容」では、その推進期間を「緊急的な取組」（概ね1年以内）、「短期的な取組」（概ね3年以内）、「中期的な取組」（概ね6年以内）として整理し、実施に当たっては、被災市町村の復興と歩調を合わせながら、スピード感を持って効果的・効率的に取組を進めるものとする。

また、これらに加え、中期を超える期間を要する内容を含む取組全体については、「取組項目一覧」として、本章の3にその全体を掲げる。

さらに、10分野の取組とともに、長期的な視点に立ち、分野横断的な取組を「三陸創造プロジェクト」として進めることとし、その内容については、第5章で示す。

【参考】復興への歩みと計画期間との関係



三陸創造プロジェクト

「安全」の確保**I 防災のまちづくり****■ 基本的考え方**

津波対策の基本的考え方（海岸保全施設・まちづくり・ソフト対策）を踏まえて、津波等の自然災害による被害を最小限に抑え、どのような場合でも人命と暮らしを守る安全で安心な防災都市・地域づくりを進める。また、住民の故郷への思いや地域の歴史、文化・伝統を踏まえた住民主体の新しいまちづくりを進める。

取組項目① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり**概 要**

地域に最も適した多重防災型のまちづくりや災害に強いライフラインの構築、エネルギー自給システムの導入促進などにより、災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくりを推進

➤ 緊急的な取組

- ・ 生活環境に支障が生じる災害廃棄物（がれき）の早期撤去
- ・ 高潮や波浪に対する二次災害防止のための防災施設等の応急的な復旧を推進
- ・ 災害情報等を的確に伝達する防災通信機能の復旧
- ・ 防潮堤等の海岸保全施設にまちづくり・ソフト対策を組み合わせた多重防災型のまちづくり計画等の策定
- ・ 原子力発電所事故に伴う放射線量の測定など監視体制の充実・強化及び放射性物質に係る健康不安の解消など安全対策の推進

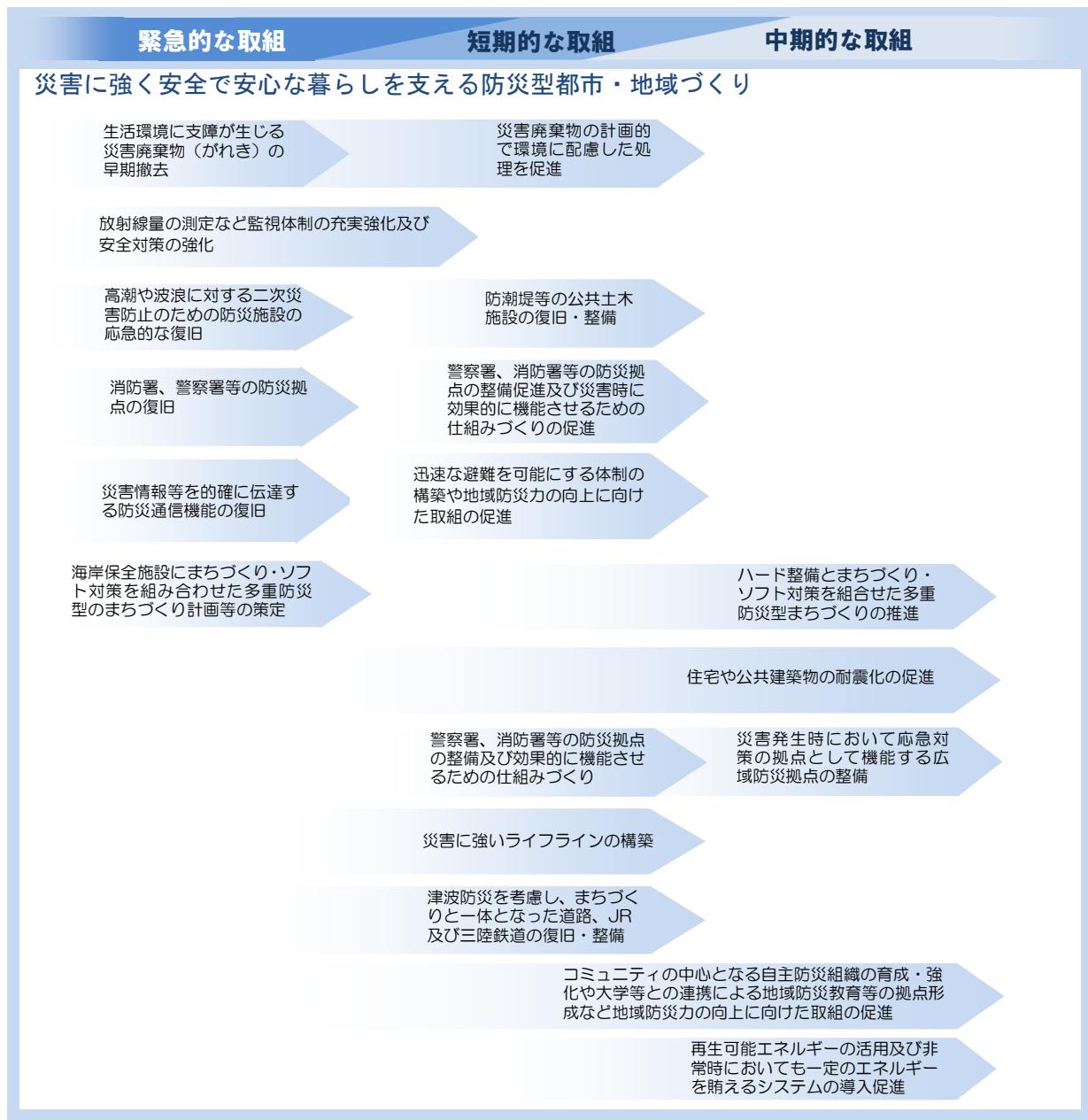
➤ 短期的な取組

- ・ 計画的な災害廃棄物の処理を行うとともに、リサイクルを進めるなど、環境に配慮した処理を促進
- ・ 消防署、警察署等の防災拠点の復旧・整備及び災害時に効果的に機能させるための仕組みづくり
- ・ 防潮堤等の公共土木施設の復旧・整備
- ・ 住宅や公共建築物の耐震化の促進
- ・ 災害に強いライフラインの構築
- ・ 津波防災を考慮し、まちづくりと一体となった道路、JR 及び三陸鉄道の復旧・整備
- ・ 避難経路の充実をはじめとする迅速な避難を可能にする体制の構築
- ・ コミュニティの中心となる自主防災組織の育成・強化や大学等との連携による地域防災教育等の拠点形成など地域防災力の向上に向けた取組の促進

➤ 中期的な取組

- ・ 防潮堤等の海岸保全施設の整備、津波防災を考慮した土地利用計画によるまちづくり、災害に強い防災通信ネットワークの構築や複数の避難経路の確保等による誰もが余裕を持って安全に避難できる体制の構築などのソフト対策を組み合わせた多重防災型まちづくりの推進
- ・ 災害発生時において応急対策の拠点として機能する広域防災拠点の整備(災害時における物流ターミナル基地、広域医療搬送拠点等)
- ・ 本県に豊富に賦存する太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーを最大限活用するとともに、それらのエネルギーにより、防災拠点や住宅・事業所等が非常時においても一定のエネルギーを貯えるシステムの導入促進

復興への歩み



取組項目② 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり

概要

今回の大震災津波の記憶を未来に語り継ぐため「防災文化」を醸成し継承していくとともに、地域住民の故郷への思いや地域の歴史や文化・伝統を踏まえた、住民主体の生活環境づくりを推進

➤ 緊急的な取組

- ・ 住民生活を支える道路、汚水処理施設等の生活基盤の応急的な復旧

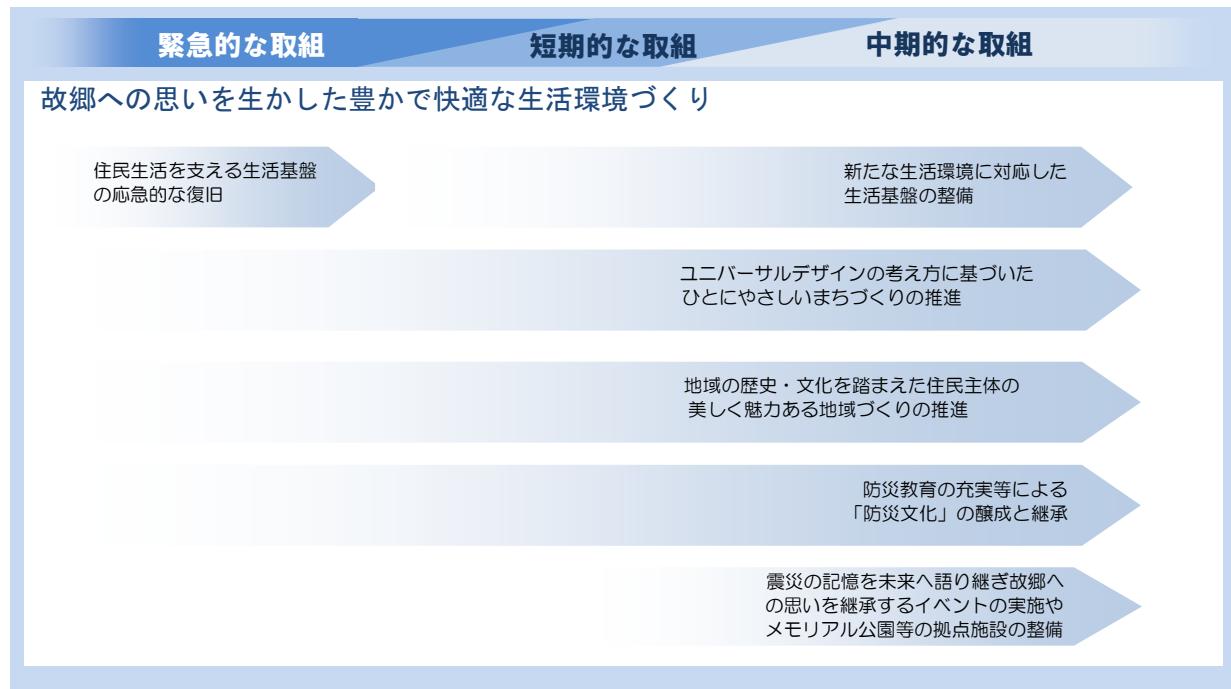
➤ 短期的な取組

- ・ 住民の意向を踏まえた新たな生活環境に対応した道路、汚水処理施設等の生活基盤の整備
- ・ ユニバーサルデザインの考え方に基づいたひとにやさしいまちづくりの推進
- ・ 地域の歴史・文化を踏まえた誇りや愛着を持てる住民主体の美しく魅力ある地域づくりの推進
- ・ 災害遺構の保存や防災教育の充実等による「防災文化」の醸成と継承

➤ 中期的な取組

- ・ 今回の大震災津波の記憶を未来へ語り継ぎ故郷への思いを継承するイベントの実施やメモリアル公園等の拠点施設の整備

復興への歩み



「安全」の確保

II 交通ネットワーク

■ 基本的考え方

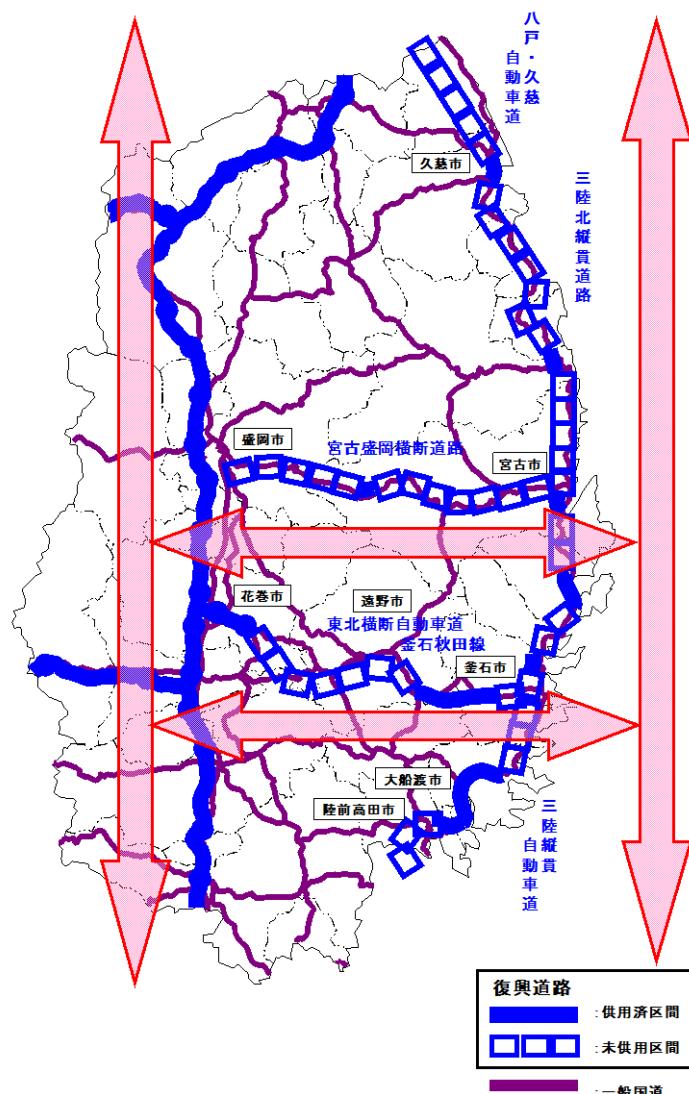
災害時等の確実な緊急輸送や代替機能を確保した信頼性の高い道路ネットワークの構築や、救護活動や人員輸送を支える港湾や空港、鉄道の機能強化により、災害に強い交通ネットワークの構築を進める。

取組項目① 災害に強い交通ネットワークの構築

概 要

復興道路として『災害に強い高規格幹線道路等の幹線道路ネットワーク』を整備し、これを補完する国道、県道などを含めた信頼性の高い道路ネットワークを構築するとともに、災害対応拠点としての港湾やいわて花巻空港の機能強化、災害時にも安全・安心な鉄道の整備を推進

◆ 災害に強い高規格幹線道路等の幹線道路ネットワーク



➤ **緊急的な取組**

- ・ 緊急輸送等のための迂回路の確保や道路の応急的な復旧
- ・ 港湾機能復旧のための航路確保や公共岸壁等の利用促進

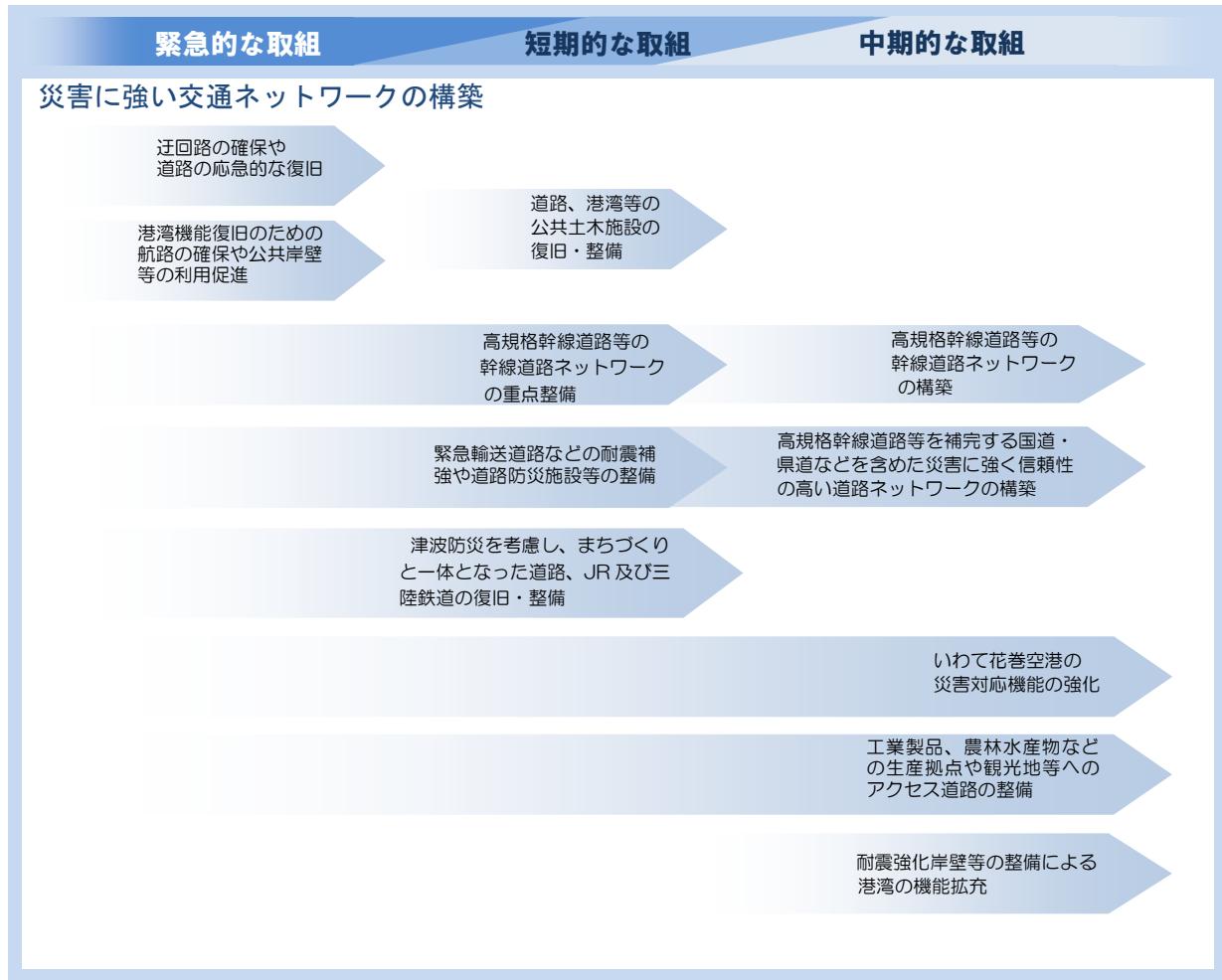
➤ **短期的な取組**

- ・ 道路、港湾等の公共土木施設の復旧・整備
- ・ 復興道路として高規格幹線道路等の幹線道路ネットワークの重点整備(三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道の三陸沿岸地域の縦貫軸、東北横断道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路の内陸と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸)
- ・ 緊急輸送道路などの耐震補強や道路防災施設等の整備
- ・ 津波防災を考慮し、まちづくりと一体となった道路、JR 及び三陸鉄道の復旧・整備（再掲）
- ・ いわて花巻空港の災害対応機能の強化

➤ **中期的な取組**

- ・ 復興道路として高規格幹線道路等の幹線道路ネットワークの構築
- ・ 高規格幹線道路等を補完する国道・県道などを含めた災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築
- ・ 耐震強化岸壁等の整備による港湾の機能拡充
- ・ 工業製品、農林水産物などの生産拠点や観光地等へのアクセス道路の整備

復興への歩み



「暮らし」の再建

I 生活・雇用

■ 基本的考え方

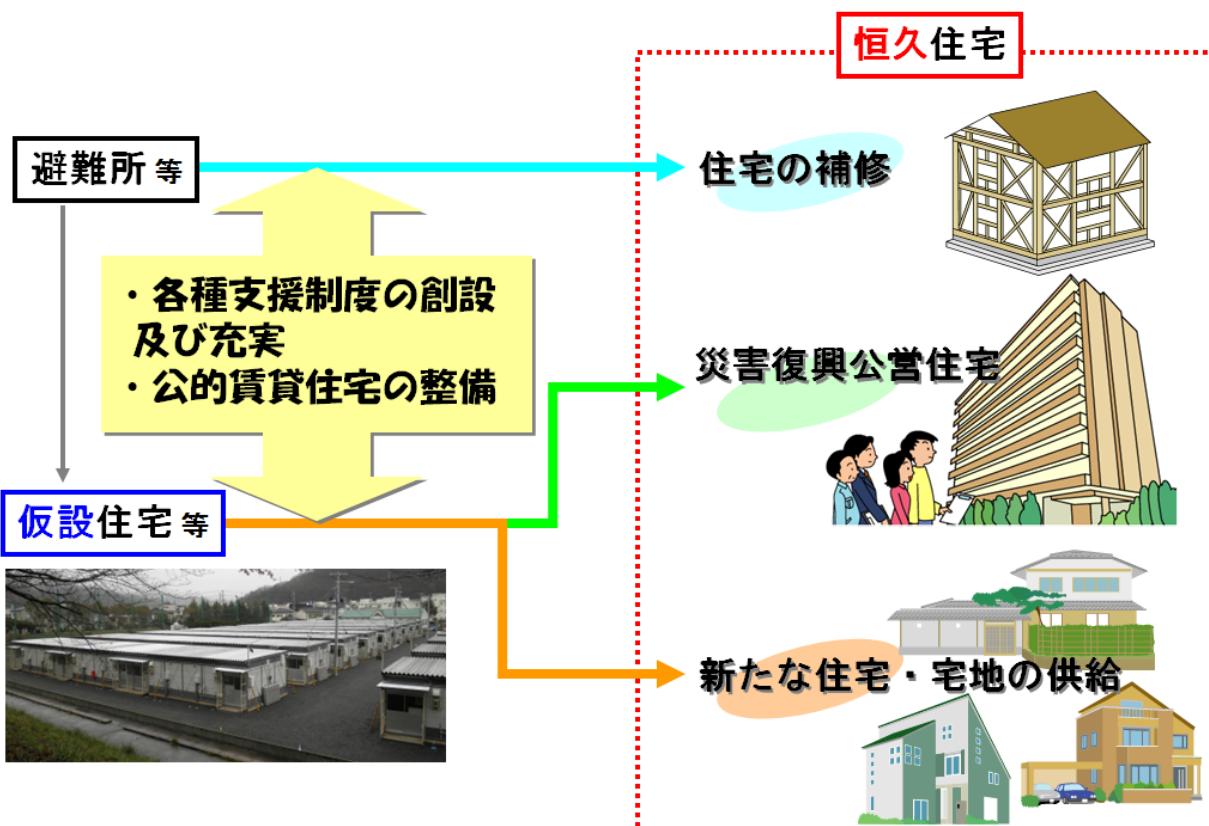
被災者が一日でも早く安定した生活に戻れるよう、まちづくりと一体となった安全で良質な住宅及び宅地の供給を進めるとともに、住宅再建・確保に際しての様々なニーズに対応する各種支援制度及び相談窓口を設置する。また、被災により雇用情勢が深刻化しているため、緊急的に雇用の維持・創出を図るほか、内陸地域と沿岸地域との連携の下に地域の産業振興を図り、女性・高齢者・障がい者・若者を含め安定的な雇用の場を創出する。

取組項目① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援

概要

被災者の生活の安定や住宅再建に向けた資金面等での支援、住まいや生活全般に関する相談に応じられる体制の整備、被災者が安全に安心して暮らせる住宅や宅地を供給するなど生活再建を促進

◆ 被災者の住宅再建に向けた資金面等での支援



➤ 緊急的な取組

- ・ 被災者の生活再建に向けた状況を把握するため、被災者カルテの整備を支援
- ・ 住宅ローンの二重債務の解消に向けた支援
- ・ 義援金、被災者生活再建支援金等による生活支援
- ・ 被災者の避難所生活を早期に解消するため、応急仮設住宅の建設や公営住宅等の空き住戸の有効活用を進めるとともに、公営住宅等に居住する被災者に対する家賃負担を軽減
- ・ 生活再建に向けた被災住宅の新築や修繕等に対する支援
- ・ 避難施設や応急仮設住宅と学校・病院等を結ぶバス路線の運行支援
- ・ 被災者の生活の安定に向けて、住まいや生活全般に関する様々な相談に対応できる体制を整備

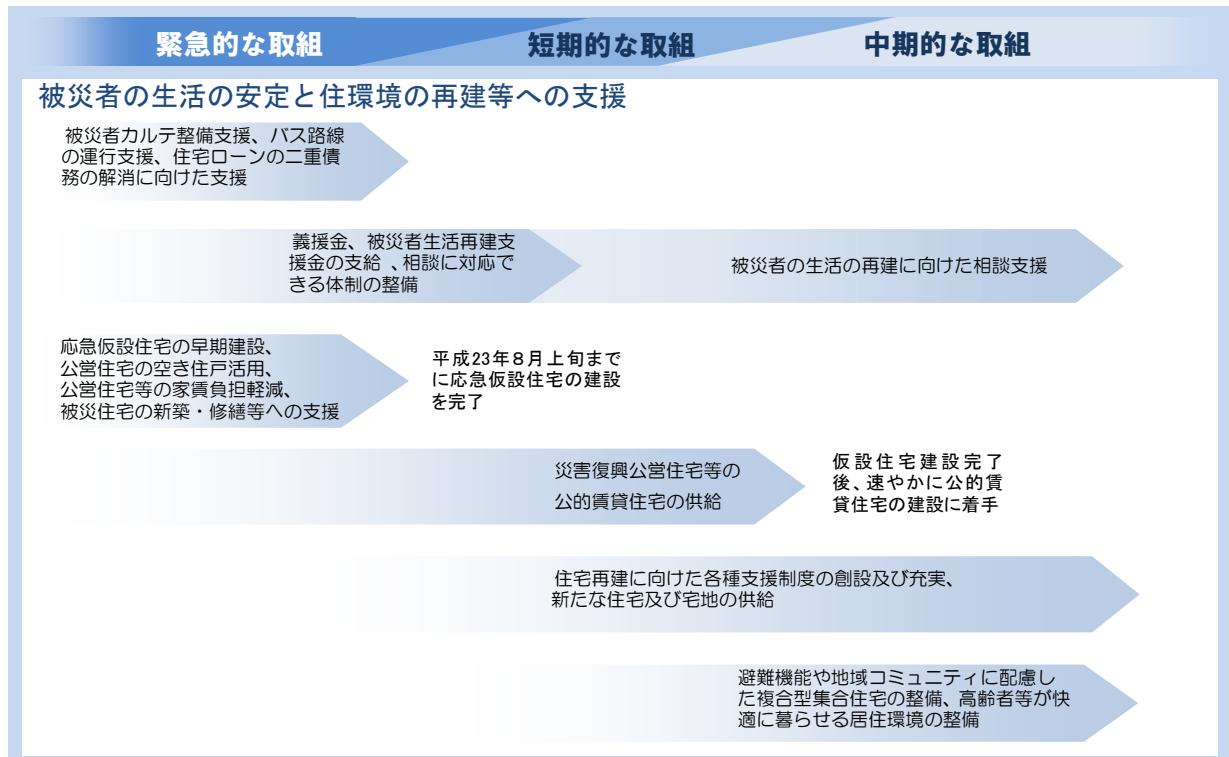
➤ 短期的な取組

- ・ 応急仮設住宅入居者等が、早期に安定した住生活を営めるよう、安全で良質な公的賃貸住宅の供給を推進
- ・ 住宅再建に向けた各種支援制度の創設及び充実
- ・ 被災者が安全に安心して暮らせる新たな住宅及び宅地の供給を推進

➤ 中期的な取組

- ・ 被災者が安全に安心して暮らせる新たな住宅及び宅地の供給を推進（再掲）
- ・ 避難機能や地域コミュニティに配慮した複合型集合住宅の整備
- ・ 高齢者等が快適に暮らせる居住環境の整備

復興への歩み

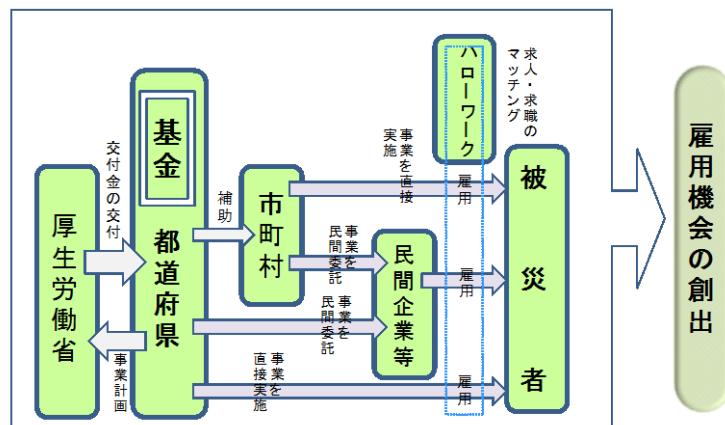


取組項目② 雇用維持・創出と就業支援

概要

深刻化する被災地域の雇用情勢に対応するため、雇用の維持と産業振興による雇用の創出を図るとともに、離職者等の雇用相談や再就職に向けた職業訓練等を実施

◆ 緊急雇用創出事業のスキーム



➤ 緊急的な取組

- 雇用調整助成金や雇用保険等による労働者の雇用維持
- 雇用対策基金を活用した離職者等の雇用創出
- 復興需要等による一時的な雇用増大に向けた雇用のマッチング
- 復興需要に対応した離職者等の再就職に向けた職業訓練等の拡充
- ワンストップ形式の出張労働相談会等の開催によるきめ細かな生活・就労支援

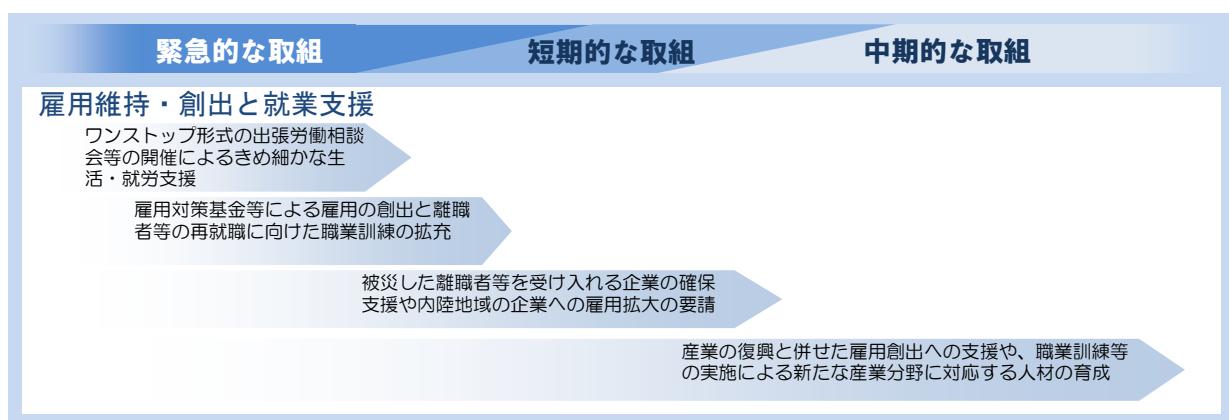
➤ 短期的な取組

- 被災した離職者等を受け入れる企業の確保に向けた支援や、内陸地域の企業への雇用拡大の要請

➤ 中期的な取組

- 産業の復興と併せた雇用創出への支援や、職業訓練等の実施による新たな産業分野に対応する人材の育成

復興への歩み



「暮らし」の再建

II 保健・医療・福祉

■ 基本的考え方

被災者の心身の健康を守るために、被災した医療機関や社会福祉施設等について早期に機能の回復を図るとともに、きめ細やかな保健活動やこころのケア、保護を必要とする子どもの養育支援などを実施する。

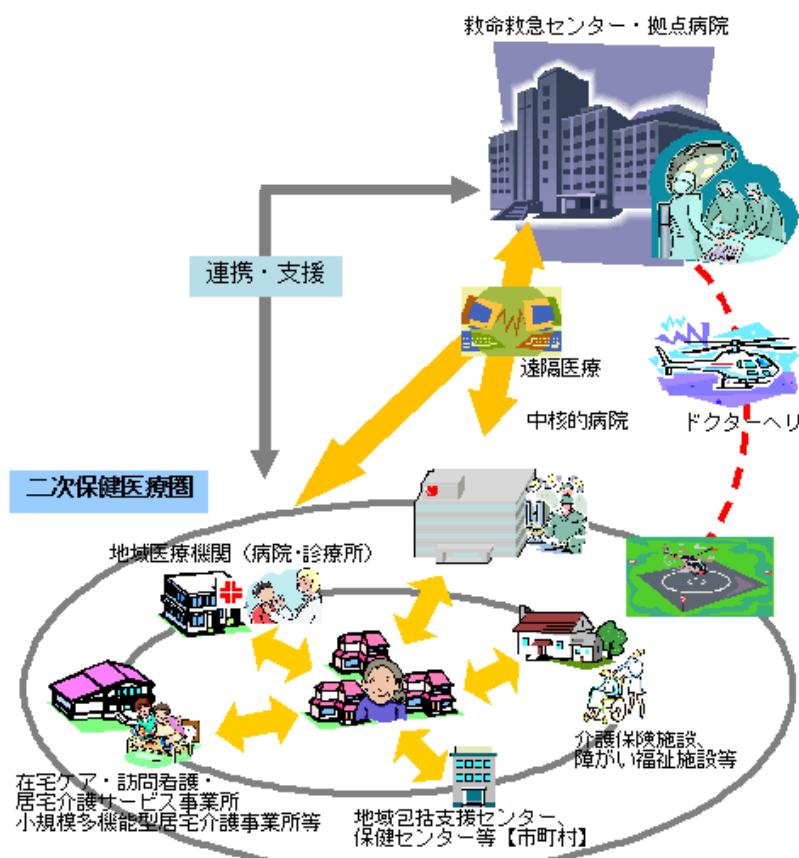
また、新たなまちづくりにおいて質の高い保健・医療・福祉サービスを継続的に提供する保健・医療・福祉提供体制を再構築する。

取組項目① 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備

概要

被災者の心身の健康を守るために、被災した病院や診療所等の医療提供施設及び高齢者・障がい者（児）福祉施設、保育所等の機能の回復を図るとともに、新たなまちづくりに連動した災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制を整備

◆ 保健・医療・福祉提供体制の整備（イメージ図）



➤ 緊急的な取組

- 病院や診療所等の医療提供施設及び高齢者・障がい者（児）福祉施設、保育所等の機能回復を図るため、被災地の被害状況に応じて、サービス拠点の仮設整備、施設の復旧、スタッフ確保等の施設運営体制を支援

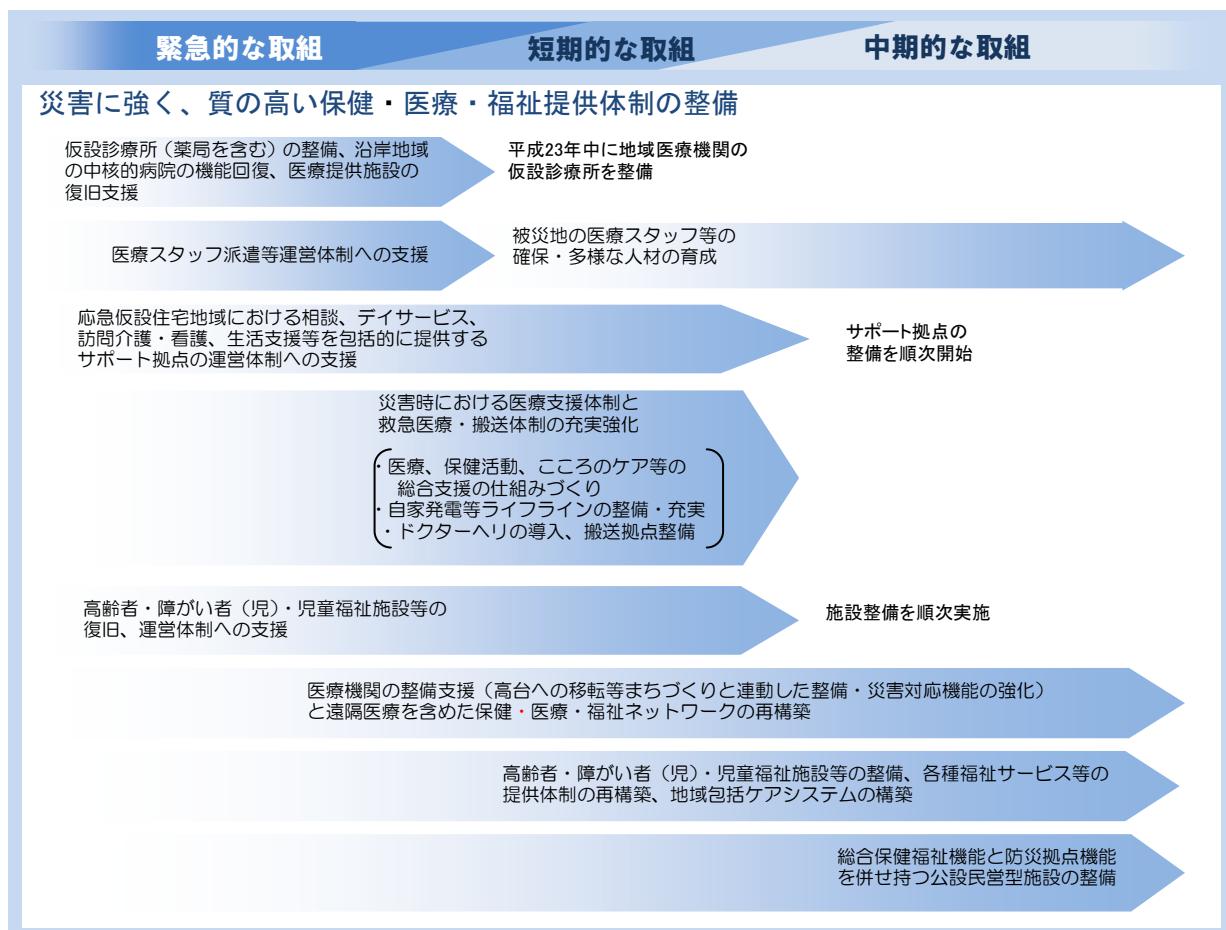
➤ 短期的な取組

- 災害時の医療救護体制の充実や医療機関のライフラインの確保を推進
- 被災地における医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士及び介護職員等の保健・医療・福祉従事者の重点的な確保と多様な人材の育成

➤ 中期的な取組

- 新たなまちづくりと連動し、人口集積の状況や高齢者等の支援ニーズに対応した保健・医療・福祉施設を整備
- 地域の保健・医療・福祉の関係機関の機能を最大限に発揮する「遠隔医療」の導入等によるネットワークの再構築
- 高齢者等の要援護者が地域で安心して生活できる保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアシステムの構築
- 大規模な災害の発生に備え、市町村保健センターや介護保険・障がい福祉施設に防災機能を付加するとともに、総合保健福祉機能と防災拠点機能を併せ持つ公設民営型複合施設を整備

復興への歩み



取組項目② 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援

概 要

きめ細かな保健活動とこころのケア活動を推進するとともに、保護を必要とする子どもたちの養育を支援

➤ 緊急的な取組

- ・ 被災者の状況に応じたきめ細かな保健指導や栄養指導、口腔ケア活動等の取組支援や「こころのケアチーム」による住民等へのこころのケアの実施
- ・ 保育所職員等支援者に対する研修の実施や遊び場の提供等により、被災した子どもの不安解消や情緒の安定化を図るとともに、被災孤児の適切な養育環境を確保

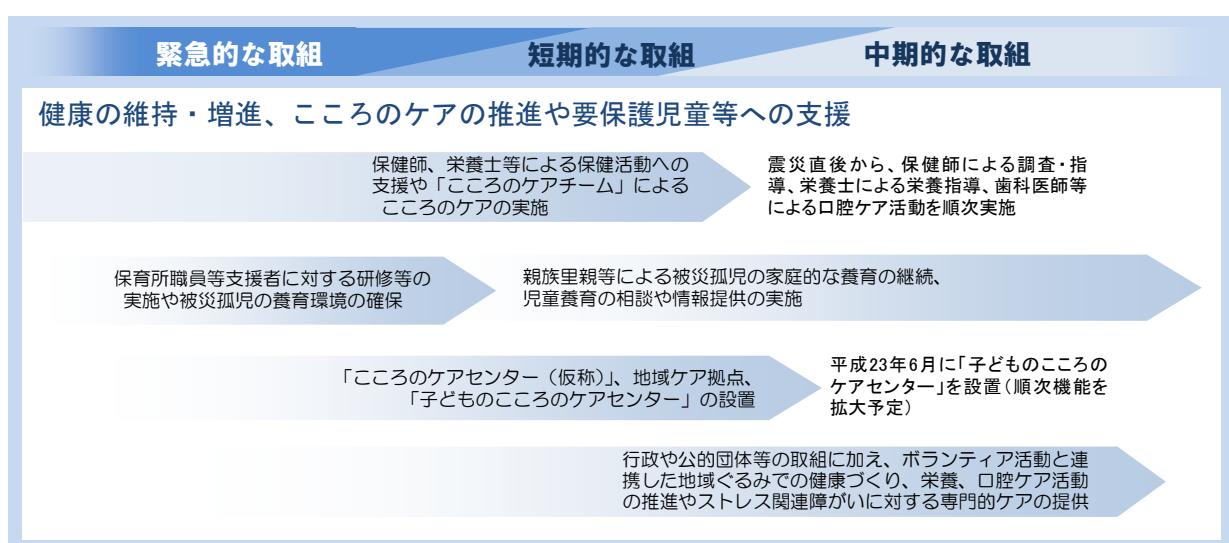
➤ 短期的な取組

- ・ 「こころのケアセンター（仮称）」等の設置や精神医療体制の強化により被災者に対するきめ細かなこころのケアを実施
- ・ 「子どものこころのケアセンター」を設置し、被災した子どもに対するこころのケアや支援者への技術的支援を実施
- ・ 被災孤児・遺児の成長に伴う養育ニーズの変化に対応した、児童相談所等による継続した支援を実施

➤ 中期的な取組

- ・ 行政や公的団体等の取組に加え、地域のボランティア等多様な主体の参画による地域ぐるみでの健康づくり、栄養、口腔ケア活動を推進
- ・ 精神保健医療福祉体制の充実を図り、精神的問題を抱える被災者等への専門的ケアを継続的に実施
- ・ 長期にわたり子どものこころのケアを推進するため、被災児童に対する学校教育と連携した継続的な支援体制を整備
- ・ ひとり親家庭等の生活の安定に向けた自立支援

復興への歩み



「暮らし」の再建

III 教育・文化

■ 基本的考え方

学校、家庭、地域が協働して子どもたちの心のサポートを行うとともに、東日本大震災津波体験を踏まえた防災教育や復興に対する自己の在り方などを総合的に学ぶ全県的な教育プログラムを進めることにより、子どもたち一人ひとりの学びの場の復興を図る。

また、生きる活力を生み出し、地域の誇りや愛着を深めるため、文化芸術活動の振興や伝統文化等の保存・継承を支援する。

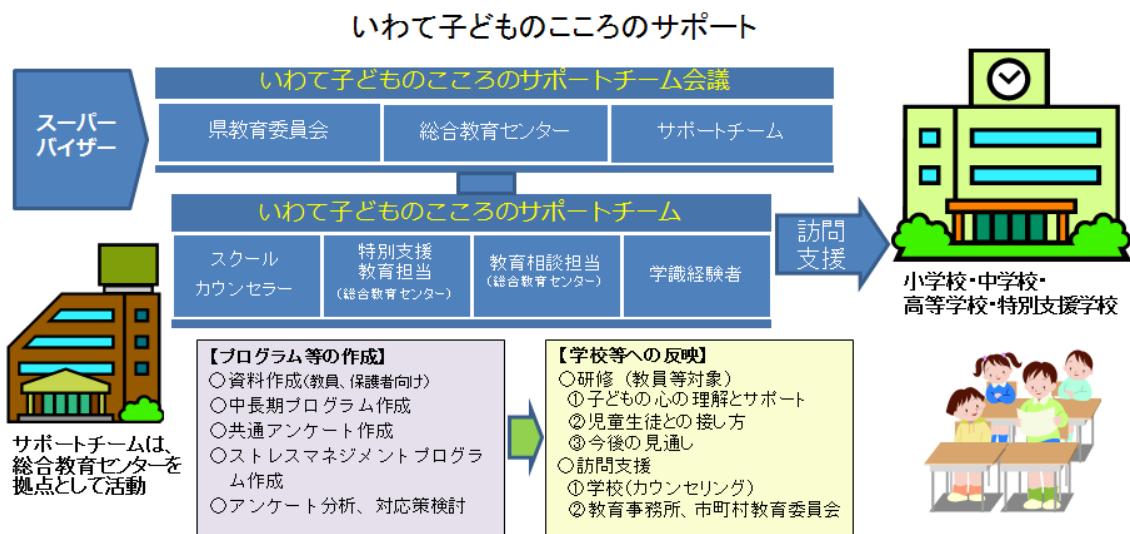
取組項目① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実

概要

学校教育の早期正常化のため、被災等によって心にダメージを受けた児童生徒へのきめ細かな対応や心のサポートのための体制強化を推進するとともに、児童生徒が安心して就学できる教育環境の整備を推進

また、大震災津波の体験を踏まえ、災害の知識や身の守り方、自己の在り方、復興における自分自身の役割、地域との関わり方、郷土の将来像の創造等、様々な要素を組み入れた「いわての復興教育」プログラムを構築

◆ 児童生徒への心のサポート体制の充実



○目的

今回の大震災津波により、心にダメージを受けた児童生徒の心のサポートのため、臨床心理士等で構成する「いわて子どものこころのサポートチーム」を結成し、組織的・継続的に支援を行う。

○県教育委員会の取組

県内の公立学校を対象に、同じ資料、様式を使用し、中長期にわたり「心のサポート」を実施する。

- ・研修、訪問支援、緊急支援派遣の実施
- ・中長期の「こころのサポート」プログラム等の作成
- ・教員等向け資料作成及び「こころのファイル（仮称）」の作成

➤ 緊急的な取組

- ・ 県内外の臨床心理士の被災校への派遣による児童生徒の適切な心のサポート
- ・ 「いわての復興教育」プログラムの作成及び各学校への導入と実践
- ・ 児童生徒が安心して就学するための学校施設の復旧整備と通学手段の確保
- ・ 被災児童生徒の学習支援等きめ細かな対応のための加配教員の配置
- ・ 大震災津波により親を失った児童生徒等の支援のための「いわての学び希望基金」を活用した給付型奨学金制度の創設

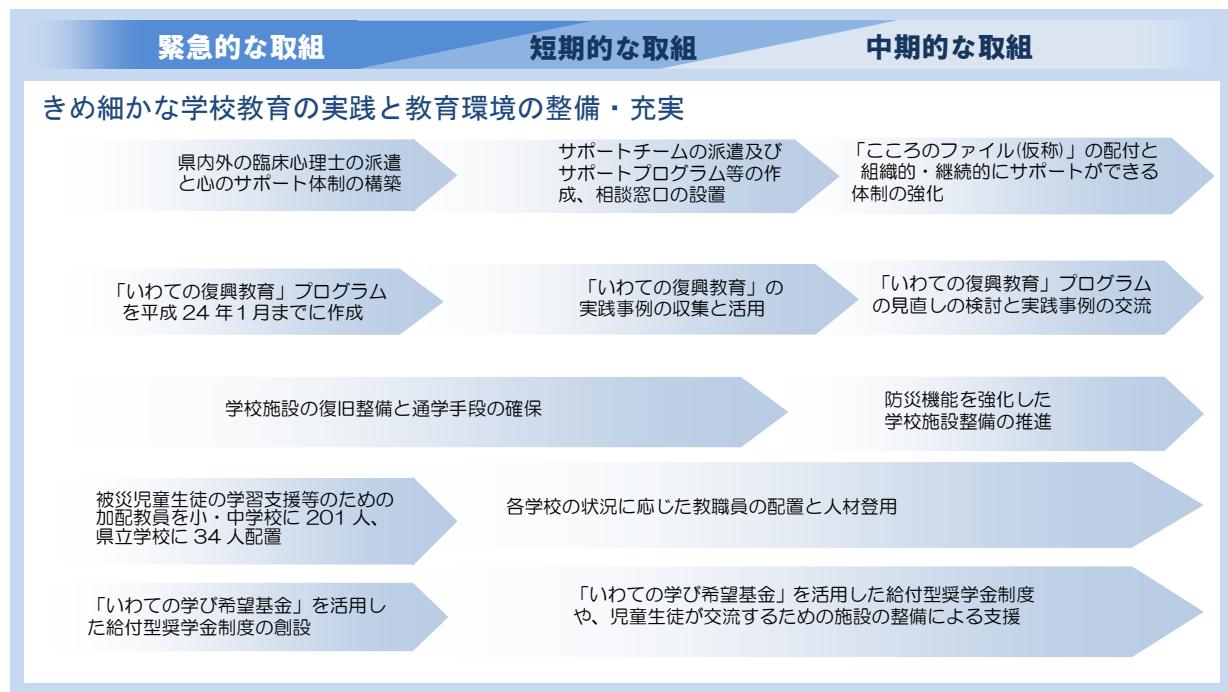
➤ 短期的な取組

- ・ 「いわて子どものこころのサポートチーム」の県内公立学校への派遣や、「こころのサポート」プログラム等の作成と県内臨床心理士による相談窓口の設置による個に応じた対応を関係機関と連携しながら実施
- ・ 「いわての復興教育」の実践事例の収集と活用

➤ 中期的な取組

- ・ 児童生徒の心の相談経過を記録できる「こころのファイル（仮称）」を学校に配付し、作成ファイルを関係者で共有するなど、中長期にわたる児童生徒の心のサポートを推進
- ・ 「いわての復興教育」プログラムの見直しの検討と各学校における実践事例の交流
- ・ 災害等の発生時に応急避難場所としての機能を果たすことができる防災機能を兼ね備えた学校施設整備の推進
- ・ 被災児童生徒が在籍する各学校の状況に応じた教職員の配置と人材登用
- ・ 「いわての学び希望基金」を活用した給付型奨学金制度や、児童生徒が交流するための施設等の整備による継続的な支援

復興への歩み



取組項目② 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承

概 要

文化芸術活動の早期復興を図るため、文化芸術施設等の機能回復を支援するとともに、被災地域の伝統的な文化芸術や文化財の保存と継承、活用を支援

➤ 緊急的な取組

- ・ 文化財レスキュー等による被災地域の歴史資料や文化財等の修復と保存

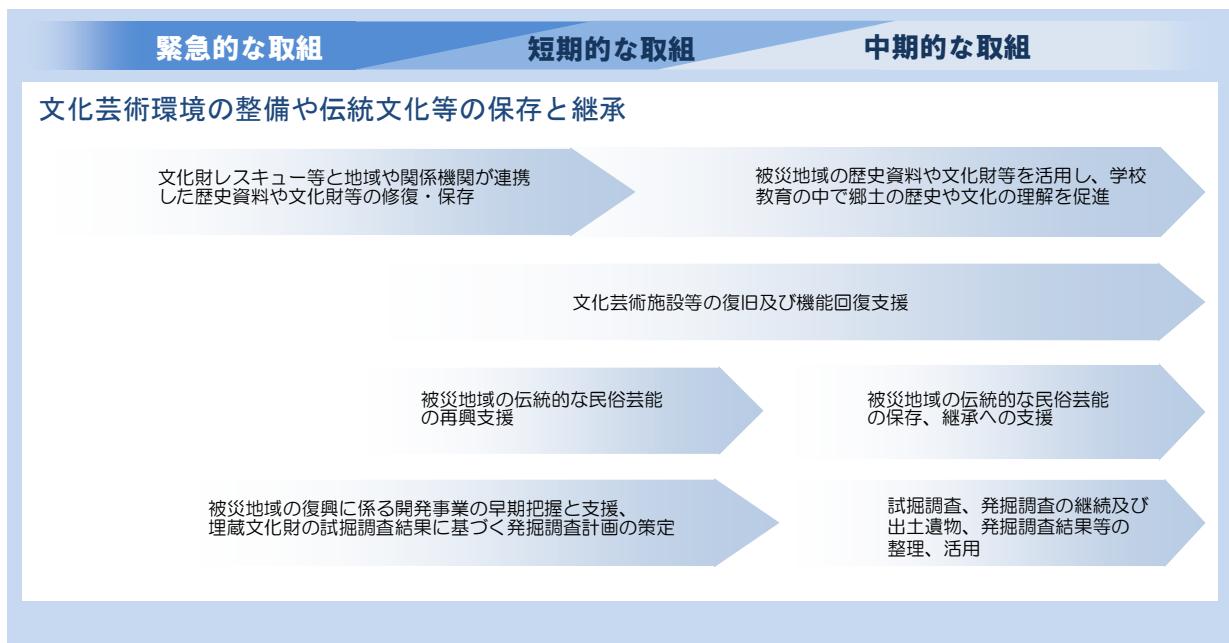
➤ 短期的な取組

- ・ 地域の文化芸術の拠点となる文化芸術施設等の復旧及び機能回復への支援
- ・ 文化芸術の鑑賞機会や交流の場の提供による被災者等の支援
- ・ 被災地域の中で守り育まれてきた伝統的な民俗芸能の再興支援
- ・ 地域における文化芸術活動への支援
- ・ 被災地域の復興に係る開発事業との調整、埋蔵文化財調査体制の確立・調査の推進

➤ 中期的な取組

- ・ 文化芸術施設等整備の支援
- ・ 被災地域の歴史資料、文化財等を学校教育の中で活用し、郷土の歴史や文化の理解を促進
- ・ 被災地域の伝統的な民俗芸能の公演機会の確保や、学校と連携した民俗芸能の継承者の育成等による保存、継承への支援
- ・ 埋蔵文化財調査の継続と出土した資料の整理及び活用

復興への歩み



「暮らし」の再建

IV 地域コミュニティ

■ 基本的考え方

従前の住民相互のコミュニケーションを維持するとともに、地域の結束力が更に強まるよう、復旧・復興段階に応じた地域コミュニティ活動の環境を整える。

さらに、全ての人が安心して地域で生活できるよう、高齢者や障がい者を住民相互で支え合う等の「福祉のまちづくり」の観点も取り入れながら、地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組を支援する。

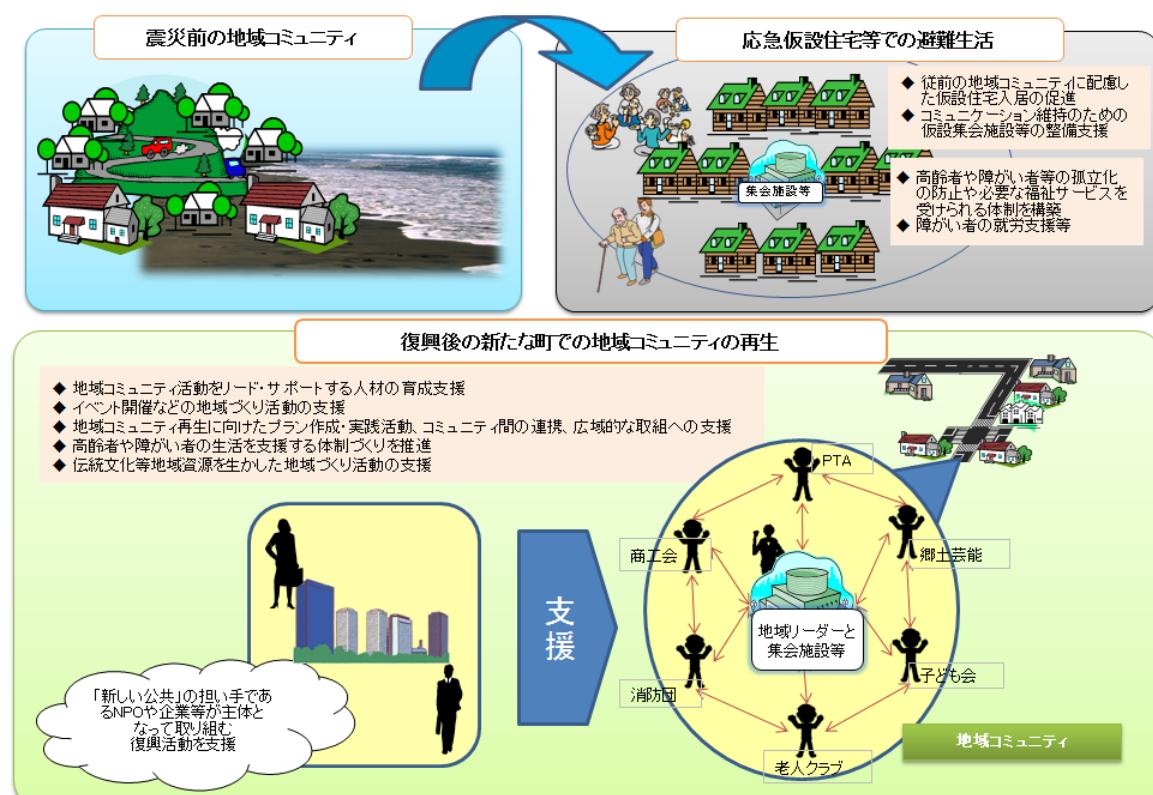
また、被災地域等の住民、NPO、企業など「新しい公共」の担い手が主役となって市町村と協働して進める復興のまちづくりを支援する。

取組項目① 地域コミュニティの再生・活性化

概要

被災地域の自立的復興を促進するための地域コミュニティの再生・活性化に向けた取組の支援や、福祉コミュニティを確立するための体制づくり、地域の結束力の強化に向けた郷土芸能や文化活動を支援

◆ 地域コミュニティの再生・活性化策



➤ **緊急的な取組**

- ・ 地域コミュニティに配慮した仮設住宅入居の促進とコミュニケーション維持のための仮設集会施設等の整備支援
- ・ 応急仮設住宅等における高齢者や障がい者等の孤立化の防止や必要な福祉サービスを受けられる体制を構築

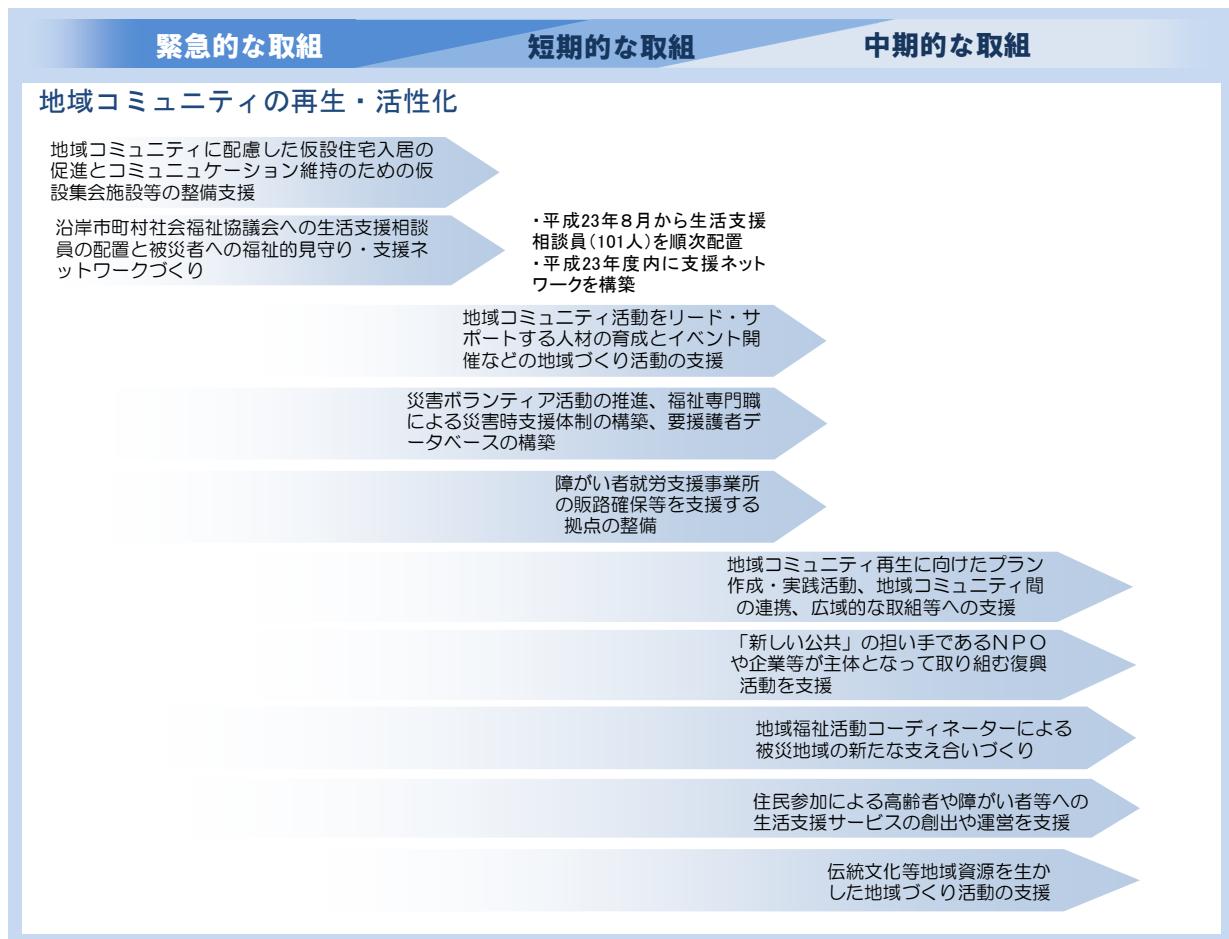
➤ **短期的な取組**

- ・ 地域コミュニティ活動をリード・サポートする人材の育成とイベント開催などの地域づくり活動の支援
- ・ 「新しい公共」の担い手であるNPOや企業等が主体となって取り組む復興活動を支援
- ・ 伝統文化等地域資源を活かした地域づくり活動の支援
- ・ 高齢者や障がい者等の要援護者に対する災害時支援体制づくりの推進
- ・ 障がい者が地域で生活できる環境づくりを支援するため、障がい者の就労を支援

➤ **中期的な取組**

- ・ 地域コミュニティ再生に向けたプラン作成・実践活動、コミュニティ間の連携、広域的な取組等への支援
- ・ 被災地域の全ての住民が安心して生活できるようにするために、住民等の主体的な参画により地域全体で高齢者や障がい者等の要援護者の生活を支援する体制づくりを推進

復興への歩み



「暮らし」の再建

V 市町村行政機能

■ 基本的考え方

地域住民の安全・安心の確保のため、被災により住民に対する行政サービスの提供に支障が生じている市町村の行政機能の早期復旧を支援し、市町村が地域住民とともに新しいまちづくりのグランドデザイン（全体構想）を描ける環境を整える。

取組項目① 行政機能の回復

概要

被災市町村が早急に十分な行政サービスを提供することが可能となるよう、行政機能の回復のために、人的支援や技術的助言などを実施

➤ 緊急的な取組

- ・ 県内外の自治体や県からの職員の派遣による人的支援と公的機関の機能等の早期復旧に向けた支援

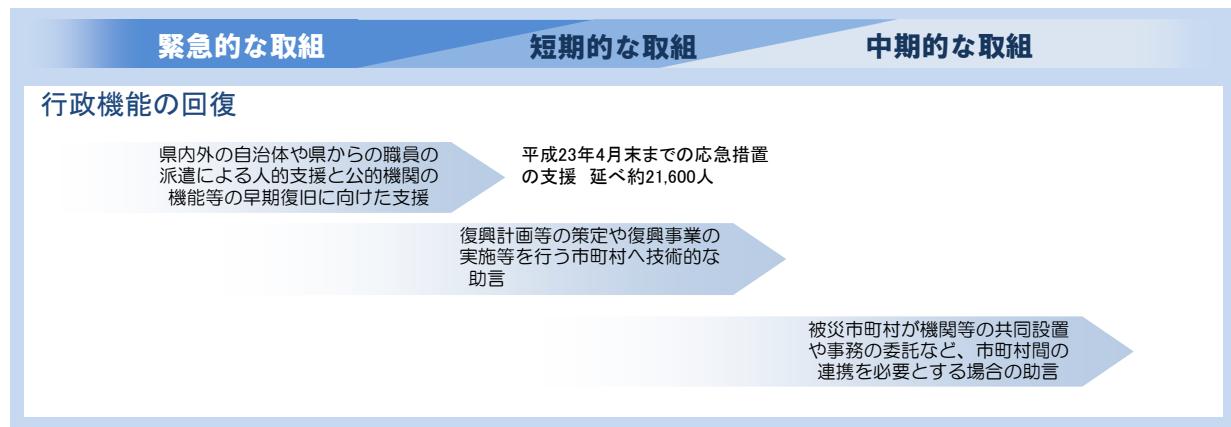
➤ 短期的な取組

- ・ 復興計画等の策定や復興事業の実施等を行う市町村への技術的な助言

➤ 中期的な取組

- ・ 被災市町村が地方自治法に定める機関等の共同設置や事務の委託など、市町村間の連携を必要とする場合の助言・支援

復興への歩み



「なりわい」の再生

I 水産業・農林業

■ 基本的考え方

《水産業》

地域に根ざした水産業を再生するため、両輪である漁業と流通・加工業について、漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に進める。

また、地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の復旧・整備を推進する。

《農林業》

沿岸の地域特性や地域づくりの方向性等を踏まえた生産性・収益性の高い農業を実現するため、園芸産地の形成や農地等の農業生産基盤、海岸保全施設等の復旧・整備を進める。

また、地域の木材加工体制の再生を図るため、被災した合板工場等の復旧・整備を支援するとともに、地域の防災対策を踏まえた防潮林等の復旧・整備を進める。

取組項目① 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築

概 要

漁業協同組合による漁船・養殖施設等生産手段の一括購入・共同利用システムの構築や、つくり育てる漁業の基盤となるサケ・アワビ等の種苗生産施設の整備、共同利用システムの活用や協業体の育成などを通じた担い手の確保・育成を支援

◆ 漁業協同組合を核とした「共同利用システム」等の構築

● 岩手県の特徴（被害状況等）

- 1 海面漁業・養殖業年間生産額に対する被害額が甚大
- 2 水産業の基盤となる設備・施設が壊滅的な状態
- 3 本県の漁業者は小規模経営体が多い
- 4 県下24漁協のうち、14漁協の事務所が流失・全壊

漁業協同組合 一括整備



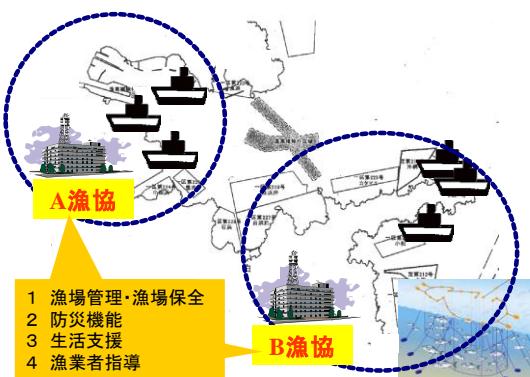
貸 出



貸 出

漁業者 漁業者 漁業者 漁業者 漁業者

共同利用システム等



➤ **緊急的な取組**

- ・漁業協同組合による漁船・養殖施設等生産手段の一括購入・共同利用システムの構築を支援
- ・秋サケ等定置網漁業やワカメ養殖等の再開に向けて、漁船の一括購入や養殖施設等共同利用施設の早期復旧を支援
- ・サケ・アワビ等の放流再開に向けて、今季使用可能なサケふ化場の応急的な復旧やアワビ等種苗生産施設の復旧を推進
- ・漁業者による漁港・漁場の調査、災害廃棄物（がれき）の撤去等を通じた生活支援

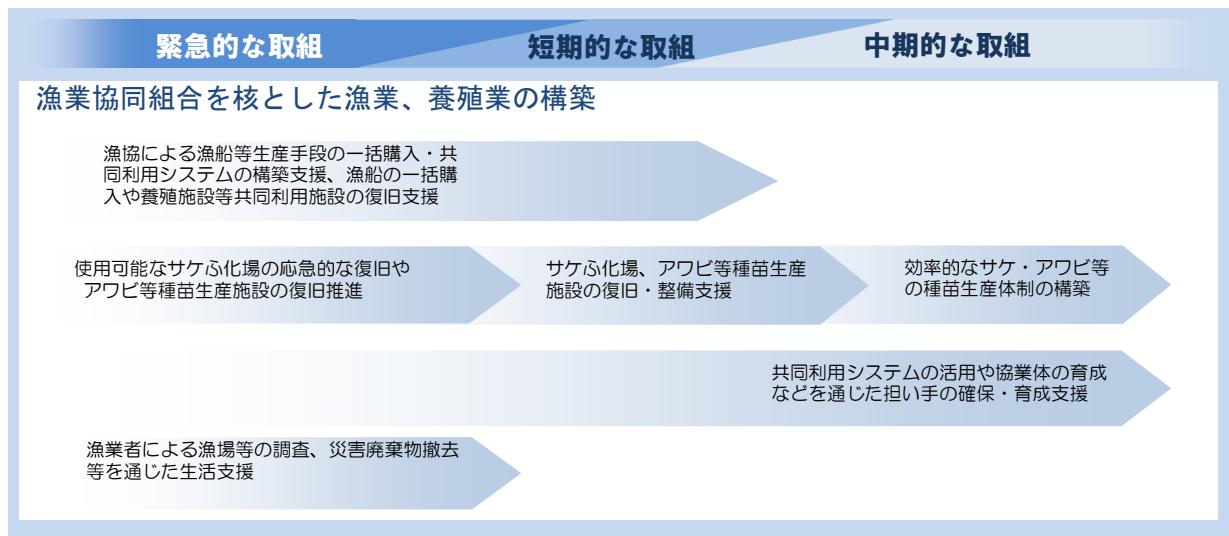
➤ **短期的な取組**

- ・漁業協同組合による漁船、共同利用施設の復旧・整備を支援
- ・サケふ化場、アワビ等種苗生産施設の復旧・整備を支援
- ・共同利用システムの活用や協業体の育成などを通じた担い手の確保・育成を支援

➤ **中期的な取組**

- ・漁業協同組合等が連携した効率的なサケ・アワビ等の種苗生産体制の構築

復興への歩み

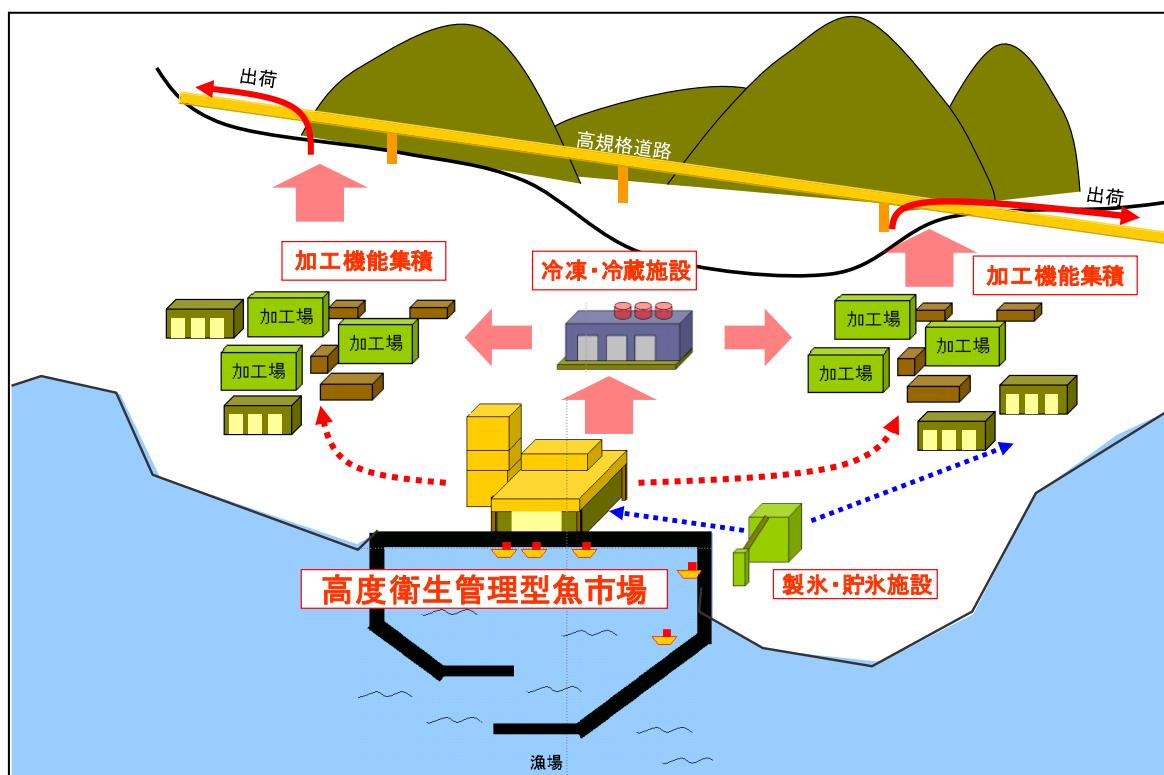


取組項目② 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

概要

中核的な産地魚市場の再開と安定的な運営に必要な施設・設備・機器の復旧・整備や、加工機能の集積や企業間連携等による高生産性・高付加価値化を促進

◆ 産地魚市場を核とした流通・加工体制イメージ



➤ **緊急的な取組**

- ・ 中核的な産地魚市場の再開と安定的な運営に必要な施設の応急的な復旧と設備・機器の整備を支援
- ・ 秋サケ漁の水揚げに向けて、荷捌き施設の応急的な復旧を支援
- ・ 事業再開に向けて、冷凍・冷蔵施設、加工施設等共同利用施設の復旧・整備を支援
- ・ 復興支援ファンド等による二重債務解消に向けた支援と融資・補助制度の充実により企業再生を支援
- ・ 放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組の推進

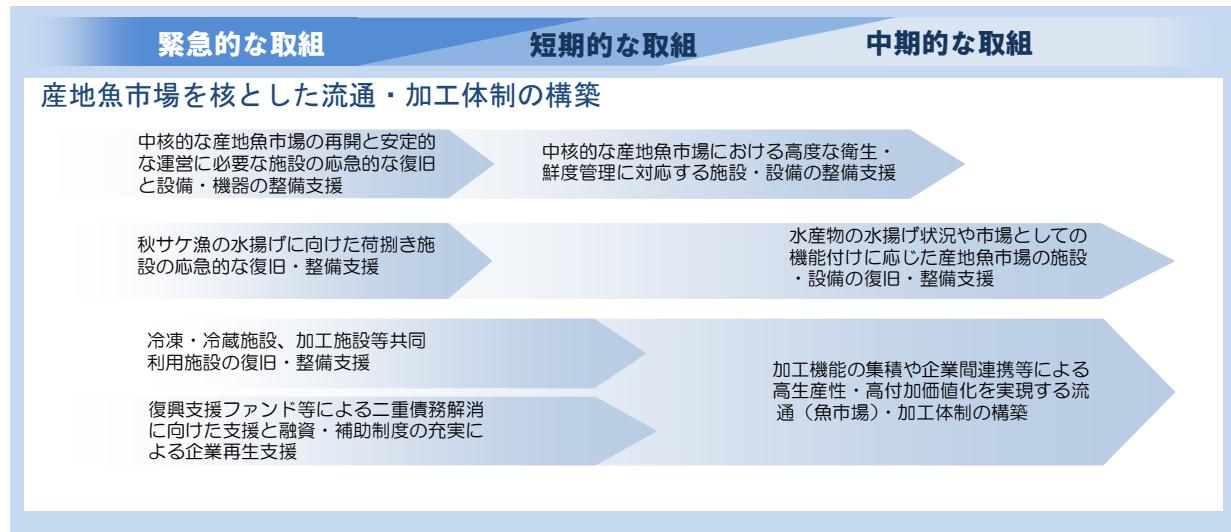
➤ **短期的な取組**

- ・ 水産物の水揚げ状況や市場としての機能付けに応じた産地魚市場の施設・設備の復旧・整備を支援
- ・ 中核的な産地魚市場における高度な衛生・鮮度管理に対応できる施設・設備の復旧・整備を支援

➤ **中期的な取組**

- ・ 加工機能の集積や企業間連携等による高生産性・高付加価値化を実現する流通（魚市場）・加工体制の構築

復興への歩み

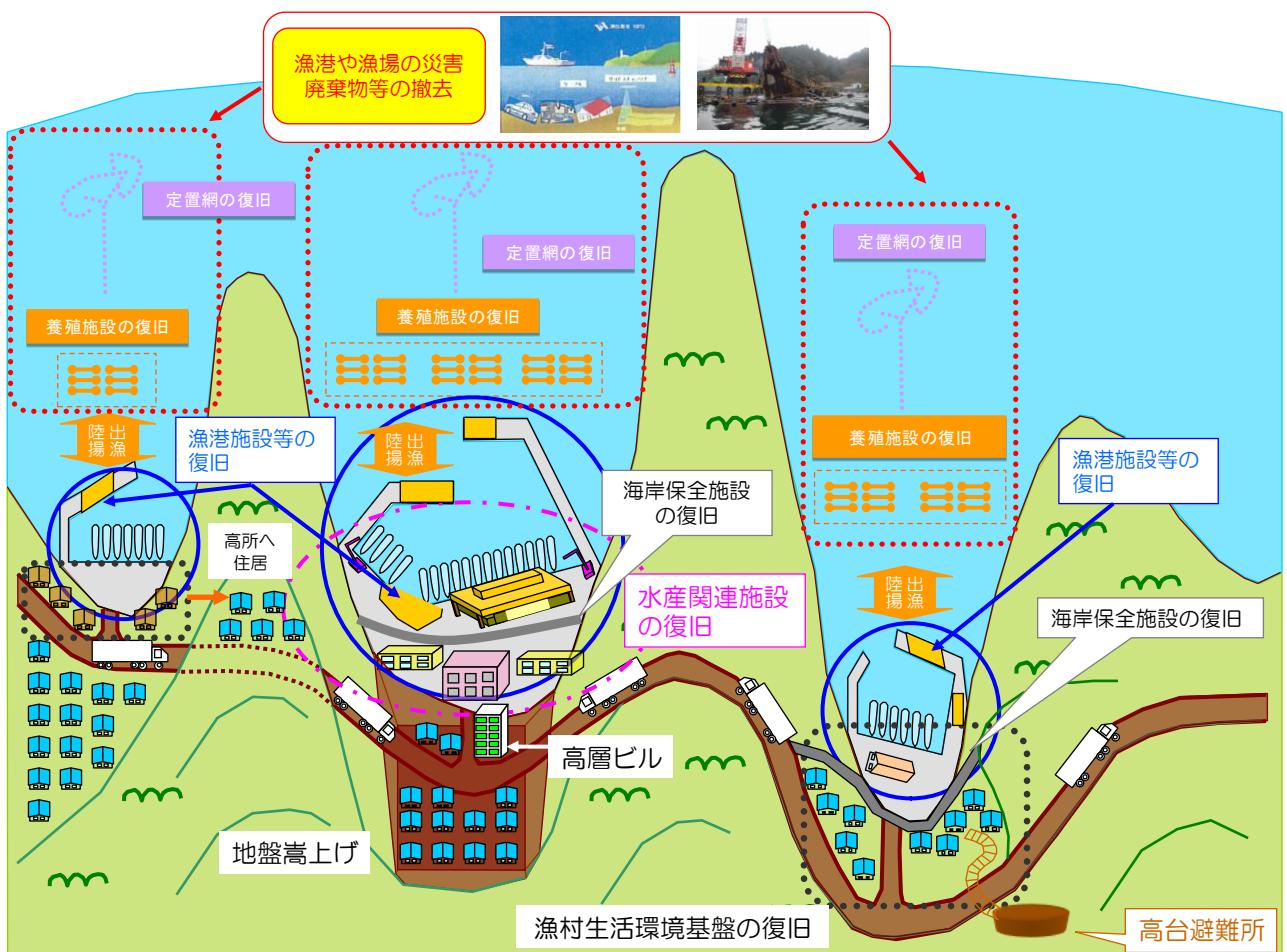


取組項目③ 漁港等の整備

概要

漁港・漁場の支障物・災害廃棄物（がれき）の早期撤去、当面の安全性や機能の確保のための漁港、海岸保全施設等の応急的な復旧を進めるとともに、地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の復旧・整備を推進

◆ 漁港・漁場・漁村生活環境基盤等の整備イメージ



➤ **緊急的な取組**

- ・ 渔港での漁船の係留・停泊機能回復のための航路・泊地の支障物や災害廃棄物（がれき）を撤去
- ・ 生産再開に向けた漁場での災害廃棄物（がれき）を撤去
- ・ 当面の安全性や機能の確保のための漁港や海岸保全施設等の応急的な復旧

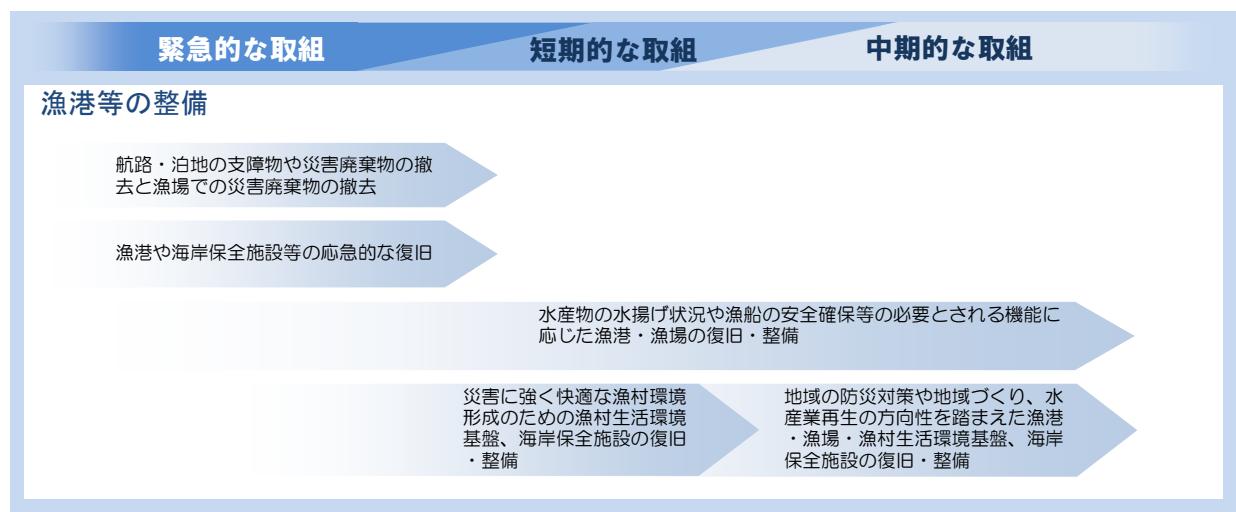
➤ **短期的な取組**

- ・ 水産物の水揚げ状況や漁船の安全確保等の必要とされる機能に応じた漁港・漁場の復旧・整備
- ・ 災害に強く快適な漁村環境形成のための漁村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備

➤ **中期的な取組**

- ・ 地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場・漁村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備

復興への歩み



取組項目④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現

概要

早期の営農再開に向けた農地等の復旧を進めるとともに、沿岸地域の夏季冷涼・冬季温暖な気象特性等を生かした園芸産地の形成、地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた農業生産基盤や農村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備を推進

➤ 緊急的な取組

- ・ 農地等の災害廃棄物（がれき）の早期撤去や除塩対策の実施
- ・ 早期の営農再開に向けて、農地・農道・水利施設等の農業生産基盤の応急的な復旧
- ・ カントリーエレベーターや農業倉庫等共同利用施設の復旧を支援
- ・ 当面の安全性や機能の確保のための海岸保全施設等の応急的な復旧
- ・ 当面の所得確保に向けた農産加工等の再開や秋冬期野菜（キャベツ等）の導入促進
- ・ 放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組の推進（再掲）

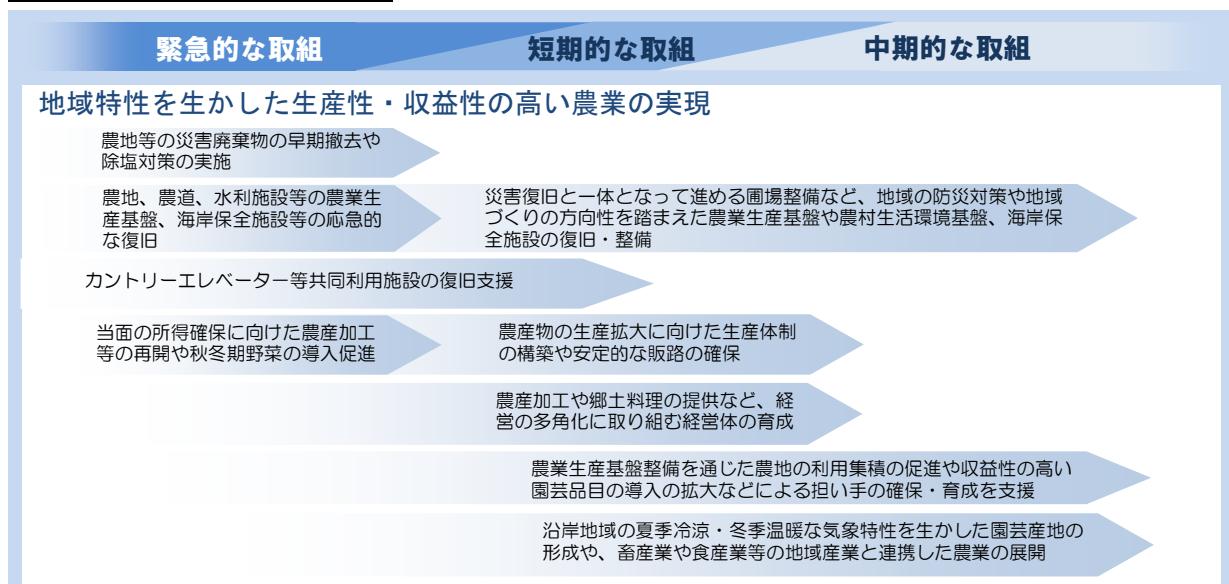
➤ 短期的な取組

- ・ 農産物の生産拡大に向けた生産体制の構築や安定的な販路の確保を支援
- ・ 農産加工や郷土料理の提供など、経営の多角化に取り組む経営体の育成
- ・ 農地・農道・水利施設等の農業生産基盤の復旧・整備
- ・ 災害に強く快適な農村環境形成のための農村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備
- ・ 農業生産基盤整備を通じた農地の利用集積の促進や収益性の高い園芸品目の導入の拡大などによる担い手の確保・育成を支援

➤ 中期的な取組

- ・ 沿岸地域の夏季冷涼・冬季温暖な気象特性を生かした園芸産地の形成や、畜産業・食産業等の地域産業と連携した農業の展開
- ・ 災害復旧と一体となって進める圃場の整備など、地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた農業生産基盤や農村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備

復興への歩み



取組項目⑤ 地域の木材を活用する加工体制等の再生

概要

地域の木材を活用する合板工場等の復旧・整備を支援し、木材加工体制の再生を図るとともに、地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた海岸保全施設等の復旧・整備を推進

➤ 緊急的な取組

- ・ 早期の操業再開が可能な地域の木材を活用する合板工場等の施設・機械設備の復旧・整備を支援
- ・ 地域の合板工場等の被災により流通が停滞している原木の販路拡大を支援
- ・ 防潮林等の災害廃棄物（がれき）の早期撤去
- ・ 当面の安全性や機能の確保のための海岸保全施設の応急的な復旧

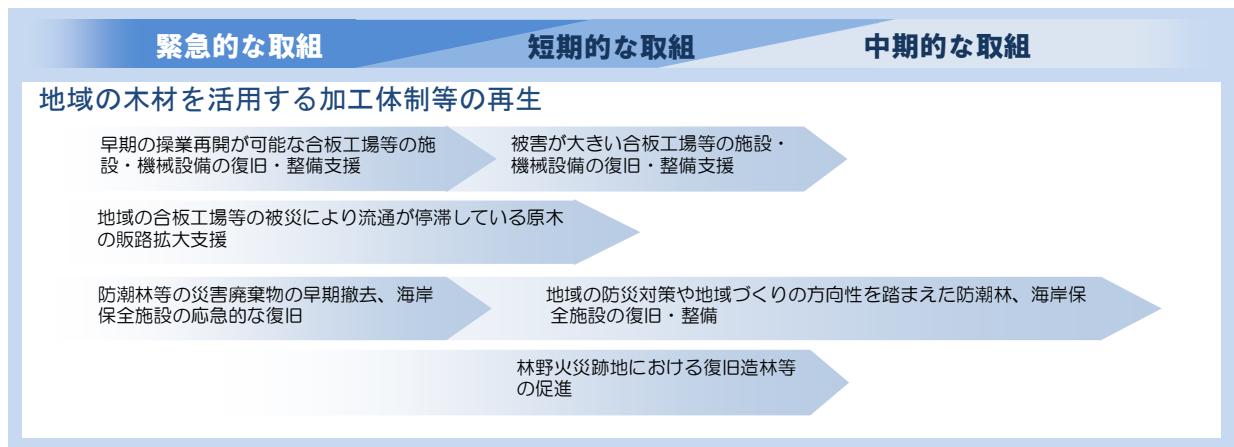
➤ 短期的な取組

- ・ 被害が大きい合板工場等の施設・機械設備の復旧・整備を支援
- ・ 林野火災跡地における復旧造林等の促進

➤ 中期的な取組

- ・ 地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた防潮林、海岸保全施設の復旧・整備

復興への歩み



「なりわい」の再生

II 商工業

■ 基本的考え方

被災地域の経済を支える中小企業等の事業再開や復興に向けた支援を実施し、早期に経済の収縮に歯止めをかけるとともに、新たなまちづくりと連動した商店街の構築等によるにぎわいの回復や地域の特性を生かした産業の振興を支援する。

また、沿岸地域と内陸地域との連携によるものづくり体制の強化や、地域特性を生かした科学技術や学術研究等により地域経済の活性化を促進する。

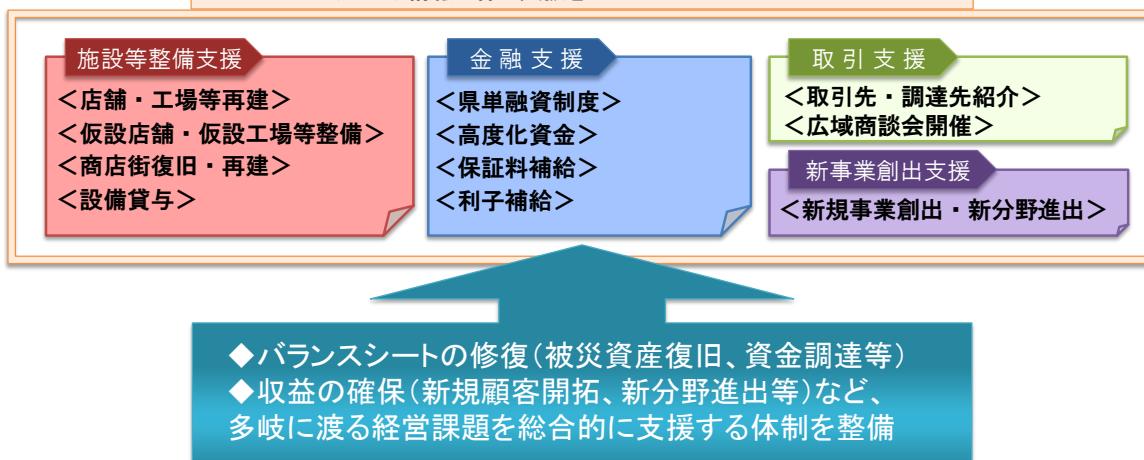
取組項目① 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組

概 要

被災地域の企業や商店街に向けた支援体制や助成制度を構築し、早期の事業再開を図るとともに、きめ細かなサポートにより地域産業を振興

◆ 中小企業等再建への支援体制

モノ、力、情報に係る支援をパッケージ化・ワンストップ化



➤ 緊急的な取組

- ・ 復興支援ファンド等による二重債務解消に向けた支援と新規融資支援など一貫した企業再生支援体制の整備
- ・ 仮設店舗・工場など早期の事業再開に必要な施設等の整備支援や融資・助成制度の創設・拡充
- ・ 専門家派遣の拡充など経営相談体制の充実
- ・ 放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組の推進（再掲）

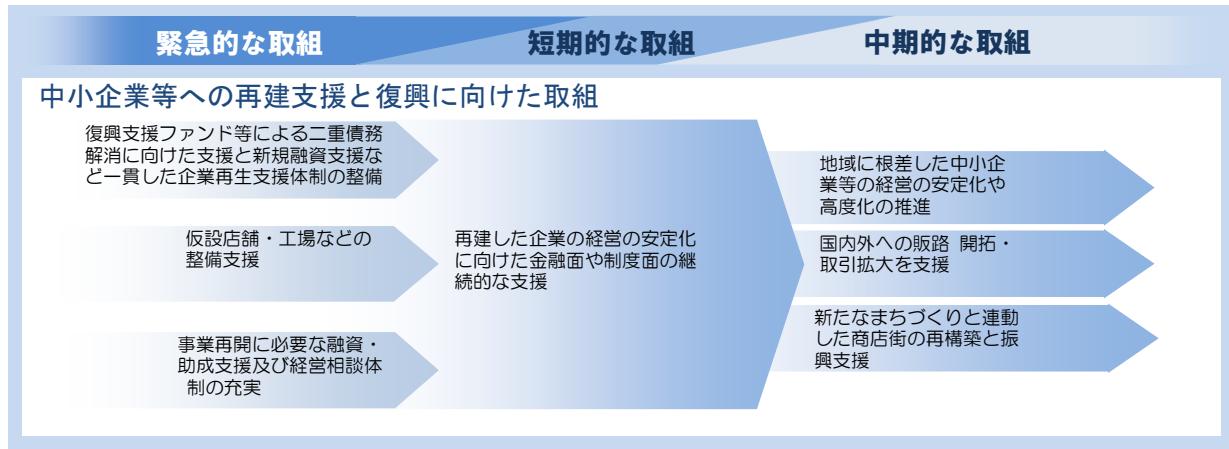
➤ 短期的な取組

- ・ 再建した企業の経営安定化に向けた金融面や制度面の継続的な支援

➤ 中期的な取組

- ・ 地域に根差した中小企業等の経営の安定化や高度化の推進
- ・ 国内外への販路開拓・取引拡大を支援
- ・ 新たなまちづくりと連動した商店街の再構築と振興支援

復興への歩み



取組項目② ものづくり産業の新生

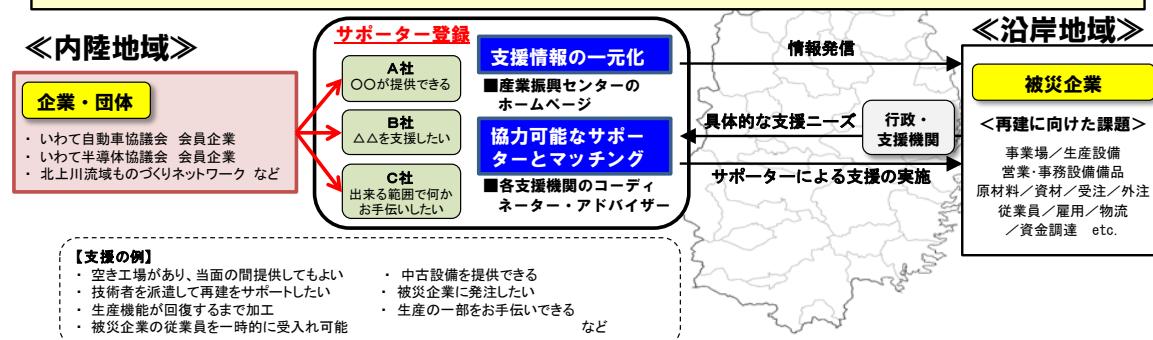
概要

被災企業の早期事業再開や地域の牽引役となる産業の早期回復を支援するとともに、沿岸地域と内陸地域との連携によるものづくり体制の強化や更なる産業集積・新産業の創出を図ることにより地域経済の活性化を促進

◆ 沿岸地域と内陸地域との連携によるものづくり体制強化

■被災ものづくり企業支援ソーター登録制度

- ◆ねらい 被災したものづくり企業を官民が連携して支援。その早期の再建を促進。
- ◆取組内容 被災企業支援に賛同する企業等を「被災ものづくり企業支援ソーター」として登録
→ 被災企業の様々なニーズに対し、ソーターの可能な範囲での協力を得ながら支援を実施



➤ 緊急的な取組

- ・ 被災企業の早期事業再開や被災地域の拠点企業等の早期回復を支援
- ・ 放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組の推進（再掲）

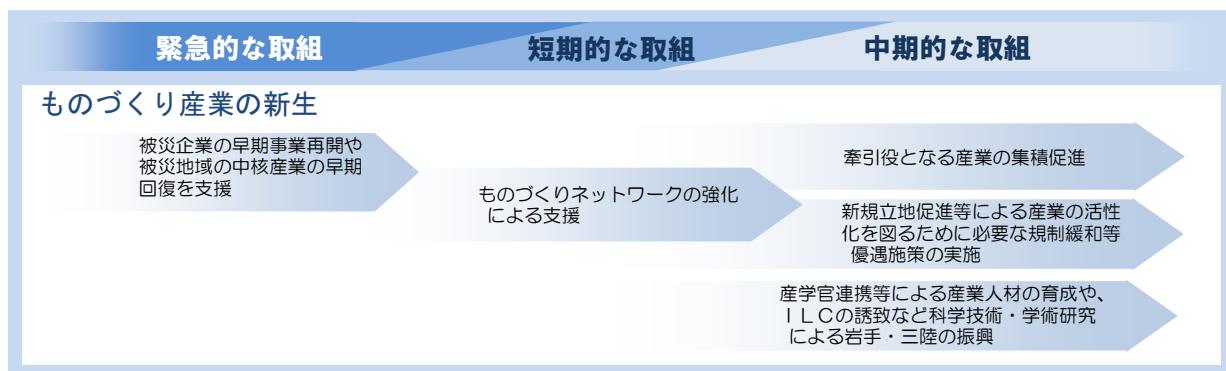
➤ 短期的な取組

- ・ 内陸のものづくり企業とのネットワーク構築等による企業間の相互支援を促進
- ・ サプライチェーンの維持・回復と取引拡大支援

➤ 中期的な取組

- ・ 牽引役となる産業の集積促進
- ・ 新規立地促進等による産業の活性化を図るために必要な規制緩和等優遇施策の実施
- ・ 産学官連携による産業人材の育成や、国際リニアコライダー（ILC）の誘致など、地域の特性を生かした科学技術・学術研究による岩手・三陸の振興

復興への歩み



「なりわい」の再生

III 観光

■ 基本的考え方

多くの観光資源が失われた沿岸地域の観光産業の早期復旧・復興に努め、魅力あふれる観光地や観光産業を創造し、震災に負けない、がんばる岩手を広く国内外へ情報発信することにより、観光立県を確立する。

取組項目① 観光資源の再生と新たな魅力の創造

概要

三陸沿岸観光の再構築を図るために、被災した沿岸地域の観光産業の早期再建に注力するとともに、きめ細かなサポートにより経営を支援し、観光に関わる官民一体となった観光地のプラットフォームづくりを促進

また、災害を考慮した自然とのふれあいの場の提供など、安全・安心な観光地の構築による交流人口の増加

◆ 復興の動きと連動した観光地づくりプラットフォームの構築と誘客促進の取組イメージ



➤ **緊急的な取組**

- ・ 観光事業者等の早期復旧に向けた金融・経営支援や助成制度の創設

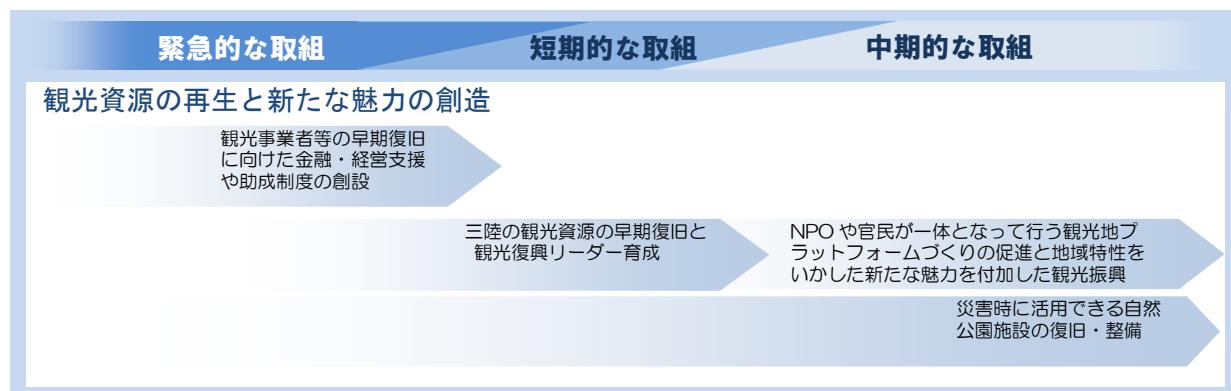
➤ **短期的な取組**

- ・ 早期に復旧可能な三陸の特色ある観光資源の情報発信や観光復興リーダーの育成支援
- ・ 災害時に活用できる自然公園施設の復旧・整備

➤ **中期的な取組**

- ・ 観光に関わる幅広い産業の連携やNPOや官民が一体となった観光地のプラットフォームづくりの促進
- ・ 復興に合わせ新たな観光資源を開発するなど三陸沿岸観光を再構築し、津波・防災等の研究拠点やジオパークなど新たな魅力を付加した観光振興

復興への歩み



取組項目② 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組

概要

今回の大震災津波被害等により沈滞する観光産業を支援し、岩手の歴史・文化・景観等に根差した観光資源の発掘・みがきあげによる誘客の促進を図るとともに、復興支援をきっかけとして生まれたつながりを大切にする「おもてなしの郷 いわて」として国際的な観光立県を確立

➤ 緊急的な取組

- ・ 自粛ムードにより沈滞した観光需要を喚起するため、国内外からの復興支援の取組に連動したキャンペーンを官民挙げて実施
- ・ 復興支援と連動したツアー商品の造成促進や各種キャンペーンを通じた宣伝・誘客活動の促進
- ・ 放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組の推進（再掲）

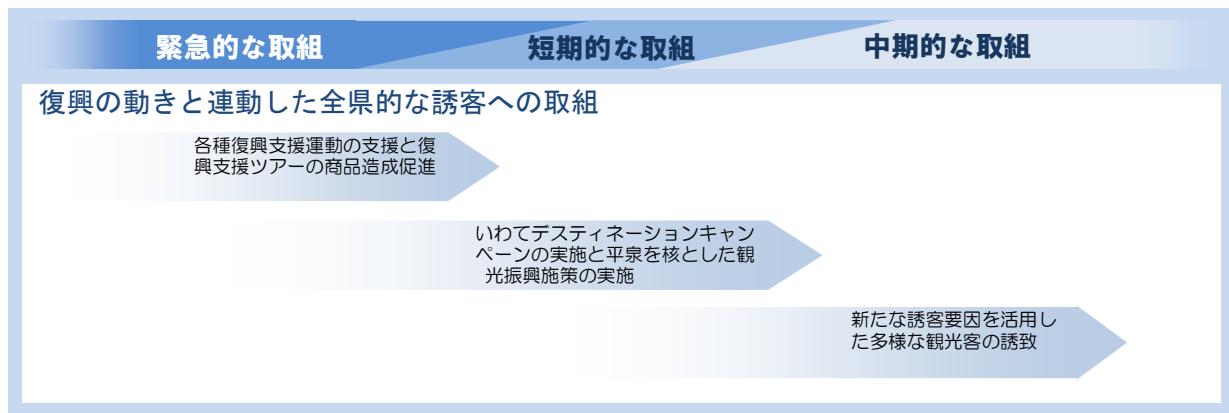
➤ 短期的な取組

- ・ いわてデスティネーションキャンペーンの実施と平泉文化遺産の世界遺産登録と連動する観光振興施策の実施

➤ 中期的な取組

- ・ 津波防災等の先駆的な取組を新たな誘客要因とした観光資源の創造及びそれらの情報発信による多様な観光客の誘致
- ・ 日本一の「おもてなし」の心と、歴史、文化、豊かな自然と暮らしが調和する国際的な観光立県の確立

復興への歩み



3 取組項目一覧

「安全」の確保

I 防災のまちづくり

○ 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり

《緊急的な取組》

- ◆ 生活環境に支障が生じる災害廃棄物（がれき）の早期撤去
- ◆ 被災により危険性が著しく高まっている地域に関する情報提供
- ◆ 高潮や波浪に対する二次災害防止のための防災施設等の応急的な復旧
- ◆ 防潮堤等の海岸保全施設にまちづくり・ソフト施策を組み合わせた多重防災型のまちづくり計画等の策定
- ◆ 原子力発電所事故に伴う放射線量の測定など監視体制の充実・強化及び放射性物質に係る健康不安の解消など安全対策の推進
- ◆ 防災機能を強化したブロードバンド等の情報通信ネットワークの整備
- ◆ 災害情報等を的確に伝達する防災通信機能の復旧
- ◆ 被災地の良好な治安の確保に向けた治安基盤の強化

《短期的な取組》

- ◆ 計画的な災害廃棄物の処理を行うとともに、リサイクルを進めるなど、環境に配慮した処理を促進
- ◆ 防災拠点（警察署、消防署、学校、病院、庁舎等を含む）の復旧・整備及び災害時に効果的に機能させるための仕組みづくり
- ◆ 防潮堤等の公共土木施設の復旧・整備
- ◆ 住宅や公共建築物の耐震化の促進
- ◆ 災害に強いライフラインの構築（電気、ガス、上下水道、浄化槽等）
- ◆ 津波防災を考慮し、まちづくりと一体となった道路、JR及び三陸鉄道の復旧・整備
- ◆ 避難経路の充実をはじめとする迅速な避難体制の構築
- ◆ コミュニティの中心となる自主防災組織の育成・強化や大学等との連携による地域防災教育等の拠点形成など地域防災力の向上に向けた取組の促進

《中・長期的な取組》

- ◆ 防潮堤等の公共土木施設の整備
- ◆ 津波防災を考慮した土地利用に基づく建築物の誘導
- ◆ 災害発生時において応急対策の拠点として機能する広域防災拠点の整備（災害時における物流ターミナル基地、広域医療搬送拠点等）
- ◆ 複数の避難経路の確保等の高齢者など誰もが余裕を持って安全に避難できる体制の構築
- ◆ 災害に強い防災通信機能の整備
- ◆ 災害時に有効な情報収集手段となるラジオの難聴地域の解消等の整備促進
- ◆ 津波の脅威を風化させない防災教育等の充実
- ◆ 防災機能を強化した共同溝や汚水処理施設などの災害に強いライフラインの構築
- ◆ 通信設備の重要機能の地域分散や多ルート化、停電対策の強化など災害に強い情報通信ネットワークの構築
- ◆ 本県に豊富に賦存する太陽光、木質バイオマスなど再生可能エネルギーを最大限活用するとともに、それらのエネルギーにより、防災拠点や住宅・事業所等が非常時においても一定のエネルギーを賄えるシステムの導入促進
- ◆ 地域における防犯活動の促進

「中・長期的な取組」には、第2期を中心とする取組を記載しているが、第2期の期間中に着手を予定するものの、当該期間内に完了しない取組や計画期間を超える取組を含めて記載している。

○ 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり

《緊急的な取組》

- ◆ 住民生活を支える道路、汚水処理施設等の生活基盤の応急的な復旧

《短期的な取組》

- ◆ 住民の意向を踏まえた新たな生活環境に対応した道路、汚水処理施設等の生活基盤の整備
- ◆ ユニバーサルデザインの考え方に基づいたひとにやさしいまちづくりの推進
- ◆ 地域の歴史・文化を踏まえた誇りや愛着を持てる住民主体の美しく魅力ある地域づくりの推進
- ◆ 災害遺構の保存や防災教育の充実等による「防災文化」の醸成と継承

《中・長期的な取組》

- ◆ 今回の大震災津波の記憶を未来へ語り継ぎ故郷への思いを継承するイベントの実施及びメモリアル公園等の拠点施設の整備

「安全」の確保

II 交通ネットワーク

○ 災害に強い交通ネットワークの構築

《緊急的な取組》

- ◆ 緊急輸送等のための迂回路の確保や道路の応急的な復旧
- ◆ 港湾機能復旧のための航路確保や公共岸壁等の利用促進

《短期的な取組》

- ◆ 道路、港湾等の公共土木施設の復旧・整備
- ◆ 復興道路として高規格幹線道路等の幹線道路ネットワークの重点整備（三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道の三陸沿岸地域の縦断軸、東北横断道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路の内陸と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸）
- ◆ 緊急輸送道路などの耐震補強や道路防災施設等の整備
- ◆ 津波防災を考慮し、まちづくりと一体となった道路、JR及び三陸鉄道の復旧・整備（再掲）
- ◆ いわて花巻空港の災害対応機能の強化

《中・長期的な取組》

- ◆ 復興道路として高規格幹線道路等の幹線道路ネットワークの構築
- ◆ 高規格幹線道路等を補完する国道、県道などを含めた災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築
- ◆ 耐震強化岸壁等の整備による港湾の機能拡充
- ◆ 工業製品、農林水産物などの生産拠点や観光地等へのアクセス道路の整備

○ 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援

《緊急的な取組》

- ◆ 短期間における宿泊施設への一時移送
- ◆ 被災者の生活再建に向けた状況を把握するため、被災者カルテの整備を支援
- ◆ 住宅ローンの二重債務の解消に向けた支援
- ◆ 義援金、被災者生活再建支援金等による生活支援
- ◆ 生活福祉資金、災害援護資金等の貸付による生活支援
- ◆ 多言語による情報提供、相談対応の実施等外国人県民等被災者の生活支援
- ◆ 応急仮設住宅の早期建設
- ◆ 公営住宅等の空き住戸の有効活用
- ◆ 公営住宅等に居住する被災者に対する家賃負担の軽減
- ◆ 被災者の生活の安定に向けて、住まいや生活全般に関する様々な相談に対応できる体制を整備
- ◆ 生活再建に向けた被災住宅の新築や修繕等に対する支援
- ◆ 避難施設や応急仮設住宅と学校・病院等を結ぶバス路線の運行支援

《短期的な取組》

- ◆ 被災者の生活の再建に向けた相談支援
- ◆ N P O や民生委員など関係機関との連携による相談機能の充実
- ◆ 安全で良質な災害復興公営住宅等の公的賃貸住宅の供給の推進
- ◆ 住宅再建に向けた各種支援制度の創設及び充実
- ◆ 安全に安心して暮らせる新たな住宅及び宅地の供給の推進

《中・長期的な取組》

- ◆ 安全に安心して暮らせる新たな住宅及び宅地の供給の推進（再掲）
- ◆ 被災者の生活の再建に向けた相談支援（再掲）
- ◆ 民間企業等と連携した分譲住宅の供給の推進
- ◆ 避難機能や地域コミュニティに配慮した複合型集合住宅の整備
- ◆ 高齢化対応の公営住宅の整備
- ◆ 民間のサービス付高齢者向け住宅の普及
- ◆ I C T （情報通信技術）を活用した市町村と地域住民との円滑なコミュニケーション環境の整備支援

○ 雇用維持・創出と就業支援

《緊急的な取組》

- ◆ 雇用調整助成金や雇用保険等による労働者の雇用維持
- ◆ 雇用労働相談窓口の設置や巡回相談の実施
- ◆ 地域ジョブカフェなどワンストップサービス等によるきめ細かな生活・就労支援の実施
- ◆ 各種雇用対策基金の活用による雇用創出や復興需要等による雇用拡大に向けたマッチング支援
- ◆ 復興需要に対応する建設機械オペレーター養成など再就職等へ向けた職業訓練の拡充

《短期的な取組》

- ◆ 被災した離職者等を受け入れる企業の確保に向けた支援や、内陸地域の企業への雇用拡大の要請

《中・長期的な取組》

- ◆ 地域産業の早期復興による安定的な雇用の場の創出を支援
- ◆ 設備等補助と人件費支援を合わせたパッケージ型国庫補助制度の創設
- ◆ 職業訓練等の実施による、新たな産業分野に対応する人材の育成

「暮らし」の再建

II 保健・医療・福祉

○ 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備

《緊急的な取組》

- ◆ 仮設診療所（薬局を含む）の整備や医療スタッフ派遣等運営体制への支援
- ◆ 沿岸地域における中核的病院の医療機能の回復
- ◆ 「かかりつけ医」など住民に身近な医療を担う診療所等の復旧への支援
- ◆ 応急仮設住宅地域における相談、デイサービス、訪問介護・看護、生活支援等を包括的に提供するサポート拠点の整備
- ◆ 避難所から応急仮設住宅への移転など、居住環境の変化に対応した介護予防や介護・障がい福祉サービスの充実
- ◆ 介護保険施設、介護サービス事業所等の復旧、運営体制への支援
- ◆ 障がい福祉施設、障がい福祉サービス事業所等の復旧、運営体制への支援
- ◆ 障がい児の早期療育の場の確保
- ◆ 保育所、児童館、放課後児童クラブ等の復旧、運営体制への支援

《短期的な取組》

- ◆ 被災地における医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士及び介護職員等の保健・医療・福祉従事者の重点的な確保と多様な人材の育成
- ◆ 災害発生当初のDMA T（災害派遣医療チーム）活動と連動し、医療、保健活動、こころのケアなどを一体的に進める医療支援体制の充実・強化
- ◆ ドクターへリの導入とヘリコプター搬送拠点の整備など搬送体制の充実・強化
- ◆ 医薬品等の備蓄、医療支援の拠点機能の強化など災害拠点病院の機能強化
- ◆ 医薬品、診療材料、燃料等の計画的な備蓄、調達体制の再構築
- ◆ 災害拠点病院等の自家発電装置、通信機器等の非常用設備の充実・強化

《中・長期的な取組》

- ◆ 医療機関の整備支援（高台への移転等まちづくりと連動した整備、災害対応機能の強化）
- ◆ 遠隔医療を含めた保健・医療・福祉ネットワークの再構築
- ◆ 地域の医療、介護の充実を図る地域包括ケアシステムの構築と、拠点となる介護保険施設、介護サービス事業所等の整備
- ◆ 地域の障がい福祉サービスの拠点となる障がい福祉施設、障がい福祉サービス事業所等の整備
- ◆ 障がい児の専門的な相談支援体制の充実・強化
- ◆ 被災地域の子育てニーズに対応した保育所、放課後児童クラブ等の整備充実
- ◆ 防災機能を有する市町村保健センターや社会福祉施設等の整備
- ◆ 児童福祉施設、高齢者施設等の機能を有する“総合保健福祉施設”と防災活動、防災学習等の機能を有する“防災拠点施設”を同一の建物内で運営する公設民営型複合施設の整備

○ 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援

《緊急的な取組》

- ◆ 避難所から仮設住宅への移転など、被災者の状況の変化に応じた保健師、栄養士等による保健活動や栄養指導、口腔ケア活動等への支援
- ◆ 市町村保健センターの機能回復への支援
- ◆ 「こころのケアチーム」による住民や支援者等に対する“こころのケア”の実施
- ◆ 保育所職員や行政職員等の支援者に対する研修の実施
- ◆ 遊びの場の提供等を通じた子どもの情緒の安定の維持、回復
- ◆ 個別訪問、調査の実施による被災孤児の適切な養育環境の確保

《短期的な取組》

- ◆ 支援者に対する技術的支援等を担う「こころのケアセンター（仮称）」や地域におけるケア拠点等の設置
- ◆ 精神科医療機関への業務支援等
- ◆ 支援者への技術的支援や子どもの精神的ケアを担う「子どものこころのケアセンター」の設置
- ◆ 被災孤児・遺児の成長に伴う養育ニーズの変化に対応した、児童相談所等による児童の養育に係る適切な相談や情報提供の実施

《中・長期的な取組》

- ◆ 新たな地域コミュニティ活動に配慮した健康づくり活動の推進
- ◆ 地域のボランティア活動と連携した健康づくりネットワークの再構築と充実
- ◆ 「こころのケアセンター（仮称）」及び地域におけるケア拠点を中心とする精神科医療ネットワークの充実
- ◆ 心的外傷後ストレス障害（P T S D）などのストレス関連障害に対する専門的ケアの提供
- ◆ 「子どものこころのケアセンター」と保育所や児童館、児童家庭支援センター、学校等との連携による子どものこころのケアの実施
- ◆ 被災孤児に対する親族里親等による家庭的な養護の継続
- ◆ ひとり親家庭等の生活の安定に向けた自立支援

「暮らし」の再建

III 教育・文化

○ きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実

《緊急的な取組》

- ◆ 県内外の臨床心理士の被災校への派遣による児童生徒の適切な心のサポート
- ◆ 大震災津波体験を踏まえた「いわての復興教育」の推進
- ◆ 学校施設の復旧整備と通学手段の確保
- ◆ 学校運営及び学校教育の早期正常化
- ◆ 被災児童生徒の学習支援等のための加配教員の配置
- ◆ 大震災津波により親を失った児童生徒等の支援のための「いわての学び希望基金」を活用した給付型奨学金制度の創設
- ◆ 教職員の居住環境の確保と心と体のケアの体制整備

《短期的な取組》

- ◆ 「いわて子どものこころのサポートチーム」を県内公立学校に派遣
- ◆ 「こころのサポート」プログラム等の作成と県内臨床心理士による相談窓口の設置
- ◆ 「いわての復興教育」の実践事例の収集と活用

《中・長期的な取組》

- ◆ 児童生徒への心のサポートの充実
- ◆ 「いわての復興教育」の充実と各学校の取組を支援
- ◆ 防災機能を強化した学校施設整備の推進
- ◆ 被災児童生徒が在籍する各学校の状況に応じた教職員の配置と人材登用
- ◆ 「いわての学び希望基金」を活用した給付型奨学金制度や、児童生徒が交流するための施設等の整備による継続的な支援
- ◆ 教職員の心と体のケアの充実
- ◆ 学校、家庭、地域が一体となった教育復興に対する支援

○ 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承

《緊急的な取組》

- ◆ 被災地域の歴史資料や文化財等の修復・保存

《短期的な取組》

- ◆ 文化芸術施設等の復旧及び機能回復への支援
- ◆ 文化芸術の鑑賞機会や交流の場の提供による被災者等の支援
- ◆ 中学生・高校生の文化部活動への支援
- ◆ 被災地域の伝統的な民俗芸能の再興支援
- ◆ 地域における文化芸術活動への支援
- ◆ 被災地域の復興に係る開発事業との調整、埋蔵文化財調査体制の確立・調査の推進

《中・長期的な取組》

- ◆ 文化芸術施設等整備の支援
- ◆ 学校等で行う文化芸術活動の取組への支援
- ◆ 被災地域の歴史資料や文化財等の活用
- ◆ 被災地域の伝統的な民俗芸能の保存、継承への支援
- ◆ 埋蔵文化財調査の継続、出土資料の整理及び活用

○ 社会教育・生涯学習環境の整備

《短期的な取組》

- ◆ 公民館、図書館等の社会教育施設の復旧支援
- ◆ 各種施設における事業の再開支援や地域づくりに向けた社会教育の支援
- ◆ 地域人材を活用した被災地における児童生徒の居場所づくりの推進
- ◆ 教育振興運動の取組体制の再構築の支援

《中・長期的な取組》

- ◆ 公民館、図書館等の社会教育施設整備の支援
- ◆ 社会教育施設における事業充実や人材育成等への支援
- ◆ 地域人材による学校教育及び社会教育を支援する体制づくりの推進
- ◆ 教育振興運動による地域課題解決に向けた取組の推進

○ スポーツ・レクリエーション環境の整備

《短期的な取組》

- ◆ スポーツ・レクリエーション施設の復旧・整備の支援
- ◆ スポーツ活動や健康づくりを支える医科学サポートの環境整備
- ◆ スポーツの活動場所、競技用具等に係る支援情報の提供
- ◆ 中学生・高校生の運動部活動の諸大会への参加支援
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動団体の運営体制への支援
- ◆ スポーツイベント等の開催や参加への支援

《中・長期的な取組》

- ◆ スポーツ・レクリエーション施設整備の支援
- ◆ 医科学サポートを活用したスポーツ活動や健康づくりの支援
- ◆ 総合型地域スポーツクラブの活性化への支援

「暮らし」の再建

IV 地域コミュニティ

○ 地域コミュニティの再生・活性化

《緊急的な取組》

- ◆ 応急仮設住宅等での避難生活における、従前の住民相互のコミュニケーションの維持や地域コミュニティを継続するための仮設集会施設等の整備などの支援
- ◆ 応急仮設住宅等での身近な相談窓口の設置と生活支援相談員の配置
- ◆ 応急仮設住宅等における安否・見守り活動の実施

《短期的な取組》

- ◆ 地域コミュニティ活動をリード・サポートする人材の育成や地域コミュニティ活動の支援
- ◆ 「新しい公共」の担い手であるNPOや企業等が主体となって取り組む復興活動を支援
- ◆ 伝統文化等地域資源を活かした地域づくり活動の支援
- ◆ 災害ボランティア活動の推進
- ◆ 福祉マップづくりや福祉避難所の協定の促進
- ◆ 福祉専門職による災害時支援体制の構築や災害時に有用な要援護者データベースの構築
- ◆ 被災地域の障がい者就労支援事業所の販路確保等を支援する拠点の整備

《中・長期的な取組》

- ◆ 避難施設と地域コミュニティ機能を兼ね備えた集合住宅の整備（再掲）

- ◆ 被災地域の自立的復興を促進するため、地域コミュニティ再生に向けた地域づくり計画の作成や実践活動の他、地域コミュニティ間の連携・広域的な取組等への支援
- ◆ 市町村が目指すモデル的な地域コミュニティ再生に向けた地域住民の主体的な取組の支援
- ◆ 外国人県民等との交流機会づくりや、地域コミュニティ活動への参加の支援
- ◆ 福祉に関する相談のワンストップ体制の構築
- ◆ 民生委員の地区割りの再編成による地域福祉活動の促進
- ◆ 地域福祉活動コーディネーターによる地域における新たな支え合いの醸成
- ◆ 住民参加による高齢者や障がい者等への生活支援サービスの創出や運営の支援
- ◆ 福祉コミュニティづくりへの高齢者の参加促進
- ◆ 地域の福祉施設を中心とした障がい者の生活支援体制の構築
- ◆ 障がい者の就労スペースと商業施設の一体的な整備

「暮らし」の再建

V 市町村行政機能

○ 行政機能の回復

《緊急的な取組》

- ◆ 県内外の自治体や県からの一般事務職や専門職の派遣による人的支援
- ◆ 市町村行政に必要な基礎的資料の整備や公的機関の機能の早期復旧に向けた支援

《短期的な取組》

- ◆ 復興計画等の策定や復興事業の実施等を行う市町村への技術的な助言

《中期的な取組》

- ◆ 被災市町村が地方自治法に定める機関等の共同設置や事務の委託など、市町村間の連携を必要とする場合の助言・支援
- ◆ 市町村の公共的サービスへの I C T (情報通信技術) の導入支援

○ 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築

《緊急的な取組》

- ◆ 漁業協同組合による漁船・養殖施設等生産手段の一括購入・共同利用システムの構築を支援
- ◆ 秋サケ等定置網漁業やワカメ養殖等の再開に向けて、漁船の一括購入や養殖施設等共同利用施設の早期復旧を支援
- ◆ サケ・アワビ等の放流再開に向けて、今季使用可能なサケふ化場の応急的な復旧やアワビ等種苗生産施設の復旧を推進
- ◆ 漁業者による漁港・漁場の調査、災害廃棄物（がれき）の撤去等を通じた生活支援
- ◆ 生産者等の二重債務の解消に向けた関係機関等と連携した支援

《短期的な取組》

- ◆ 漁業協同組合による漁船、共同利用施設の復旧・整備を支援
- ◆ サケふ化場、アワビ等種苗生産施設の復旧・整備を支援
- ◆ 共同利用システムの活用や協業体の育成などを通じた担い手の確保・育成を支援

《中・長期的な取組》

- ◆ 漁業協同組合等が連携した効率的なサケ・アワビ等の種苗生産体制の構築

○ 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

《緊急的な取組》

- ◆ 中核的な産地魚市場の再開と安定的な運営に必要な施設の応急的な復旧と設備・機器の整備を支援
- ◆ 秋サケ漁の水揚げに向けて、荷捌き施設の応急的な復旧を支援
- ◆ 事業再開に向けて、冷凍・冷蔵施設、加工施設等共同利用施設の復旧・整備を支援
- ◆ 国等で行う施設・設備整備補助や仮設工場貸付事業などへのコーディネート
- ◆ 復興支援ファンド等による二重債務解消に向けた支援と融資・補助制度の充実により企業再生を支援
- ◆ 放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組の推進
- ◆ 各種助成制度・融資制度を円滑に活用するため、商工支援団体等と連携した事業協同組合等の協業化支援や地域の中核企業を中心とした企業間連携の促進

《短期的な取組》

- ◆ 水産物の水揚げ状況や市場としての機能付けに応じた産地魚市場の施設・設備の復旧・整備を支援
- ◆ 中核的な産地魚市場における高度な衛生・鮮度管理に対応できる施設・設備の復旧・整備を支援

《中・長期的な取組》

- ◆ 加工機能の集積や企業間連携等による高生産性・高付加価値化を実現する流通（魚市場）・加工体制の構築
- ◆ 希望ファンド・農商工連携ファンド等の活用による付加価値の高い商品開発の支援
- ◆ 三陸ブランドの復活をアピールする国内外への販路拡大支援

○ 漁港等の整備

《緊急的な取組》

- ◆ 漁港での漁船の係留・停泊機能回復のための航路・泊地の支障物や災害廃棄物（がれき）を撤去
- ◆ 生産再開に向けた漁場での災害廃棄物（がれき）を撤去
- ◆ 当面の安全性や機能の確保のための漁港や海岸保全施設等の応急的な復旧

《短期的な取組》

- ◆ 水産物の水揚げ状況や漁船の安全確保等の必要とされる機能に応じた漁港・漁場の復旧・整備
- ◆ 災害に強く快適な漁村環境形成のための漁村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備

《中・長期的な取組》

- ◆ 地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場・漁村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備

○ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現

《緊急的な取組》

- ◆ 農地等の災害廃棄物（がれき）の早期撤去や除塩対策の実施
- ◆ 早期の営農再開に向けて、農地・農道・水利施設等の農業生産基盤の応急的な復旧
- ◆ カントリーエレベーターや農業倉庫等共同利用施設の復旧を支援
- ◆ 当面の安全性や機能の確保のための海岸保全施設等の応急的な復旧
- ◆ 当面の所得確保に向けた農産加工等の再開や秋冬期野菜（キャベツ等）の導入促進
- ◆ 放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組の推進（再掲）
- ◆ 生産者等の二重債務の解消に向けた関係機関等と連携した支援（再掲）

《短期的な取組》

- ◆ 農産物の生産拡大に向けた生産体制の構築や安定的な販路の確保を支援
- ◆ 農産加工や郷土料理の提供など、経営の多角化に取り組む経営体の育成
- ◆ 農地・農道・水利施設等の農業生産基盤の復旧・整備
- ◆ 災害に強く快適な農村環境形成のための農村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備
- ◆ 農業生産基盤整備を通じた農地の利用集積の促進や収益性の高い園芸品目の導入の拡大などによる担い手の確保・育成を支援

《中・長期的な取組》

- ◆ 沿岸地域の夏季冷涼・冬季温暖な気象特性を生かした園芸産地の形成や、畜産業・食産業等の地域産業と連携した農業の展開
- ◆ 災害復旧と一体となって進める圃場の整備など、地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた農業生産基盤や農村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備
- ◆ 市町村、団体との連携による新規就農者や地元企業等の新たな担い手の確保・育成

○ 地域の木材を活用する加工体制等の再生

《緊急的な取組》

- ◆ 早期の操業再開が可能な地域の木材を活用する合板工場等の施設・機械設備の復旧・整備を支援
- ◆ 地域の合板工場等の被災により流通が停滞している原木の販路拡大を支援
- ◆ 森林組合による高性能林業機械等の再整備を支援
- ◆ 防潮林等の災害廃棄物（がれき）の早期撤去
- ◆ 当面の安全性や機能の確保のための海岸保全施設の応急的な復旧
- ◆ 生産者等の二重債務の解消に向けた関係機関等と連携した支援（再掲）

《短期的な取組》

- ◆ 被害が大きい合板工場等の施設・機械設備の復旧・整備を支援
- ◆ 林野火災跡地における復旧造林等の促進

《中・長期的な取組》

- ◆ 地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた防潮林、海岸保全施設の復旧・整備

「なりわい」の再生

II 商工業

○ 中小企業等への重建支援と復興に向けた取組

《緊急的な取組》

- ◆ 復興支援ファンド等による二重債務解消に向けた支援と新規融資支援など一貫した企業再生支援体制の整備
- ◆ 仮設店舗・工場の整備等や空き工場・団地の斡旋による一時的な事業スペースの確保支援
- ◆ 仮設商店街の開設等による地域で失われた商機能回復のための支援
- ◆ 早期の事業再開に向けた融資制度の拡充や補助制度の創設等による金融支援の実施
- ◆ 国や商工支援団体と連携した専門家派遣の拡充など多様な相談に対応するワンストップ経営相談体制の確立
- ◆ 事業協同組合等の協業化支援や地域の中核企業を中心とした企業間連携の促進
- ◆ 首都圏アンテナショップの活用や全国の復興支援フェアへの協力など、被災した地場産業を支援する国内外への積極的な情報発信の実施
- ◆ 放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組の推進（再掲）

《短期的な取組》

- ◆ 経営の安定に資するための各種優遇税制措置や地方税減免

《中・長期的な取組》

- ◆ 地域に根差した中小企業等の経営の安定化や高度化の推進
- ◆ 一次産業と連携した高生産性・高付加価値化を実現する食産業の振興
- ◆ 三陸ブランドの復活をアピールする国内外への販路拡大支援（再掲）
- ◆ 新たなまちづくりと連動した商店街の再構築と振興支援

○ ものづくり産業の新生

《緊急的な取組》

- ◆ 復興支援ファンド等による二重債務解消に向けた支援と新規融資支援など一貫した企業再生支援体制の整備（再掲）
- ◆ 仮設店舗・工場の整備等や空き工場・団地の斡旋による一時的な事業スペースの確保支援（再掲）
- ◆ 被災企業に対する金融支援、企業間連携の促進等きめ細かな早期回復支援
- ◆ 放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組の推進（再掲）

《短期的な取組》

- ◆ 経営の安定に資するための各種優遇税制措置や地方税減免（再掲）
- ◆ 内陸のものづくり企業とのネットワーク構築等による企業間の相互支援を促進
- ◆ サプライチェーンの維持・回復と取引拡大支援
- ◆ 学校と産業界との連携による現場実習やインターンシップの実施等の取組を支援

《中・長期的な取組》

- ◆ 奉引役となる産業の集積を促進するとともに、内陸地域の関連企業と沿岸企業とのパイプを強化し沿岸ものづくり企業の復興を支援
- ◆ 新規立地促進による産業の活性化を図るために必要な規制緩和の実施や本格操業に向けた工場整備等支援
- ◆ 地域産業の競争力を強化するため、産学官連携による産業人材の育成
- ◆ 国際リニアコライダー（ILC）の誘致など、岩手・三陸の資源や特性を生かした科学技術振興や学術研究とその拠点形成
- ◆ 災害に強い低炭素社会対応型の各種インフラの整備や先駆的なIT産業の誘致等による新産業の創出

○ 観光資源の再生と新たな魅力の創造

《緊急的な取組》

- ◆ 早期の事業再開に向けた融資制度の拡充や補助制度の創設等による金融支援の実施（再掲）
- ◆ 復興支援ファンド等による二重債務解消に向けた支援と新規融資支援など一貫した企業再生支援体制の整備（再掲）

《短期的な取組》

- ◆ 経営の安定に資するための各種優遇税制措置や地方税減免（再掲）
- ◆ 三陸ならではの体験型観光素材の早期復旧支援
- ◆ 漁業や食産業の復旧と連動し、三陸の魅力を旅行エージェント等や復興支援フェアを通じて情報発信
- ◆ 観光コーディネーター等の活用による観光復興リーダーの育成支援
- ◆ 自然公園歩道などの施設復旧・整備による、自然とのふれあいの促進
- ◆ 災害時に活用できる自然公園施設の整備

《中・長期的な取組》

- ◆ 観光に関わる幅広い産業間の連携を促進し、県民、N P O、行政等が一体となった観光地のプラットフォームづくりの促進
- ◆ 養殖漁業の復興と連携した新たな観光資源の開発等による三陸沿岸観光の再構築
- ◆ 津波・防災等の研究拠点やジオパークなど新たな魅力の付加による観光の振興

○ 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組

《緊急的な取組》

- ◆ 自肃ムードの解消に向けた取組（つなげる・つながる・まごころ運動）への支援
- ◆ 復興支援と連動したツアー商品の造成促進や各種キャンペーンを通じた宣伝・誘客活動の促進
- ◆ 放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組の推進（再掲）

《短期的な取組》

- ◆ 全国各地、海外からの多くの支援、激励への感謝を示す国内外への情報発信
- ◆ 復興支援の要素を加味した「いわてデスティネーションキャンペーン」の実施
- ◆ 平泉文化遺産の世界遺産登録と連動した国内外へ向けた観光振興施策の実施
- ◆ 新たな空路を活用した観光客等の誘致促進
- ◆ 新たなつながりを大切にした交流人口の拡大
- ◆ 様々な媒体を用いた岩手の魅力の発信

《中・長期的な取組》

- ◆ 三陸沿岸の景観・食の魅力に加え、津波防災等の先駆的な取組を誘客要因とした観光資源の創造と、それらの情報発信による多様な観光客の誘致
- ◆ 復興支援の交流をベースとしたツアーや、全国・国際規模の会議、大会等の誘致などによる観光の振興
- ◆ テレビ番組や映画などのロケ地として選択されるような魅力あるまちづくりの促進
- ◆ 日本一の「おもてなし」の心と、歴史・文化、豊かな自然と暮らしが調和する国際的な観光立県を確立

1 「三陸創造プロジェクト」の考え方

本章では、東日本大震災津波により甚大な被害を受けた三陸地域の復旧、復興はもとより、長期的な視点に立ち、世界に誇る新しい三陸地域の創造を目指す観点から、これを体現するリーディング・プロジェクトとして「三陸創造プロジェクト」を掲げ、推進しようとするものである。

三陸創造プロジェクトの特徴

横断性

「第4章 復興に向けた原則と具体的取組」に掲げる10分野の取組とともに、目指す姿の実現に向け、これらの分野を越えて横断的に取り組むもの。

創造性

地域における新しい価値の創造を目指しながら、県民に夢と希望をもたらす取組として実現を目指すもの。

独立性

三陸地域の産業や暮らし、歴史・文化、地理的条件などを踏まえ、三陸らしい地域資源や特性などを最大限に生かしていくもの。

長期性

計画期間内での一定の成果を目指しつつも、より長期的な展望を踏まえ、計画期間を越えて取り組んでいく必要のあるもの。永続的に取り組むべきもの。

多様な主体との連携

復興に向けて、県民はもとより、関係団体、企業、NPOや大学等の高等教育機関など、多様な主体と共に連携していくという計画推進の考え方に基づき、幅広く意見や提言を伺いながら、具体化を進めていくもの。

2 「三陸創造プロジェクト」の内容

本項では、新しい三陸地域の創造を象徴する5つのプロジェクトを掲げる。

なお、本プロジェクトは、「開かれた復興」として、県民や様々な団体等の意見や提言を幅広く伺いながら、地域の新しい価値の創造を目指して進めて行くものであり、プロジェクトの考え方方に合った取組がさらに広がり、磨きあげられていくことを想定していることから、プロジェクトが追加されたり、取組項目の変更や追加が行われることもある。

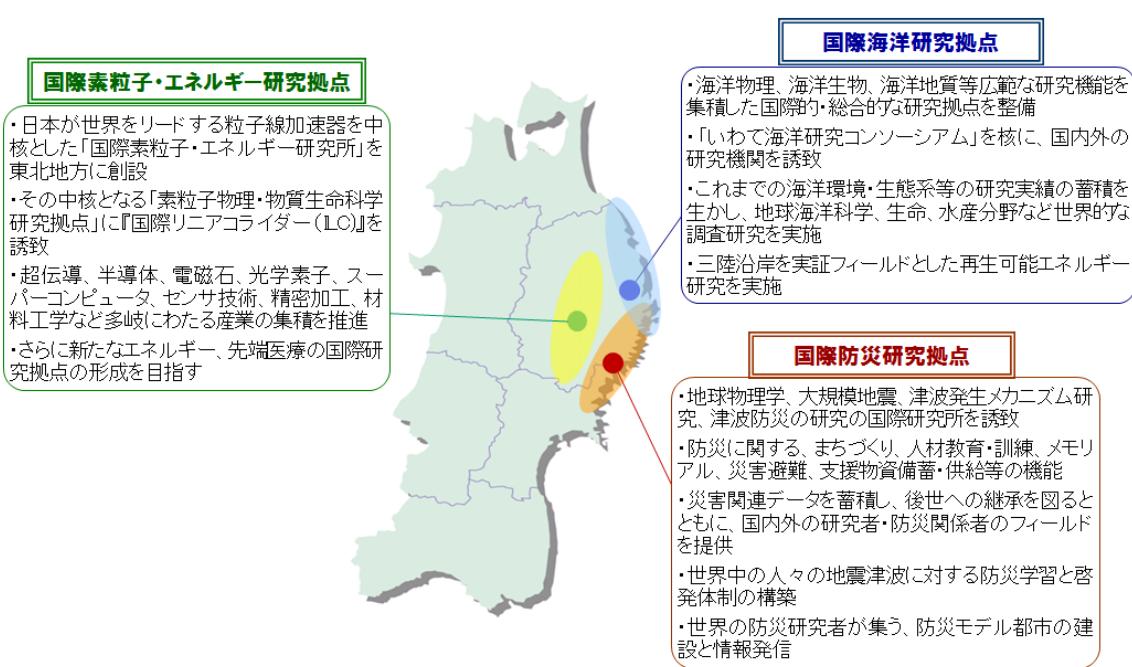
一方、新しい三陸の創造が早期に実現されるよう、早期着手を視野に磨き上げを行う。

目的

三陸地域における「海」や「地質」などの資源や潜在的な可能性を生かしながら、国際的な研究プロジェクトの実現や、地震・津波の防災研究や海洋研究の国内外研究者等の調査・研究活動の促進とネットワークの形成などを通じて、三陸から世界をリードする国際研究交流拠点を形成する。

展開の方向

- 三陸地域を研究フィールドとした地震、津波に関する調査研究を行う国際的な防災研究拠点の形成と国内外の防災研究ネットワークの構築、研究拠点を中心とした防災に強い地域づくりやまちづくりの実践に係る情報発信と交流促進
- 三陸の「海」の資源を活用した新産業創出等に向けた産学官連携による海洋・水産分野のインキュベーション（起業・育成支援）施設の整備や、海洋環境・生態系、海洋バイオ、海洋再生可能エネルギー等に関する調査研究の推進などを通じた海洋研究拠点の形成
- 国際リニアコライダー（ILC）を核とした国際学術支援エリアの形成や、医療、環境、材料など様々な関連産業の集積を促進
- 大地震・大津波という地球活動の痕跡を生かしたジオパーク構想の推進やこれを契機とした学習・研究フィールドの形成



目的

三陸の地域資源を活用した再生可能エネルギーや省エネルギー技術の導入を促進し、災害にも対応できる自立・分散型のエネルギー供給体制を構築することにより、環境と共生したエコタウンの実現に向けた取組を推進する。

展開の方向

- 太陽光発電や洋上風力発電、地中熱・太陽熱利用型空調設備などの導入、再生可能エネルギーを活用した地域冷暖房の導入や発電プラントの建設など、再生可能エネルギーの導入促進
- 地域の木材を活用した木造住宅や公共施設等の建設、木質系災害廃棄物を含む木質バイオマス資源等の地域循環システムの構築や地域熱供給のインフラ整備など、本県の豊富なバイオマス資源の有効活用の促進
- 太陽光発電パネルや風力発電装置、LED照明、プラグインハイブリッド自動車・電気自動車等の普及、充電設備等のインフラ整備、燃料電池や蓄電池周辺技術の開発など、再生可能エネルギーや省エネルギー関連設備・技術の導入促進及び関連産業との連携
- 企業や家庭などへの蓄電設備やスマートメーター等の普及、再生可能エネルギー利活用に向けた技術検証などスマートコミュニティ・スマートシティ形成に向けた取組

イメージ図



目的

東日本大震災津波により犠牲となった方々の故郷への思いや、未曾有の大災害から得た経験を確実に次世代に継承し、その教訓を「防災文化」として将来に生かすことによって、いわての防災力向上など災害に強いまちづくりを推進する。

展開の方向

- 津波資料館（アーカイブセンター）を拠点とした地震・津波災害の記録収集や展示による次世代への確実な経験の継承と地域防災に関する情報発信
- 失われた命への追悼と鎮魂のための津波慰霊碑の建立や、防災拠点としての機能を有するメモリアル公園の整備
- 犠牲者の鎮魂や被災地の夢と希望を託した震災津波の記憶を未来へ語り継ぐイベントの開催や、震災津波体験者による記憶・教訓の伝承
- 大学等と連携し、地域防災の研究や震災津波の伝承・記録、地域の防災リーダー育成などを含めた総合的な防災力の強化
- 震災津波体験を踏まえた「いわての復興教育」の構築をはじめとした学校教育の充実など、防災機能を強化した新しい学舎（まなびや）を拠点とした復興を担う次世代の人材育成

イメージ図



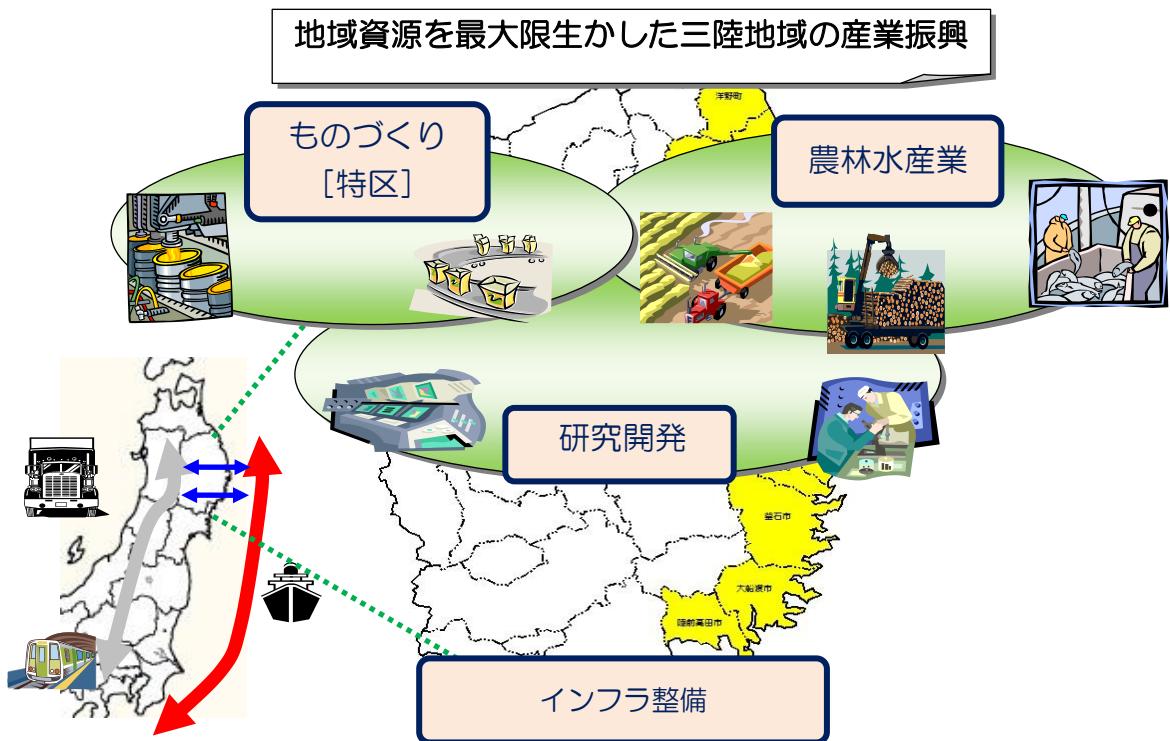
目的

復興特区制度を活用した総合的施策の推進による内陸地域と沿岸地域が一体となったオール岩手でのものづくり産業の振興をはじめ、安全で快適な農山漁村の中で高い生産性と収益性を実現する農林水産業の振興、三陸地域を中心とした本県の地域資源を生かした研究開発の促進による新産業の創出やそれらを支える社会インフラの整備などにより、1次産業から3次産業まで広く三陸地域全体の産業の振興を図る。

展開の方向

- 「ものづくり特区」など総合的な支援策の実施やものづくり人材の育成を通じた、県内一体となったものづくり産業の振興
- 三陸地域を中心とした本県の地域資源を生かした、コバルト合金や多様な農林水産資源を活用したナノカーボン等の新素材関連研究拠点の形成と新産業の創出
- 三陸の「海」の資源を活用した新産業創出等に向けた産学官連携による海洋・水産分野のインキュベーション（起業・育成支援）施設の整備や、海洋環境・生態系、海洋バイオ、海洋再生可能エネルギー等に関する調査研究の推進などを通じた海洋研究拠点の形成（再掲）
- 新たなまちづくり（土地利用等）と連動した、高度な衛生・鮮度管理に対応できる産地魚市場や高い生産性・収益性を実現する加工施設群の集積など、多様で高い付加価値を有する製品が産み出される水産加工拠点の形成
- 農業生産と生活の場が調和した安全で快適な農村空間において、大規模な施設園芸団地を核とした新たな産地の形成や、畜産業・食産業などの地域産業と連携した6次産業化の展開など、地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現
- 県内の工務店等による県産木材を活用した復興住宅や公共施設の建設など、地域の森林・林業・木材産業の振興と地域経済の活性化
- 災害に強い確実な物流インフラや住民が孤立しない通信インフラの構築など三陸地域の産業を支える基盤整備

イメージ図



目的

復興活動を契機とした交流人口の拡大や、豊かで多彩な自然環境、地形・地質、岩手の風土に根ざした歴史の中で育まれた文化遺産や伝統芸能などを生かした地域ツーリズム等の展開を通じて、新たな岩手ファンや観光客などとの交流拡大により、三陸地域における一層の観光振興、定住・交流の促進を図る。

展開の方向

- 全国や世界各地から寄せられている様々な復興に向けた支援や参画の広がりを契機とし、人と人、地域と地域といったつながりをさらに広げ、交流人口の拡大による地域コミュニティの活性化を支援
- 平泉の文化遺産の世界遺産登録を契機として、平泉に象徴される浄土思想や自立と共生の理念、人と人、人と自然との共生の考え方に基づく価値の発信を通じて、その考え方と共感する広範な連帯と参画の促進による歴史・文化を生かした地域づくりの推進
- 新しい国立公園の設立を契機としたエコツーリズム、グリーン・ツーリズム、ジオツーリズムや地域産業との連携のもとでの体験・滞在型観光の展開による地元住民等との交流促進
- 多様な参画による開かれた復興の一環として、芸術家などの長期滞在による創作活動の支援を通じた文化芸術創造拠点の形成や、地域人材の育成など文化芸術をテーマとしたまちづくりの推進

イメージ図



1 市町村と連携した復興の取組

(1) 被災市町村との連携

復興の実現に向けて、県は、被災市町村の状況と復興に向けた考え方を十分に踏まえて計画を策定し、県の取組を重点的に進めるとともに、制度的、人的・技術的な面などから被災市町村の取組を最大限支援することが重要である。

このため、復興に向かって歩みを進めるに当たっては、被災状況や土地利用の状況、産業構造等の地域特性を十分に尊重しつつ、被災市町村の復興計画等の策定段階や実施数段階など、それぞれのステージにおいて当該市町村との連携を図りながら、復興が着実に達成されるよう取組を推進する。

(2) 内陸市町村との連携

今回の大震災津波においては、発生直後から被災地の後方支援活動拠点として様々な支援を行っている遠野市をはじめ、内陸地域の市町村による被災地への支援が継続的に実施されている。

こうした中、内陸地域の市町村においても、直接的な被害や社会経済的な影響が及んでいることから、復興に向けては、沿岸地域と内陸地域の連携による全県一体となった継続的な取組が重要であり、県として、内陸市町村とも情報共有・意見交換を密にしながら十分な連携を図り、県全体として痛みと希望を分かち合いつつ、長期的な視野に立った取組を推進する。

2 県民、関係団体、企業、NPO、高等教育機関など県内外の多様な主体との連携

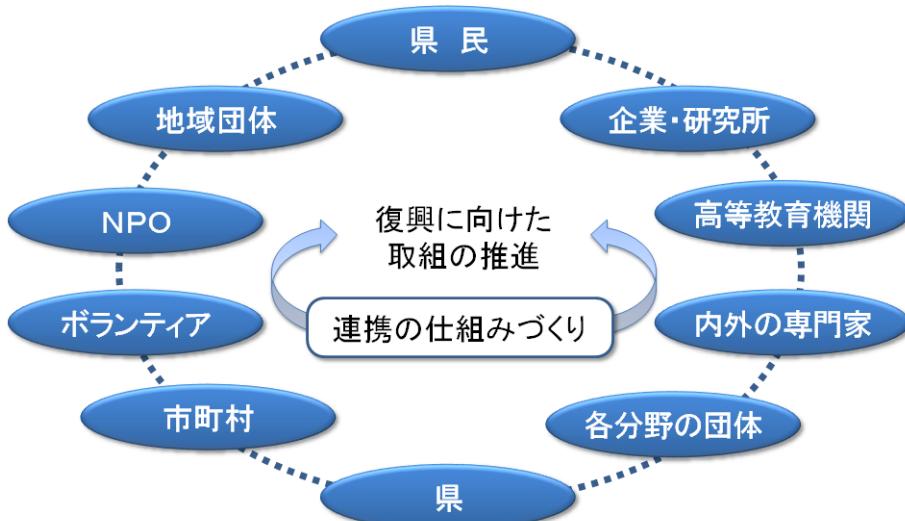
今回の大震災津波の発生以降、県民はもとより、全国や海外から様々な支援が寄せられるとともに、被災者一人ひとりに寄り添う様々なボランティア活動などが展開されている。被災者の「暮らし」の再建や「なりわい」の再生などの復興に向けた取組に当たって、こうした県民、各分野や地域等の関係団体、企業、NPO、高等教育機関をはじめとした多様な活動主体による「新しい公共」が果たす役割は大きい。

「いわて県民計画」においても、地域社会を構成するあらゆる主体が、共に支え合い総力を結集していくという「地域経営」の考え方に基づく取組を推進してきたところであり、復興に向けても、こうした「新しい公共」の力が最大限に發揮されるよう、民間を中心とした多様な復興活動の展開のための連携の仕組みづくりを促進し、その活動を支援する。

また、被災に伴い、地域や職場、家庭でのつながりが薄れることによって社会的な孤立が生じることが懸念されており、こうした課題に対応し、被災者一人ひとりにとっての復興を実現するため、女性や高齢者、障がい者、子ども、若者、外国人県民等の視点も含めた、社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)の観点に立った取組の展開が図られるよう留意する。

さらに、災害直後からの救援・復旧に当たって全国や海外と培われたつながりの芽を大切にし、引き続き、復興に向けた多様な連携の輪を広げていく。

復興に向けた多様な主体との連携のイメージ



3 国家プロジェクトとしての復興の提案等

今回の大震災津波は、被害の広域性・甚大性から、県や市町村において対応できる範囲を大きく超える国家的な災害となっている。

また、本県沿岸地域をはじめとする東北の被災地が今回の大震災津波からの復興を遂げることは、日本全体の復興と、更なる発展に結び付くものである。

このため、国として、県や市町村との連携を図りながら、復興に向けた取組に対する積極的な支援を行うとともに、国直轄事業の実施も含め、国家プロジェクトとして主体的に取り組み、税財政措置や規制緩和、社会資本への重点投資、被災地の早期復興に向けた新たな制度の創設など、復興に向けた必要な措置を講じるよう、県として提案等を行っている。

この計画により、県としての復興の方向性と取組を明らかにしながら、引き続き、国に対して必要な提案等を行っていく。

4 他の地方公共団体との連携

今回の大震災津波は、本県のみならず、宮城県、福島県など広範な地域に未曾有の被害をもたらしている。また、災害に伴う産業活動の停滞や風評被害などによる社会経済への影響も甚大であり、今後の復興に向けた様々な課題を克服していくため、本県として進める取組の他、これら被災県、さらには、北海道・東北などの連携による県境を越えた取組を行っていく。

さらに、発災以降、本県に現地事務所を設置した関西広域連合をはじめ、東京都、静岡県、

名古屋市など、多くの地方公共団体から力強い支援の手が差し伸べられており、こうした連携は、新たな地方自治の姿を示唆するものと考えている。引き続き、地方公共団体との連携も復興の力としながら、取組を進めていく。

5 専門家の意見・提言の反映

この計画は、科学的、技術的な知見に立脚し、被災市町村等の復興を長期的に支援するという考え方に基づき、津波防災や土木、都市計画等の専門家、研究者の方々の実態調査や技術的な意見・提言などをベースとした岩手県東日本大震災津波復興委員会における審議を基本とし、被災地・被災者をはじめとする県内の各分野の方々の復興への意見、要望等も踏まえて策定している。

また、復興に向けて、県内をはじめ、全国、海外の専門家等から貴重な意見や提言・アイデアが数多く寄せられており、計画の策定とともに、具体的な取組に当たっての参考として活用していく。

特に、世界に誇る新しい三陸地域の創造に向けた「三陸創造プロジェクト」については、県民に将来の夢と希望をもたらす取組として実施するものであり、「開かれた復興」という観点に立ち、今後、県内外、さらに海外の専門家からの意見や提言もいただきながら、具体化を進めていく。

6 復興財源の確保

復興のためには、国庫補助負担率の引き上げや補助対象の拡大、採択基準の弾力化等、国の方強い支援を基本とした措置の創設が不可欠であり、国に対して強く要請していく。

国庫補助負担率の引き上げや補助対象の拡大がなされた場合でも、地方が負担する費用は膨大となり、また、国庫補助制度等のすき間を埋めるきめ細かな単独事業の実施が重要であることから、これらの地方負担に対する財源措置の充実・確保が必要である。さらに、「復興一括交付金」など地方の創意工夫を發揮させる自由度の高い仕組みの創設なども必要であるため、これらについて引き続き国に対して強く要請していく。

また、本県では、独自課税として、「いわての森林づくり県民税」及び「産業廃棄物税」を実施し、それぞれの課税目的に則した施策を展開してきたところであるが、これらの税収についても、制度趣旨に基づく範囲において復興のために活用していく。

7 計画の進行管理

迅速な復興を達成するため、計画の進行管理については、計画のマネジメントサイクルに基づき、県が行う施策、事業の実施状況や進捗について明らかし、計画の実効性を高め、その着実な推進を図るとともに、次に実施する取組につなげていく。

附属資料

1 推進体制

1 岩手県東日本大震災津波復興委員会委員及びオブザーバー並びに専門委員名簿

[委員]

(平成 23 年 8 月 3 日現在 19 名 : 五十音順)

区分	氏名	職名等	就任期間
委員長	藤井 克己	岩手大学 学長	平成 23 年 4 月 11 日～
副委員長	元持 勝利	岩手県商工会議所連合会 会長	平成 23 年 4 月 11 日～
委員	石川 育成	社団法人岩手県医師会 会長	平成 23 年 4 月 11 日～
	伊東 碩子	社団法人岩手県栄養士会 会長	平成 23 年 4 月 26 日～
	植田 真弘	岩手県立大学宮古短期大学部 学部長	平成 23 年 4 月 11 日～
	遠藤 洋一	岩手県教育振興基本対策審議会 会長	平成 23 年 4 月 11 日～
	及川 公子	特定非営利活動法人 岩手県地域婦人団体協議会 会長	平成 23 年 4 月 26 日～
	大井 誠治	岩手県漁業協同組合連合会 会長	平成 23 年 4 月 11 日～
	小川 慎	社団法人岩手県建築士会 会長	平成 23 年 4 月 11 日～
	桑島 博	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 会長	平成 23 年 4 月 11 日～
	佐藤 泰造	岩手県水産加工業協同組合連合会 代表理事長	平成 23 年 4 月 11 日～
	高橋 真裕	社団法人岩手県銀行協会 理事会長	平成 23 年 4 月 11 日～
	田中 卓	特定非営利活動法人やませデザイン会議 議長	平成 23 年 4 月 11 日～
田沼 征彦			平成 23 年 7 月 29 日～
長澤 壽一		岩手県農業協同組合中央会 会長	平成 23 年 4 月 11 日～ 平成 23 年 7 月 28 日
長岡 秀征	社団法人岩手県工業クラブ 会長理事		平成 23 年 4 月 11 日～
中崎 和久	岩手県森林組合連合会 代表理事長		平成 23 年 5 月 13 日～
野田 武則	岩手県沿岸市町村復興期成同盟会 会長（釜石市長）		平成 23 年 4 月 11 日～
平山 健一	独立行政法人科学技術振興機構 JST イノベーションサテライト岩手 館長		平成 23 年 4 月 11 日～
福田 泰司	東日本旅客鉄道株式会社執行役員 盛岡支社長		平成 23 年 4 月 11 日～

[オブザーバー]

(5名)

氏名	職名等	就任期間
佐々木一榮	岩手県議会 議長	平成23年4月26日～
佐々木順一	岩手県議会 災害対策特別委員会委員長	平成23年4月26日～
千葉伝	岩手県議会 災害対策特別委員会副委員長	平成23年4月26日～
工藤栄吉	国土交通省東北地方整備局 三陸国道事務所 所長	平成23年7月29日～
齊藤廣見		平成23年4月11日～ 平成23年7月28日
村上明宏	国土交通省東北地方整備局 釜石港湾事務所 所長	平成23年4月11日～

[専門委員]

(平成23年8月3日現在 14名：五十音順)

氏名	職名等
荒俣宏	作家
小川正人	放送大学教養学部 教授
川村雄介	株式会社大和総研 専務理事
北村喜宣	上智大学法学部 教授
玄田有史	東京大学社会科学研究所 教授
西郷真理子	株式会社まちづくりカンパニー・シープネットワーク 代表取締役 都市計画家
清水慎一	立教大学観光学部 特任教授
関満博	明星大学経済学部 教授
多胡秀人	アビームコンサルティング株式会社 顧問
田中慶司	東京医科大学 理事長
浜田淳	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 教授
三谷陽造	財団法人神戸国際観光コンベンション協会コンベンション事業部 参事
藻谷浩介	日本政策投資銀行地域振興部 参事役
森地茂	政策研究大学院大学 政策研究センター所長

2 岩手県東日本大震災津波復興委員会総合企画専門委員会委員名簿

(平成 23 年 8 月 3 日現在 7 名 : 五十音順)

区分	氏名	職名等
委員長	齋藤 徳美	放送大学岩手学習センター 所長
副委員長	豊島 正幸	岩手県立大学地域連携本部本部長、総合政策学部教授
委員	緒方 武比古	北里大学 海洋生命科学部長
	谷藤 邦基	(財) 岩手経済研究所地域経済調査部 主席研究員
	平山 健一	独立行政法人科学技術振興機構 JST イノベーションサテライト岩手 館長
	広田 純一	岩手大学農学部 教授
	南 正昭	岩手大学工学部 教授

3 岩手県津波防災技術専門委員会委員及びオブザーバー名簿

[委員]

(平成 23 年 8 月 3 日現在 8 名 : 五十音順)

区分	氏名	職名等
委員長	堺 茂樹	岩手大学 工学部長
委員	今村 文彦	東北大学大学院 教授
	首藤 伸夫	東北大学 名誉教授
	内藤 廣	建築家・前東京大学教授
	羽藤 英二	東京大学大学院 准教授
	平山 健一	独立行政法人科学技術振興機構 JST イノベーションサテライト岩手 館長
	南 正昭	岩手大学工学部 教授
	山本 英和	岩手大学工学部 准教授

[オブザーバー]

(平成 23 年 8 月 3 日現在 7 名 : 五十音順)

氏名	職名等
諏訪 義雄	国土交通省 国土技術政策総合研究所河川研究部 海岸研究室長
富田 孝史	独立行政法人港湾空港技術研究所 アジア・太平洋沿岸防災研究センター 上席研究官
中嶋 義全	国土交通省 東北地方整備局港湾空港部 港湾計画課長
永嶋 善隆	農林水産省 東北農政局 農村計画部長
毛利 栄征	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所 施設工学研究領域長
八木 宏	独立行政法人 水産総合研究センター 水産工学研究所水産土木工学部水産基盤グループ長
横山 喜代太	国土交通省 東北地方整備局河川部 地域河川課長

岩手県東日本大震災津波復興委員会設置要綱

(設置)

第1条 「平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波」により著しい被害を受けた本県の復興に関する事項を調査審議するため、岩手県東日本大震災津波復興委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 震災復旧、復興の現状と課題の分析に関すること。
- (2) 復興に向けた提言に関すること。
- (3) その他復興施策の推進に当たって必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、知事が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。
- 3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第6条 委員会は、知事が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、当該専門の事項に関して十分な知識及び経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 専門委員会は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解散するものとする。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要に応じて学識経験のある者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、復興局において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

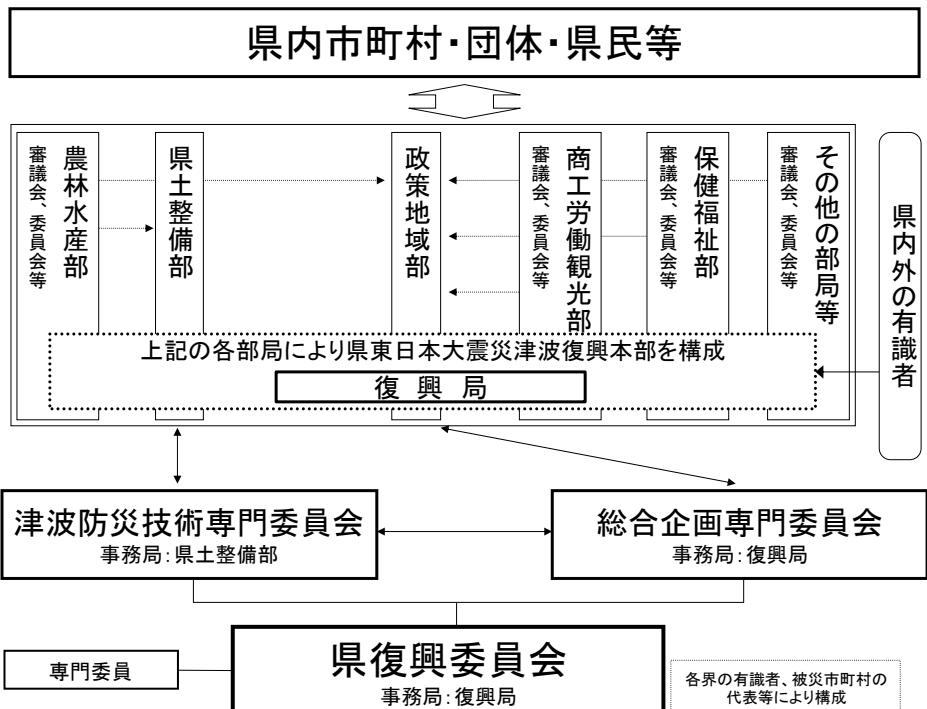
附 則

この要綱は、平成23年4月8日から施行する。

附 則（平成23年6月10日一部改正）

この要綱は、平成23年6月10日から施行する。

【参考】計画策定の体制



岩手県東日本大震災津波復興委員会総合企画専門委員会設置要領

(設置)

第1 岩手県東日本大震災津波復興委員会設置要綱第7条第1項の規定に基づき、岩手県東日本大震災津波復興委員会（以下「委員会」という。）に総合企画専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。
(所掌事務)

第2 専門委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合的な見地から行う復興に関する課題の調査に関すること。
- (2) 総合的な見地から行う復興に関する課題間の調整に関すること。
- (3) その他分野間の調査と整合性を図るために必要な事項に関すること。

(庶務)

第3 専門委員会の庶務は、復興局において処理する。

(雑則)

第4 本要領に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、岩手県東日本大震災津波復興委員会専門委員会運営要領による。

附 則

この要領は、平成23年4月30日から施行する。

附 則（平成23年6月10日一部改正）

この要領は、平成23年6月10日から施行する。

岩手県津波防災技術専門委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「岩手県津波防災技術専門委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、東日本大震災津波からの復興に向けた「復興ビジョン」及び「復興計画」を策定するにあたり、被害状況等の調査結果や技術的根拠等専門的な知見に基づき、地域の歴史や文化、産業等の地域特性を考慮し、津波対策の方向性、津波対策施設の整備目標、防災型の都市・地域づくりについて検討、提言を行い、まちづくりに資することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 津波対策、防災型の都市・地域づくりの現状と課題の分析に関すること。
- (2) 津波対策の方向性、津波対策施設の整備目標、防災型の都市・地域づくりに係る提言に関すること。
- (3) その他津波対策、防災型の都市・地域づくりの推進にあたって必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、別表の委員で構成するものとし、委員は知事が委嘱する。

2 委員の任期は、第2条に掲げる目的の達成をもって終えるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総務し、懇談会の議長となる。
- 4 委員長に事故ある時は、委員長の指名するものが、その任務を代行する。

(オブザーバー)

第6条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、知事が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。
- 3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第7条 委員会は、知事が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認める場合は、委員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、県土整備部において処理する。

(規約の改正)

第9条 この規約を改正する必要があると認められるときは、委員会で協議する。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議する。

附 則

この規約は、平成23年4月15日から施行する。

附属資料

3 策定の経過

月 日	内 容
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災津波発災
平成 23 年 4 月 7 日	余震発生（県内最大震度 6 弱）
平成 23 年 4 月 11 日	「がんばろう！岩手」宣言発表
同日	「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」決定
同日	第1回岩手県東日本大震災津波復興委員会 〔議事等〕 <ul style="list-style-type: none">・委員長・副委員長選任・東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針・復興に向けた論点
平成 23 年 4 月 14 日	岩手県東日本大震災津波復興委員会現地調査（陸前高田市、大船渡市、釜石市）
平成 23 年 4 月 15 日	岩手県東日本大震災津波復興委員会現地調査（宮古市、山田町、大槌町）
平成 23 年 4 月 22 日	第1回岩手県津波防災技術専門委員会 〔議事等〕 <ul style="list-style-type: none">・委員長選任・東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針・今後の検討の進め方
平成 23 年 4 月 25 日	岩手県東日本大震災津波復興本部（本部長：知事）及び復興局の設置
同日	「いわて復興ネット」（県復興計画策定サイト）の開設
平成 23 年 4 月 26 日	第2回岩手県東日本大震災津波復興委員会 〔議事〕 <ul style="list-style-type: none">・各委員からの提言・復興に向けた論点
平成 23 年 4 月 30 日	第1回総合企画専門委員会 〔議事等〕 <ul style="list-style-type: none">・委員長・副委員長選任・各委員からの提言・復興に向けた論点
平成 23 年 5 月 8 日	第2回岩手県津波防災技術専門委員会 〔議事〕 <ul style="list-style-type: none">・現況施設の効果検証及び海岸保全施設の被災メカニズム・津波対策の方向性、津波対策施設の整備目標、防災型の都市・地域づくりの考え方
平成 23 年 5 月 13 日	第3回岩手県東日本大震災津波復興委員会 〔議事〕 <ul style="list-style-type: none">・各委員からの提言・復興に向けた具体的な取組

月 日	内 容
平成 23 年 5 月 16 日	第 2 回総合企画専門委員会 〔議事〕 <ul style="list-style-type: none">・各委員からの提言・復興計画の構成・復興に向けた具体的取組
平成 23 年 5 月 22 日	第 3 回総合企画専門委員会 〔議事〕 <ul style="list-style-type: none">・復興計画のフレーム・復興の基本目標・復興に向けた原則と具体的取組等
平成 23 年 5 月 23 日	第 3 回岩手県津波防災技術専門委員会 〔議事〕 <ul style="list-style-type: none">・津波再現シミュレーション結果・津波対策の方向性等の考え方・復興まちづくりのイメージ
平成 23 年 5 月 25 日	第 4 回岩手県東日本大震災津波復興委員会 〔議事〕 <ul style="list-style-type: none">・復興の基本目標等・復興に向けた原則と具体的取組等
平成 23 年 5 月 30 日	沿岸市町村副市町村長等との意見交換会（13 市町村）
平成 23 年 5 月 31 日	内陸市町村副市町村長等と県との会議（21 市町村）
平成 23 年 6 月 1 日	東日本大震災津波復興本部員会議 〔議事〕 <ul style="list-style-type: none">・復興基本計画（案）
同日	第 4 回総合企画専門委員会 〔議事〕 <ul style="list-style-type: none">・復興基本計画（案）
平成 23 年 6 月 2 日	沿岸地域各団体と県との意見交換会（久慈・宮古・山田会場）
平成 23 年 6 月 3 日	沿岸地域各団体と県との意見交換会（釜石・大船渡会場）
平成 23 年 6 月 7 日	第 5 回岩手県東日本大震災津波復興委員会 〔議事〕 <ul style="list-style-type: none">・復興基本計画（案）
平成 23 年 6 月 8 日	岩手県議会平成 23 年 6 月臨時会において、岩手県知事部局に復興局を設置することを承認
平成 23 年 6 月 9 日	東日本大震災津波復興本部員会議 〔議事〕 <ul style="list-style-type: none">・復興基本計画（案）決定
平成 23 年 6 月 15 日	第 2 回岩手県沿岸市町村復興期成同盟会総会（13 市町村） <ul style="list-style-type: none">・岩手県の復興基本計画（案）の説明及び意見交換
平成 23 年 6 月 16 日	第 2 回内陸部市町村と県との会議（19 市町村） <ul style="list-style-type: none">・岩手県の復興基本計画（案）の説明及び意見交換
平成 23 年 6 月 21 日 ～ 7 月 31 日	復興基本計画（案）に対するパブリックコメントの実施

月 日	内 容
平成 23 年 7 月 4 日	第 4 回岩手県津波防災技術専門委員会 〔議事〕 <ul style="list-style-type: none">・復興基本計画（案）・第 3 回委員会における主な意見とその対応・個別地区における津波対策施設の整備目標
平成 23 年 7 月 13 日	復興基本計画（案）に対する地域説明会（普代・野田会場）
平成 23 年 7 月 14 日	復興基本計画（案）に対する地域説明会（久慈・洋野会場）
平成 23 年 7 月 15 日	復興基本計画（案）に対する地域説明会 (宮古・大船渡・釜石・二戸会場)
平成 23 年 7 月 16 日	復興基本計画（案）に対する地域説明会（陸前高田会場）
平成 23 年 7 月 19 日	復興基本計画（案）に対する地域説明会 (奥州・大槌・山田会場)
平成 23 年 7 月 20 日	復興基本計画（案）に対する地域説明会（盛岡・一関会場）
平成 23 年 8 月 2 日	東日本大震災津波復興本部員会議 〔議事〕 <ul style="list-style-type: none">・復興実施計画（案）
平成 23 年 8 月 4 日	第 5 回総合企画専門委員会 〔議事〕 <ul style="list-style-type: none">・復興基本計画（案）・復興実施計画（案）
平成 23 年 8 月 5 日	第 6 回岩手県東日本大震災津波復興委員会 〔議事〕 <ul style="list-style-type: none">・復興基本計画（案）・復興実施計画（案）
平成 23 年 月 日	東日本大震災津波復興本部員会議（予定） 〔議事〕 <ul style="list-style-type: none">・岩手県議会提案に向けた「復興基本計画（案）」の決定

東日本大震災津波からの 復興に向けた基本方針

平成 23 年 4 月 11 日

岩 手 県

東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針

平成 23 年 4 月 11 日
岩 手 県

1 趣旨

東日本大震災津波からの復興に向けて、緊急的に取り組む内容や、復興への地域の未来の設計図となる復興ビジョン及び復興計画の策定など、県として取り組む基本的な方針を明らかにするものです。

2 基本方針を貫く二つの原則

- 基本方針を貫く二つの原則を掲げ、この原則のもとに取組を進めていきます。
- 被災者の人間らしい「暮らし」、「学び」、「仕事」を確保し、一人ひとりの幸福追求権を保障する
 - 犠牲者の故郷への思いを継承する

3 緊急的に取り組む内容

行方不明者の捜索や被災者への生活支援、県民生活の回復を最優先課題とし、緊急的に取り組む内容は、以下のとおりです。

(1) 県の取組事項

- 行方不明者の捜索
- 被災者の生活支援
 - ・ 避難所の運営支援
 - ・ 内陸部への一時避難
 - ・ 応急仮設住宅の建設 等
- ライフライン等の復旧
 - ・ 電気・ガス、水道、交通・通信網などの早期復旧
 - ・ 日常生活に必要な物資の安定供給
 - ・ 燃料の確保 等
- 被害市町村に対する人的支援
 - ・ 行政機能回復支援
 - ・ 応急措置支援 等
- 保健医療提供体制の整備
 - ・ 救援医療体制の整備
 - ・ 医薬品等の提供
 - ・ 医療介護等従事者の派遣
 - ・ 被災者の感染症予防等保健・衛生対策
 - ・ 高齢者等要援護者の支援等

- 災害廃棄物(がれき)の処理
 - ・ 市街地や湾内などのがれき等の災害廃棄物の早期処理

- 産業・雇用の復興に向けた基盤構築

- ・ 被災企業への金融支援
- ・ 中小企業者への相談体制の整備
- ・ 雇用対策基金による被災地における雇用の維持 等

- 水産業等の復興に向けた基本機能の早期復旧

- ・ 農林水産業施設等の被害実態調査・応急対応
- ・ 漁業協同組合機能の早期回復支援
- ・ 生産基盤を失った生産者への支援 等

- 公共土木施設等の早期復旧

- ・ 被災状況の実態調査
- ・ 道路や港湾、汚水処理施設等の公共土木施設等の応急対応 等

- 教育環境の復旧

- ・ 被災地域における学校の再開
- ・ 被災地の児童・生徒の心のケア支援等 等

(2) 国への要望事項

- 被災者の速やかな救出と救援の強化

- ライフライン等の復旧

- ・ ガソリン等の生活関連物資の安定的供給
- ・ 県民生活への総合的支援
- ・ 地域安全対策の強化 等

- 被災市町村に対する人的・財政的支援

- 医療・福祉

- ・ 医療体制の確保と医療施設や社会福祉施設等の早期復旧
- ・ 被災地を対象とした地域医療再生臨時特定交付金制度の創設
- ・ 避難所への医薬品の提供支援 等

- 災害廃棄物

- ・ 災害廃棄物（がれき）の早期処理と全面的な支援の確保

- 地域産業

- ・ 産業施設の早期復旧と事業継続支援
- ・ 仮設工場の整備・貸与、民間貸工場入居に対する家賃補助
- ・ 当面の資金繰り支援と特別な融資制度（無利子・利子補給）の創設
- ・ 被災した地域産業の事業継続のための大型補助制度の創設 等

- 水産業等

- ・ 漁業と流通・加工業の一体的な再建
- ・ 漁業者等の生活補償等
- ・ 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の円滑な再開

- ・水産基盤施設等の復旧・復興
- ・農地の復旧や畜産被害に関する緊急対策
- ・木材の緊急的な流通対策 等

○ 道路、港湾等の公共土木施設の早期復旧の支援

○ 文教環境の復旧

- ・被災学校に対する支援
- ・避難所における教育の確保
- ・生活基盤を失うおそれのある児童生徒への支援 等

○ 災害復旧事業等に係る地方財政措置等の拡充

4 復興ビジョンと復興計画の策定

(1) 策定の趣旨

復興ビジョン及び復興計画は、今後の復興に当たって、様々な分野の取組を総合的かつ効果的に行うとともに、国・県・市町村はもとより、県民、企業、NPOなど地域社会のあらゆる構成主体が一体となって取り組むための指針として策定するものです。

(2) 復興ビジョンと復興計画

- 「復興ビジョン」は、復興に向けての基本理念や取組内容のあらまし等について定めるものです。
- 「復興計画」は、具体的に取り組む施策や事業、工程表等について定めるものです。
- 復興ビジョン及び復興計画は、「岩手県東日本大震災津波復興委員会」（以下「委員会」という。）の意見を基に、専門家・研究者の提言や、関係市町村、被災者をはじめとした県民等の意見も踏まえながら、策定します。
- 復興にはある程度の期間を要することから、復興ビジョン及び復興計画の期間は、中長期なものを想定していますが、委員会の意見も踏まえ、今後、定めていきます。

(3) 復興に向けて取り組む内容

復興に向けて取り組む内容については、次のように想定していますが、具体的な内容については、委員会の意見を踏まえて定めていきます。また、項目の追加や変更もあるものです。

① 市町村行政機能の支援

- ・被災市町村における復興計画策定支援
- ・被災者の生活再建の支援
- ・復興段階を考慮した被災者向け住宅の供給
- ・地域コミュニティの維持・再生の支援 等

② まちづくり

- ・ハード、ソフトの両面からの災害に強いまちづくりの推進

- ・故郷への思いを生かしたまちづくりの推進
- ・防災を考慮したインフラの復旧と整備
- ・地域と地域を結ぶ広域的な道路ネットワーク形成 等

③ 水産業等

- ・漁業協同組合機能の回復
- ・水産施設（個人施設を含む）の再建と漁業・流通・加工業の再構築
- ・農林業の生産基盤の再生 等

④ 学校・教育

- ・学校・家庭・地域が一体となった「学びの場」の再生
- ・児童生徒の心のケアへの対応
- ・学校・地域における文化・スポーツ活動の再始動 等

⑤ 医療・福祉

- ・まちづくりと連動した保健医療福祉体制の整備
- ・福祉コミュニティの再構築
- ・被災者の心のケアへの対応 等

⑥ 経済産業・雇用

- ・事業所再建と地域産業の事業継続支援
- ・各地域の特色あるものづくり産業の復興と経済産業の基盤構築
- ・科学技術振興やベンチャー支援などによる新産業創出
- ・被災等による離職者の雇用の確保 等

⑦ 観光

- ・観光施設等の再生
- ・風評被害への対応
- ・新たな観光資源の開発
- ・復興のアピールと賑わいの回復 等

5 復興に向けた体制整備

- 震災から復興に向けた取組を加速させるため、県庁内に専担組織を設置します。
- 全県的に必要な行政サービスに配慮しながら、復興事業へのシフトと重点化を図っていきます。

6 国との連携

- 本県を始め、東北地方の復興は、日本全体の繁栄に結び付くものと考えます。このため、国には、県や市町村との連携を図りながら、復興に向けた取組に対する積極的な支援を行うとともに、国直轄事業の実施も含め、国家プロジェクトとして主体的に取り組むことを期待するものです。

東日本大震災津波の発生から1ヶ月が経過した4月11日（月）に、知事が慰問先の県立釜石高等学校において、復興に向けて強く立ち上るという決意や復興の理念などを盛り込んだメッセージを県民や全国民に向けて発し、「がんばろう！岩手」宣言として広くアピールした。

～「がんばろう！岩手」宣言～

3月11日の東日本大震災津波から1ヶ月が経ちました。

岩手では、大勢の方が犠牲となり、行方不明となっている方も数多くいます。また、多くの方が家を失うなどして、避難生活を強いられています。

岩手は、これまで、明治、昭和の三陸大津波や、カスリン、アイオン台風、チリ地震津波、岩手・宮城内陸地震など、何度も大きな自然災害に見舞われてきました。しかし、先人は、決してくじけず、これらの苦難を乗り越えてきました。今回の大災害も、岩手の豊かな自然のもと育まれてきた自立と共生の心があれば、必ずや克服することができます。

宮沢賢治は、「世界がぜんたい幸福にならぬいうちは個人の幸福はあり得ない」という言葉を残しました。

私たち岩手県民は、皆で痛みを分かち合い、心を一つにして、被災された方々が「衣」「食」「住」や「学ぶ機会」「働く機会」を確保し、再び幸せな生活を送ることができるようになります。また、犠牲となられた方々のふるさとへの思いをしっかりと受け止め、引き継いでいきます。

どんなに長く厳しい冬が続いても、暖かい春は必ず訪れます。

全国、そして世界中からいただいたお見舞いや励ましを糧に、県民みんなで力を合わせ、希望に向かって一步ずつ復興に取り組んでいくことを誓い、「がんばろう！岩手」をここに宣言します。

平成23年4月11日

岩手県民を代表して 岩手県知事

達増拓也

付録

用語説明

(50 音順)

用語	説明	掲載ページ
新しい公共	「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、N P O や企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動などをいう。	39,40,62,76
アンテナショップ	企業や自治体が自社、地域の製品紹介や、消費者の反応を把握することを目的として開設する店舗のこと。	66
医療機関のライフライン	発災時においても十分な医療提供を行うための自家発電装置等の非常用設備や水・燃料・医薬品等の備蓄調達体制	34
いわてDC(いわてデステイネーションキャンペーン)	北海道旅客鉄道・東日本旅客鉄道・東海旅客鉄道・西日本旅客鉄道・四国旅客鉄道・九州旅客鉄道のJRグループ旅客6社と指定された自治体、地元の観光事業者等が共同で実施する大型観光キャンペーン。岩手県は平成24年4~6月の実施が決定されており、平成23年度はプレキャンペーンが行われる。	53,55,68
インターンシップ	実務能力の育成や職業選択の準備のために、学生が一定期間企業等で仕事を体験すること。	67
エージェント	代理店、代理人、仲介業者のこと。	68
遠隔医療	電話、FAX、電子メールでのサポートやインターネット等の情報通信技術を用いて、診断、診療等の医療に係る行為や、在宅健康管理等の保健・介護に係る行為を行うこと。	23,34,59
海蝕崖	波食崖ともいう。海に面した山地や台地の前面で主に波食作用によってできた崖。	9
外国人県民等	外国籍を持つ県民や外国にルーツがある日本国籍を持つ県民。	58,63,76
観光地づくりプラットフォーム	従来の観光産業にとどまらない地域の幅広い関係者により構成され、地域資源の観光資源化、人材の育成・ネットワーク化、物販も含めた着地型旅行商品の造成・流通促進等を行う組織。また、観光に関する一元的な対外的窓口機能も果たすことにより、集客・交流の拡大を通じた地域の自立的・持続的発展を担う中核的な地域経営体。	53,54,68
カントリーエレベーター	穀物の集荷及びその穀物の乾燥、選別、貯蔵などを行う施設。日本では、主に米を貯蔵する施設をもった大規模な共同乾燥調製貯蔵施設を指す。	48,65
機関等の共同設置	地方自治法に規定されている地方公共団体間の事務の共同処理の方法の一つで、執行機関の簡素化や人材の有効活用等の観点から、複数の市町村が行政委員会等を共同で設置すること。 ※行政委員会とは、 一般行政部門からある程度独立性をもち複数の委員で構成される執行機関で、委員の合議制で運営されている。例えば、教育委員会や農業委員会がこれにあたる。	41,63
希望ファンド	独立行政法人中小企業基盤整備機構の地域中小企業応援ファンド事業を活用した「いわて希望ファンド」。このファンドを活用して、創業・起業や経営の革新を行おうとする中小企業者等へ助成を行うもの。	64

用語	説明	掲載ページ
教育振興運動	学校、家庭、住民等が相互に連携し、地域の教育課題の解決に自主的に取り組む本県独自の教育運動	61,62
グリーン・ツーリズム	農山漁村において、農地や森林、海洋などの生産基盤、農林水産物、景観、歴史、伝統文化、地域固有の産業、その他地域資源や人々との交流を楽しむ滞在型の交流活動	10,75
国際リニアコライダー（ILC）	全長31～50kmの地下トンネルに建設される、電子と陽電子を加速、衝突させ質量の起源や時空構造、宇宙誕生の謎の解明を目指す大規模研究施設	52,67,70
コバルト合金	耐腐食性・耐摩耗性などに優れ人工関節などの材料として利用が期待される金属材料。本県では、アレルギーの原因となるニッケルを添加しないオリジナルのコバルト合金を開発しており、医療機器、産業用機械の製品化開発や販路拡大の取組を推進している。	73
雇用対策基金	地域の雇用失業情勢が厳しい中で、離職した失業者等の雇用機会を創出するため、各都道府県及び市区町村において、地域の実情や創意工夫に基づき、雇用の受け皿を創り出す事業を行うために、国が各都道府県に造成した基金	32,58,90
雇用調整助成金	景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成するもの。	32,58
災害援護資金	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、負傷又は住居、家財に被害を受けた方に対し、生活の再建に必要な資金を貸し付ける資金制度	58
再生可能エネルギー	自然界にある非化石エネルギーで、一度利用しても再生可能な、枯渇しないエネルギー資源のこと。 例えば、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど。	25,56,70,71,73
サプライチェーン	商品の供給の流れのこと。具体的には、製品・サービスが原料の段階から消費者に届くまでの全てのプロセスをいう。 1つの商品が消費者の手に渡るまでに、受注・発注のサイクルの中で、サプライヤー（原料や部品の供給者）、メーカー、流通業者、卸売業者、小売業者など多くの企業や組織を通過する。 東日本大震災津波では、自動車やIT業界の部品などのサプライチェーンが大混乱し、世界中の生産活動に大きな影響を与えた。	52,67
产地魚市場	漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のため、漁港の近くなど、水産物の陸揚地に開設される市場	23,42,44,45,64,73
ジオツーリズム	地球活動の現象である地質・地形・景観など自然資源のストリームを学ぶ観光。	53,75
ジオパーク	地球活動の遺産を主な見所（ジオサイト）とする自然の中の公園。ジオパークは、ユネスコの支援により2004年に設立された世界ジオパークネットワークにより、世界各国で推進されている。ジオパークは、地質遺産だけでなく考古学的・生態学的もしくは文化的な価値のあるサイトが含まれ、また、防災の視点も重視されている。「世界ジオパーク」はユネスコの支援を受けた世界ジオパークネットワーク（GGN）が審査・認定。このほかに、日本版ジオパークとして、日本ジオパーク委員会（JGC）が審査・認定する「日本ジオパーク」がある。	53,54,68,70

用語	説明	掲載ページ
資本ストック	社会や企業がもつ生産関連設備の量のこと。	8
ストレスマネジメントプログラム	児童生徒のストレスに対する有効な対処方法を身につけるための計画のこと。	36
社会的包摂 (ソーシャル・インクルージョン)	地域や職場、家庭でのつながりが薄れ、社会的な孤立し生活困難に陥った人々を、もう一度社会の中に包摂しようとする政策理念であるが、本計画では、このような孤立が生じないよう、男性、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者、外国人県民等、地域社会を構成するあらゆる世代、性別の方が地域の活動に参加しやすい環境を整え、互いに支え合う地域社会を築きあげるという考え方と捉える。	76
ジョブカフェ	若年者の能力向上・就職促進を目的に、職場体験や職業紹介等、雇用に関連したサービスを提供するセンターのこと。 岩手には、ジョブカフェいわての他、ジョブカフェ花巻、ジョブカフェさくら、ジョブカフェ一関、ジョブカフェ気仙、ジョブカフェ宮古、ジョブカフェ久慈、ジョブカフェいわて☆カシオペアの7か所の地域ジョブカフェがある。	58
心的外傷後ストレス障害 (P T S D)	生命の危険を伴うか、それに匹敵するような強い恐怖をもたらす体験の記憶が心的トラウマになって、それによって生じるトラウマ反応のひとつ。体験のありありとした光景と恐怖などの感情がフラッシュバックのように思い出されたり、強い不安、現在の出来事や過去の体験についての現実感が失われる、出来事を思い出させる刺激を避けようとする行動などが起こり、1か月以上持続するもの。	60
スーパーバイザー	児童生徒への心のサポート体制の充実における「スーパーバイザー」とは、「いわて子どものこころのサポートチーム」の構成員に対して、指導・助言を行う専門的な知識を有する者	36
スマートコミュニティ	スマートグリッド（次世代送電網）などによる消費エネルギーの最適化に加え、地域の交通システムや公共サービスなど、あらゆる側面から社会的インフラと社会システムをエリア単位で統合的に管理・制御するという概念。	71
スマートシティ	スマートコミュニティと同じ概念であり、一般的に、ある特定範囲の「都市」を指すもの。太陽光や風力での発電など再生可能エネルギーを効率よく使いながら、ITを利用してエネルギー・や交通などを制御し、環境負荷を抑えた次世代環境都市。	71
スマートメーター	遠隔検針や遠隔制御機能を持ち、事業所や家庭内の電力使用状況をリアルタイムで把握できる通信機能付きの電力量計。電力を効率的に供給するスマートグリッド（次世代送電網）の運用に役立てるもの。	71
生活福祉資金	低所得者世帯、障害者世帯、失業者世帯などに対して、低利または無利子での資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的とする資金制度	58
第3セクター	国又は地方公共団体（第1セクター）と民間企業（第2セクター）が共同出資して設立した法人。半官半民の法人。	10
多重防災型まちづくり	防潮堤などの「海岸保全施設」、津波防災を考慮した土地利用などの「まちづくり」、避難経路の充実などの「ソフト対策」を地	12,13,16,18, 23,25

用語	説明	掲載ページ
	域の状況に応じて適切に組み合わせた防災を重視したまちづくりのこと。	
地域福祉活動コーディネーター	地域で地域の生活課題や支援が必要な人の福祉ニーズなどに対応して、地域の社会資源（施設、サービス、情報・人など）を活用・調整し、必要な支援を構築する活動を担う者。	40,63
地域包括ケアシステム	個々の高齢者や障がい者の状況や変化に応じて、介護サービスを中心、医療サービスをはじめとする多様な支援を継続的かつ包括的に提供する仕組み。	34,59
低炭素社会	温室効果ガスである二酸化炭素(CO ₂)の排出が少ない社会	67
ナノカーボン	ナノ(10億分の1)メートルサイズの特殊な構造を持つ炭素材料で、炭素が極めて微細な構造を作り、従来の素材にない電気特性等を持っていることが特徴。細長いチューブ状の分子構造を持つカーボンナノチューブがその代表。	73
なりわい	本計画では、農業、漁業、林業、建設業、製造業、商業、サービス業など生計を立てて行くための職業や営みをいう。	1,2,11,12,76
農商工連携ファンド	独立行政法人中小企業基盤整備機構の農商工連携型地域中小企業応援ファンド事業を活用した「いわて農商工連携ファンド」(29億1千万円)で、その運用益により、中小企業者と農林漁業者の連携(農商工連携)による創業・起業や経営の革新を支援し、1次・2次・3次の壁を越えて有機的に連携し、農林水産業と食産業の振興を目的とするもの。	64
バイオマス	バイオ(bio=生物、生物資源)とマス(mas=量)からなる言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源。生物由来であっても、原油や石炭などの化石資源は含まれない。	25,56,71
バランスシート	貸借対照表	50
被災者カルテ	被災者の住所や建物被害状況等の調査結果を統合し、生活再建に向けた状況を記録し、被災者ごとの状況に対応した支援を進めるために作成するカルテ	31,58
被災者生活再建支援金	被災者生活再建支援金制度に基づき、災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するもの。	31,58
開かれた復興	共生の理念の下、国民や国際社会の積極的な支援と参画を得て進める復興のこと。	1,2,4,11,69,75,78
ファンド (復興支援ファンド)	基金、資金。 一般には投資信託などの形で、資金の運用を投資顧問会社等の機関投資家が代行する金融商品を指すが、ここでいう復興支援ファンドは、二重債務を解消するために企業の既存債務の買取を行うための原資(資金)としている。	23,45,50,51,64,66,67,68
福祉マップ	住宅地図上に災害時要援護者(高齢者、障がい者等)や要援護者の支援者、避難所、医療機関などの地域資源や危険個所などの情報を記載することにより、災害時に要援護者の安否確認、避難や支援を迅速に行うための手段として活用するもの。	62
復興道路	三陸沿岸地域の復興のために必要な災害に強い高規格幹線道路等の幹線道路ネットワーク(縦貫軸:三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道、横断軸:東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路(国道106号))	17,23,27,28,57
プラグインハイブリッド	電気モーターとガソリンエンジンを搭載したハイブリッドカー	71

用語	説明	掲載ページ
自動車	(ハイブリッド車)のうち、コンセントから差込プラグを用いて充電することが可能なタイプの自動車。 家庭用電源を使用して給電できるため、自宅で深夜電力などを利用して充電することが可能である。	
ブロードバンド	高速度・大容量の情報伝送信号。また、それを用いた高速のインターネット接続環境のこと。	56
文化財レスキュー	地震・津波等で被災した文化財等の損壊建物の撤去等に伴う廃棄や散逸を防ぐことを目的として、文化財等を緊急に救出し、安全な場所に一時保管を行い、応急処置を施すこと。	38
防災文化	災害体験により培われた先人の知恵を大切に、自然と折り合いながら暮らし、再び津波により人が亡くなることのない、より安全で暮らしやすい地域を創り上げていくための防災意識や避難行動を促す取組。	13,14,26,57, 72
まちづくりのグランドデザイン	まちづくりの長期的、総合的な構想のこと。	2,3,11,12,13, 14,15,16,18, 41
モーメントマグニチュード (Mw)	地震は地下の岩盤がずれて起こるが、この岩盤のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュードを、モーメントマグニチュード (Mw) という。普通のマグニチュード (M) は地震計で観測される波の振幅から計算され、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表すことができないので対し、モーメントマグニチュードは大きな地震に対しても有効である。	5
木質バイオマス	「バイオマス」のうち、木材からなるものを「木質バイオマス」と呼び、主に樹木の伐採や造材の時に発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などがある。	25,56,71
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体、言語など人々が持つ様々な特性や違いを意識することなく、できるだけ全ての人が利用しやすく、全ての人に配慮した環境、建物、製品等のデザインをしていこうという考え方。	26,57
ライフライン	生活・生命の維持に必要不可欠な、電気・ガス・上下水道・通信・物流等の供給路のこと。	8,24,25,56, 89,90
ワンストップ	一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス又は窓口のこと。	32,50,58,63, 66